

視点 3 . 資産形成を促進するための環境整備 (投資教育・運用関係見直し)

令和 5 年10月17日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

確定給付企業年金制度（DB）の環境整備

本日も議論いただきたい点

確定給付企業年金制度（DB）の環境整備

- DBの運用力向上に向けた対応の方向性（運用受託機関の適切な選任、スチュワードシップ活動の実質化など）
- 受託者責任など、DBのガバナンスのあり方
- 小規模のDBの運用力の向上に向けた、DBの共同運用のあり方等の対応
- 加入者のための運用の見える化のあり方、検討にあたって必要な論点・課題

- 定年延長に伴う給付減額の判定基準を検討にあたって必要な論点・課題
- 保証期間の上限の検討にあたって必要な論点・課題 など

D B の概要と現状



企業年金制度の変遷

「企業年金二法」の制定

- バブル経済の崩壊により資産運用環境は著しく悪化し、厚生年金基金等の積立不足が拡大。
- 1999（平成11）年から2年間、運用時の課税凍結（特別法人税の課税凍結）。その後も課税凍結の措置が繰り返されている。
- 2000（平成12）年の退職給付に係る新会計基準の導入もあり、厚生年金基金の代行返上を求める動き。
- 2001（平成13）年10月には、拠出建ての新たな企業年金である「確定拠出年金制度（DC）」、2002（平成14）年4月には、代行部分を持たない企業年金である「確定給付企業年金制度（DB）」の創設（厚生年金基金の代行返上を可能とし、適格退職年金で不十分だった受給権保護を強化）。

<既存制度に対する問題意識>

適格退職年金

厚生年金基金

退職給付を年金制度として実施する形で多くの企業が導入したが、バブル崩壊後の運用環境悪化等に伴い、企業年金をやめるケースが増加

<企業の経済活動環境の変化>

退職給付に係る新会計基準
(2000(平成12)年4月導入)

企業年金に関する積立不足をバランスシートに負債として計上することとされたことから、母体企業の財務に大きな影響

<社会経済情勢との関係>

新制度創設の要請

雇用の流動化にも対応できる制度創設の要請

確定給付企業年金制度(DB)
の創設

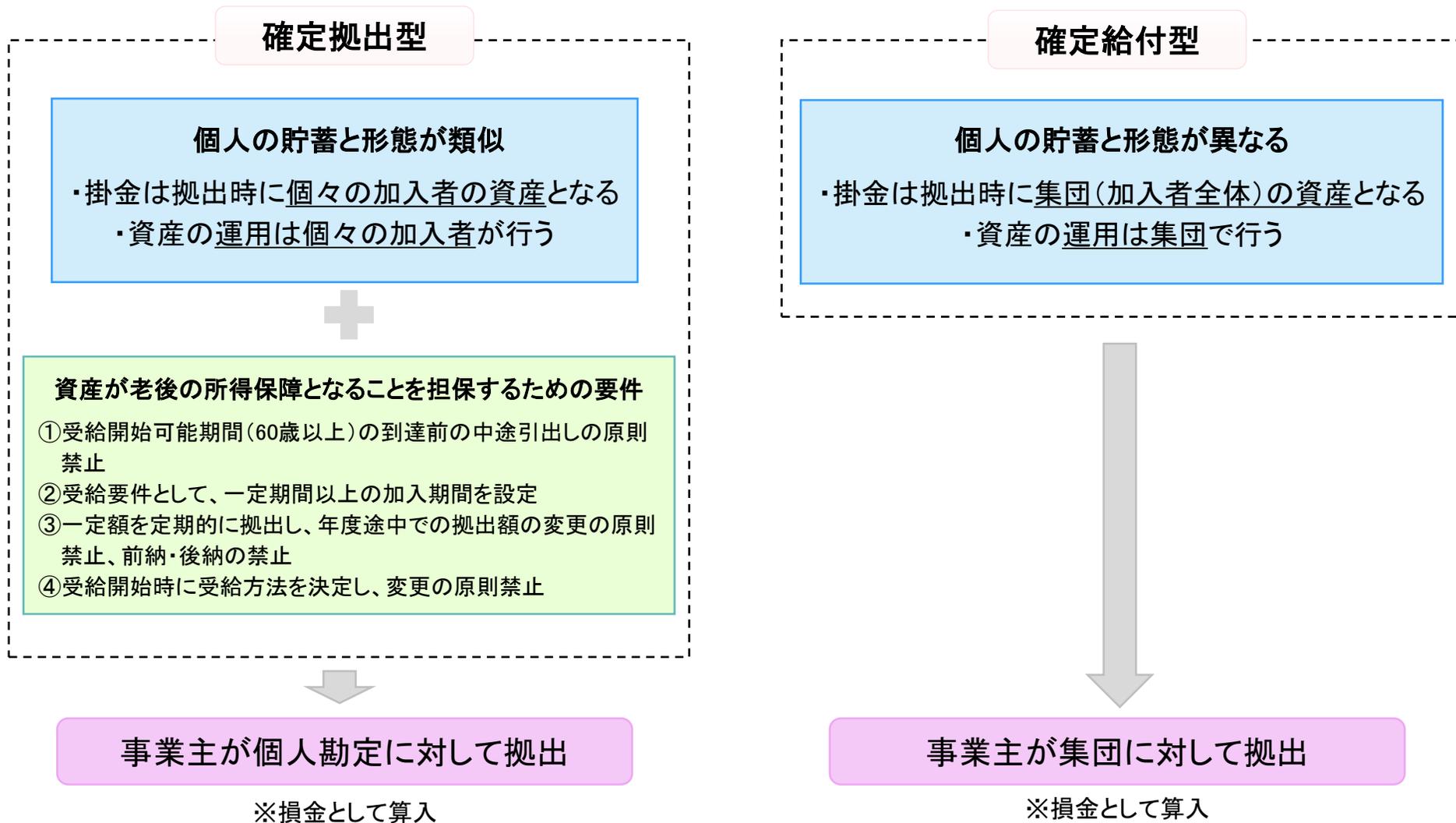
確定拠出年金制度(DC)
の創設

確定給付企業年金の制度的特徴の考え方

- 確定給付企業年金は、適格退職年金や厚生年金基金の移行の受け皿としての位置付けであったことから、両制度の特徴を継承している。

		適格退職年金	厚生年金基金		確定給付企業年金
拠出の仕組み	掛金 (拠出限度額)	なし	なし	⇒	なし
	加入可能年齢	任意の年齢	70歳まで	⇒	70歳まで
給付の仕組み	支給開始要件 (年齢)	任意の年齢 (多くの企業で退職時に支給) ※ 加入期間要件は20年以上	65歳以下の規約で定める年齢 ※ 一定の条件の下で退職時を要件に加えることも可能 ※ 規約で加入期間要件 (20年以下) を設けることが可能	⇒	60~70歳の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時 (規約の定めがある場合) ※ 規約で加入期間要件 (20年以下) を設けることが可能
	年齢到達前の中途退職時の給付	制限なし ※ 契約を解除した場合、一定の積立額は受益者等に帰属	制限なし ※ 3年以上の期間を有する場合給付可能	⇒	制限なし ※ 規約において、3年を超える加入者期間を脱退一時金の要件として定めてはならない
	受給の形態	制限なし (多くの企業で一時金を支給)	代行部分・上乗せ部分は終身年金 加算部分は有期年金も可能	⇒	終身・有期年金又は一時金 ※ 規約において定めがある場合、一時金選択可能

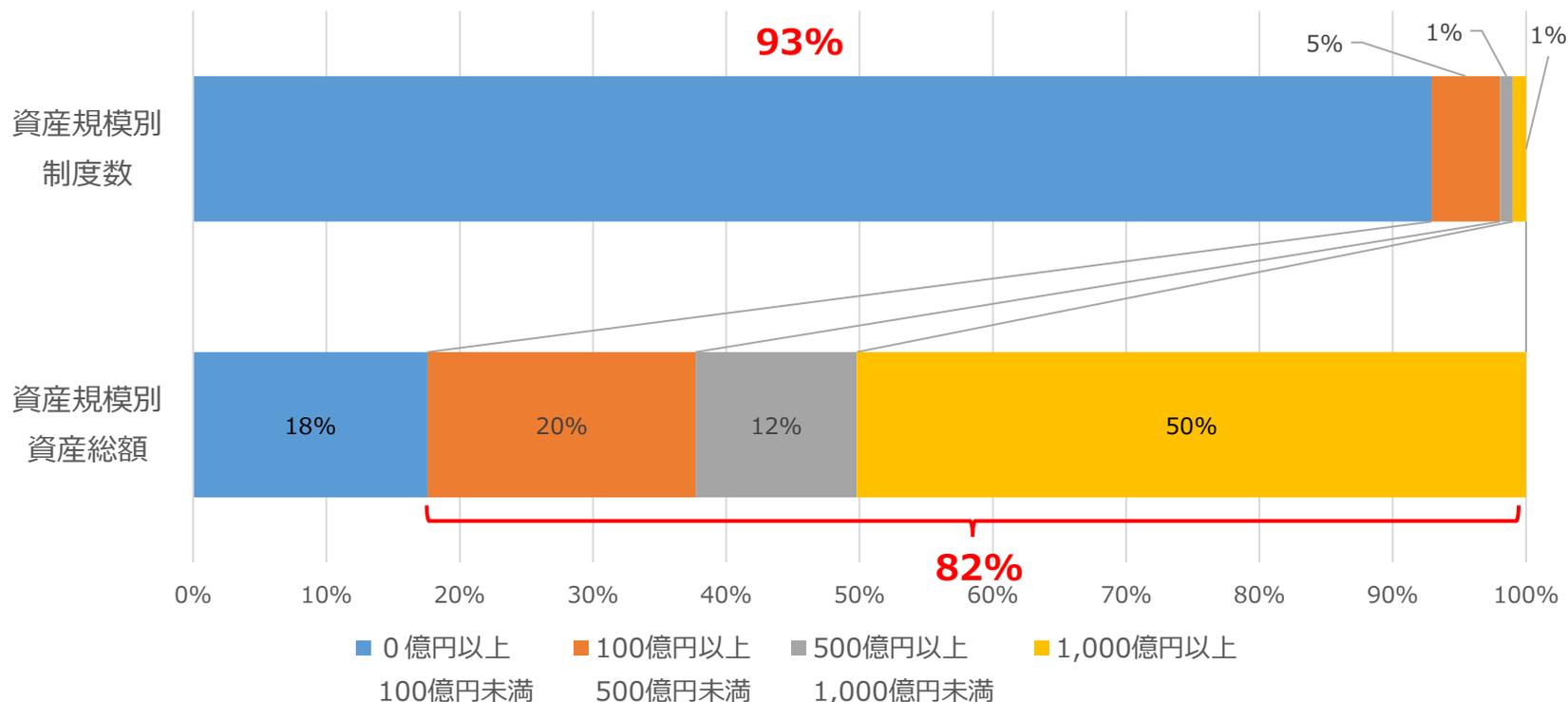
(参考) 確定拠出年金と確定給付企業年金の制度的違い



確定給付企業年金（DB）の現状①

- 制度数で見ると、資産規模100億円未満のDBが、全体の約93%を占めている。
- 保有資産額で見ると、資産規模100億円以上のDBが、全体の約82%を占めている。

＜資産規模別の制度数及び資産総額＞

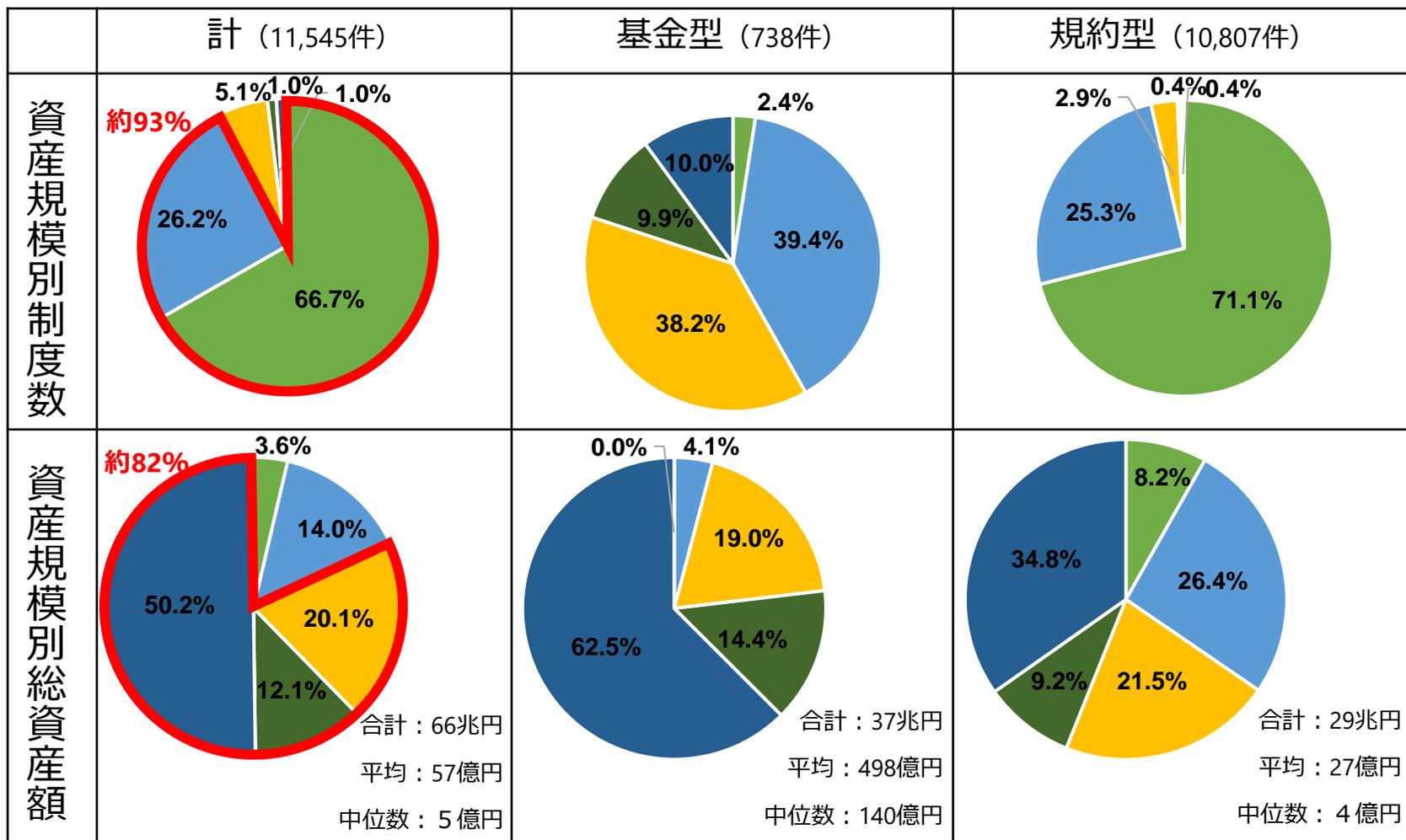


(注) 事業年度の末日が2020(令和2)年度中である事業年度の事業及び決算に関する報告書を2022(令和4)年12月時点で集計。
運用の方法が生命保険一般勘定に限定されている受託保証型確定給付企業年金については報告様式が異なることから、集計には含まれていない。

確定給付企業年金（DB）の現状②

○ 保有資産額の分布は、基金型・規約型によって異なる。

(参考) 基金型は厚生年金基金から、規約型は適格退職年金から、移行して設立されていることが多い。



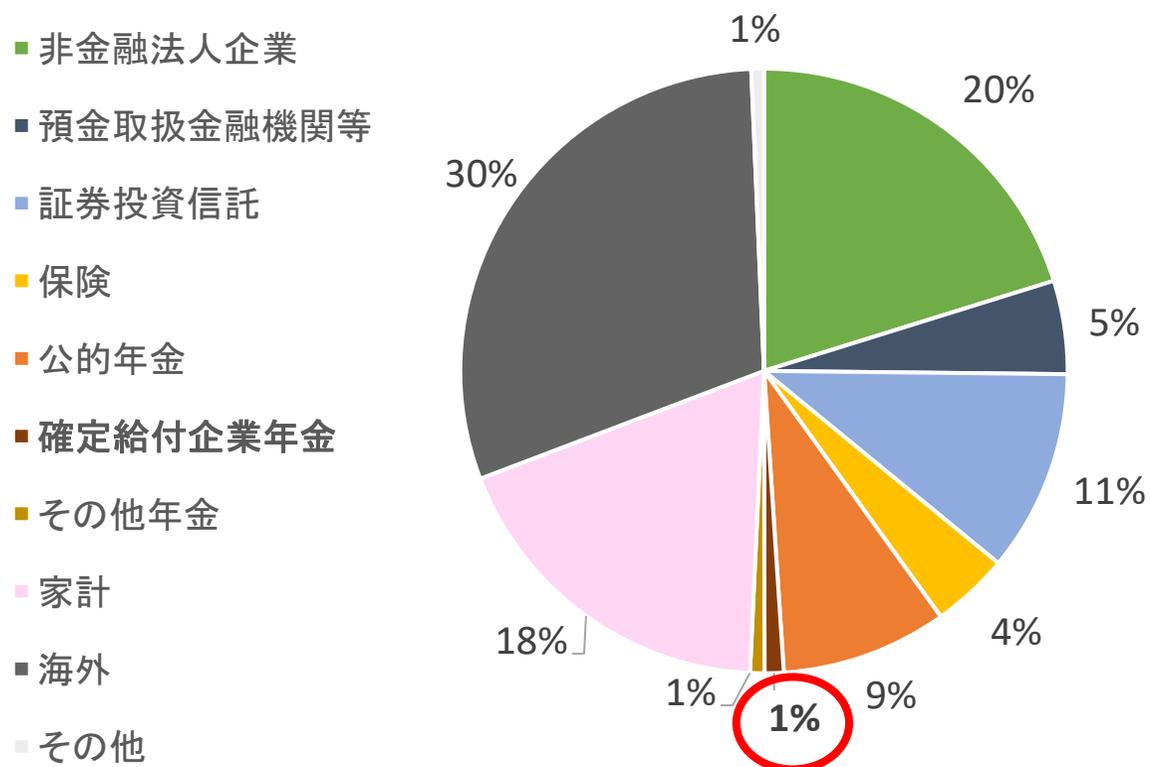
(注) 事業年度の末日が2020(令和2)年度中である事業年度の事業及び決算に関する報告書を2022(令和4)年12月時点で集計。

運用の方法が生命保険一般勘定に限定されている受託保証型確定給付企業年金については報告様式が異なることから、集計には含まれていない。

(参考) 確定給付企業年金 (DB) の市場全体におけるシェア

- 確定給付企業年金 (DB) の国内株式保有割合は1%。

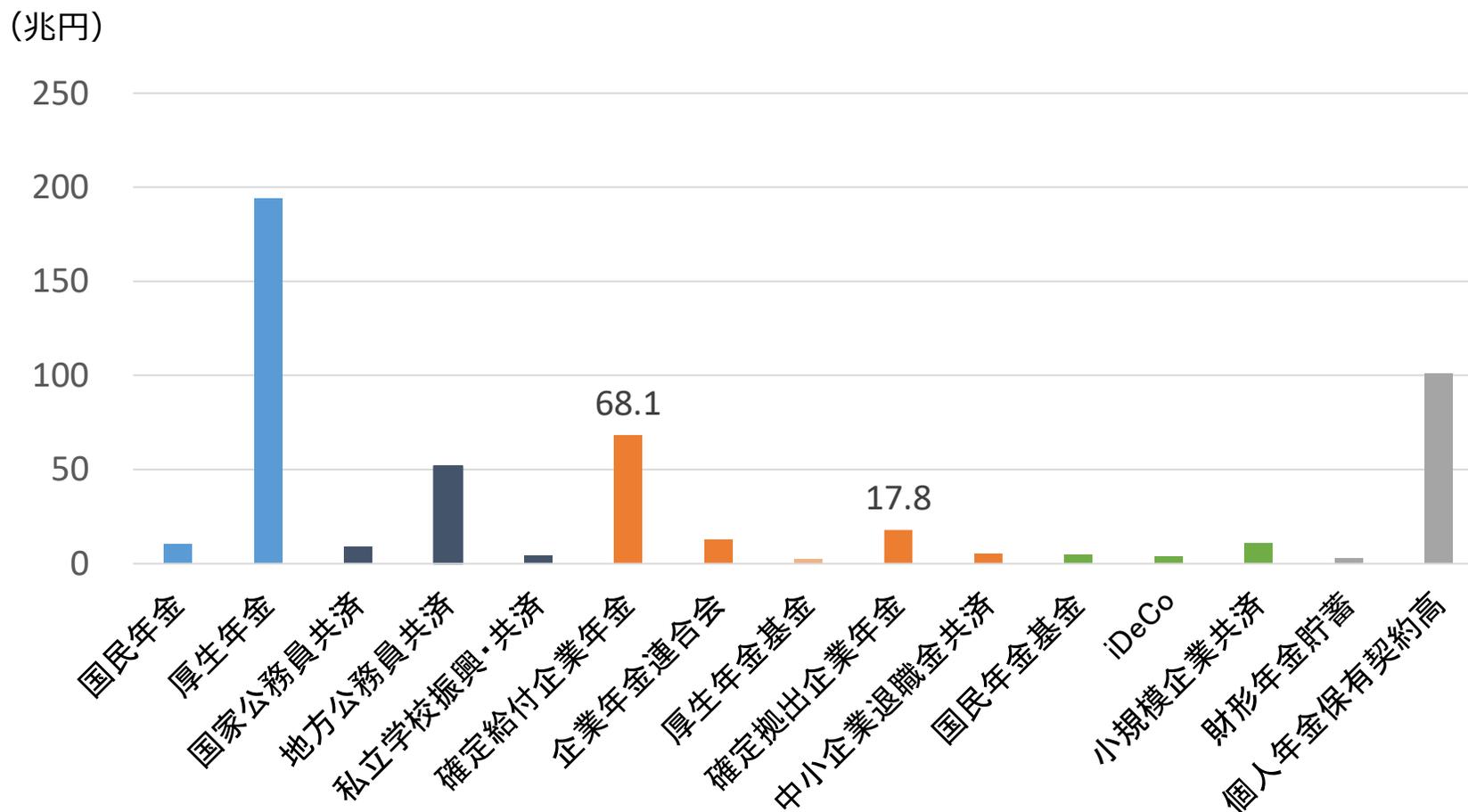
国内上場株式 部門別保有割合



(出所) 日本銀行「資金循環統計 (2022年度末)」より厚生労働省作成

(参考) 公的・企業・個人年金の資産額の分布

公的・企業・個人年金の資産額の分布



(出所) 国家公務員共済組合連合会・地方公務員共済組合連合会・日本私立学校振興・共済事業団・企業年金連合会等の公表情報 (2021年度末時点) より、厚生労働省作成

DBの運用力の向上



企業年金（DB）の受託者責任

- 企業年金（DB）の受託者責任については、善管注意義務（民法の類推適用）、忠実義務（DB法令）等に加え、米国などの諸外国の法令を参考に、「確定給付企業年金における資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）」（ガイドライン）にて、基本的な留意事項や具体的な責任等を示している。

一般的な義務	
善管注意義務	○ 事業主は加入者等に対し、基金の理事は基金に対し、善良なる管理者の注意をもって職務を遂行する義務を負う（民法第644条 類推適用）
忠実義務	○ 積立金の管理運用業務について、事業主は加入者等のため、基金の理事は基金のため、法令、法令に基づいて行う厚生労働省の処分等を遵守し、忠実に、職務を遂行しなければならない（DB法第69条、第70条）

基本的な留意事項	
分散投資義務	○ 事業主等は、資産運用にあたっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない（但し、合理的理由がある場合は除く）（DB令第46条）
資産構成の重視	○ 資産の運用にあたっては、資産全体のリスクとリターンを考慮して合理的に運用資産の種類や商品の選択を行わなければならない（法第65条、第66条等）

(※)「DB法」…確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)
「DB規則」…確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)

「DB令」…確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)

(参考) 企業年金 (DB) における忠実義務

- 企業年金 (DB) を実施する事業主等は、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならないとされている。

<確定給付企業年金法 (平成十三年法律第五十号) (抄) >

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(積立金の運用)

第六十七条 積立金の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的に行わなければならない。

(事業主の行為準則)

第六十九条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契約を締結すること。
- 二 積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為

(基金の理事の行為準則)

第七十条 基金の理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 基金の理事は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約を締結すること。
- 二 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為

企業年金（DB）のガバナンス

- 受託保証型を除く全てのDBにおいて、積立金の運用の目的やその資産構成などの事項を記載した「運用の基本方針」や、長期にわたり維持すべき資産の構成割合である「政策的資産構成割合」の策定を義務付ける等、ガバナンスに関する制度整備を行ってきた。

運用に係る主な責任

運用の基本方針の策定

- 運用の基本方針として、運用の目的、運用目標、資産構成、運用受託機関の選任、運用業務に関する報告の内容及び方法、運用受託機関の評価に関する事項等を定めなければならない。（DB令第45条及びDB規則第83条）

政策的資産構成割合の策定

- ALM分析（資産と負債のバランスが保てるように将来推計をするシミュレーション）等を用いて合理的な手法で最適と認められる資産構成割合（「政策的資産構成割合」）を策定しなければならない。（DB規則第84条、ガイドライン）
※ オルタナティブ投資を行う場合、その目的や位置づけ・割合、リスクに関する留意事項を定めなければならない。

運用受託機関の選任

- 運用受託機関に対する資産の運用の委託が資産全体からみて過度に集中しないよう、集中投資に関する方針を定めなければならない。（但し、合理的理由がある場合は除く）（ガイドライン）
- 受託機関の選任にあたっては、運用実績に関する定量評価だけでなく、定性評価（ESG投資、スチュワードシップ活動を含む）を加えた総合評価により行うことが望ましい。（ガイドライン）

運用コンサルタント等の利用

- 運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定、運用受託機関の選任、運用評価等に関し、必要な場合には、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めることが考えられる。（ガイドライン）
- 運用コンサルタント等は、金融商品取引法上の投資助言・代理業者でなければならない。また契約を締結する際は、運用コンサルタント等の運用機関との契約関係の有無を確認しなければならない。（ガイドライン）

主な運用体制の整備

資産運用委員会

- 年金運用責任者に対し意見を述べるため、積立金の額が100億円以上等の要件を満たすDBは、資産運用委員会を設置しなければならない。（DB令第46条の2、DB規則84条の4、ガイドライン）

総合型基金の代議員の選任

- 2以上の事業主が共同して設立する基金の選定代議員（事業主が選定する代議員）の数は、事業主数の10分の1（事業主数が50を超える場合は50等）以上とする。（DB令第10条の2）

（注）「DB法」…確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）「DB令」…確定給付企業年金法施行令（平成13年政令424号）「DB規則」…確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）「ガイドライン」…確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（平成14年3月29日年発0329009号）

(参考) 「運用の基本方針」・「政策的資産構成割合」の策定義務化

- 一定の予定運用利回りを確保する必要がある確定給付企業年金（DB）においては、積立金の運用の目的やその資産構成などの事項を記載した「運用の基本方針」や、長期にわたり維持すべき資産の構成割合である「政策的資産構成割合」の策定なしに安定的な運営は困難であることから、2018（平成30）年4月以降、受託保証型を除く全てのDBにおいて「運用の基本方針」と「政策的資産構成割合」の策定を義務付けた。【省令改正】

	改正前	改正後
運用の基本方針の策定	・小規模の確定給付企業年金 ・受託保証型確定給付企業年金を除き、義務	・受託保証型確定給付企業年金を除き、義務
政策的資産構成割合の策定	全ての確定給付企業年金で努力義務	受託保証型確定給付企業年金を除き、義務

「運用の基本方針」

資産運用に係る以下の基本的な方針

- ・ 積立金の運用の目標に関する事項
- ・ 運用資産の構成に関する事項
- ・ 運用受託機関の選任に関する事項
- ・ 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項
- ・ 運用受託機関の評価に関する事項
- ・ 運用業務に関し遵守すべき事項 等

「政策的資産構成割合」

積立金の運用の目標を達成するために、長期にわたり維持すべき資産の構成割合



※1 「小規模の確定給付企業年金」とは、加入者数300人未満かつ運用資産額3億円未満の規約型確定給付企業年金をいう。

※2 「受託保証型確定給付企業年金」とは、運用の方法が生命保険一般勘定に限定され、将来にわたり、年金資産が給付のために積み立てておくべき額を下回らず、積立不足が生じない設計となっている確定給付企業年金をいう。

(参考) 資産運用ガイドラインの見直し

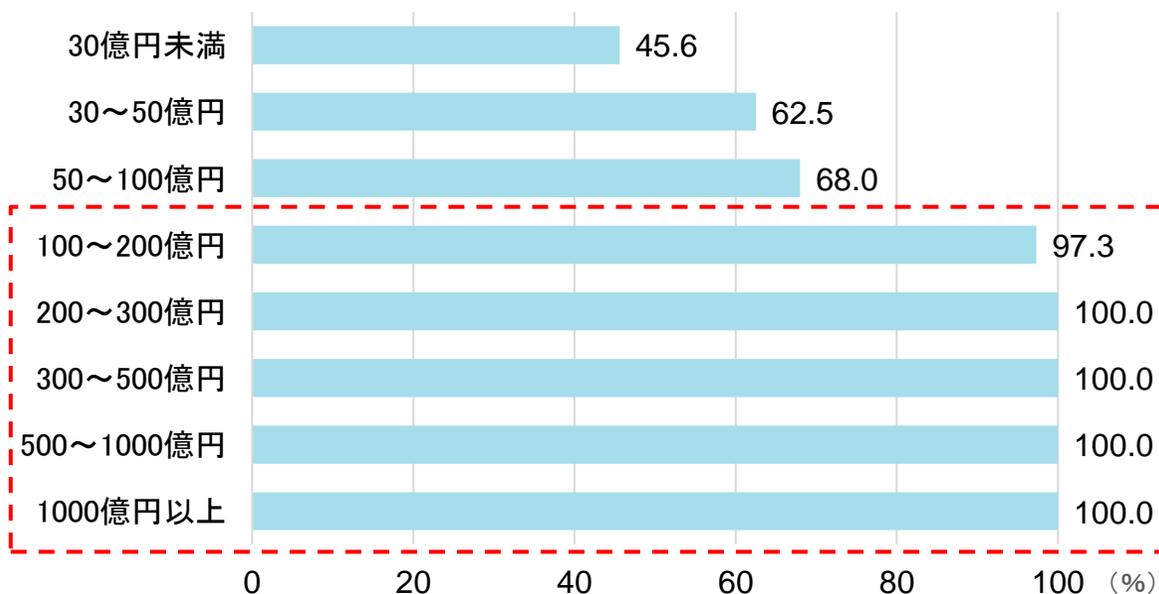
- 2018（平成30）年4月に「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」を改訂し、①資産運用委員会、②分散投資、③オルタナティブ投資、④運用コンサルタント、⑤スチュワードシップ責任・ESG、⑥加入者等への説明・開示などについて、必要な見直しを行った。

項目	見直しの内容（概要）
① 資産運用委員会	<ul style="list-style-type: none"> 資産規模100億円以上の場合は設置すること。 【2020(令和2)年9月、政令改正を行い、法令において設置を義務化】
② 分散投資	<ul style="list-style-type: none"> 分散投資を行わない場合は、その理由を運用の基本方針に定め、加入者等に周知すること。 運用受託機関の分散の観点から、運用の基本方針に、運用委託先が特定の運用受託機関に集中しないための方針を定めること。
③ オルタナティブ投資	<ul style="list-style-type: none"> オルタナティブ投資を行う場合は、運用の基本方針にその目的や位置づけ等を定めること。 運用受託機関の選任に当たっては、当該機関の組織体制等に留意し、商品選択に当たっては、例えば、そのリスクや時価の算出根拠等を確認すること。
④ 運用コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法上の投資助言・代理業者であること。 運用受託機関との間で利益相反がないか確認すること。
⑤ スチュワードシップ責任・ESG	<ul style="list-style-type: none"> スチュワードシップ・コードの受入れや取組状況、ESGに対する考え方を運用受託機関の選任・契約締結の際の定性評価項目とすることを検討することが望ましいこと。
⑥ 加入者等への説明・開示	<ul style="list-style-type: none"> 加入者等への業務概況の周知において、加入者等へ財政や資産運用の状況等をわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましいこと。

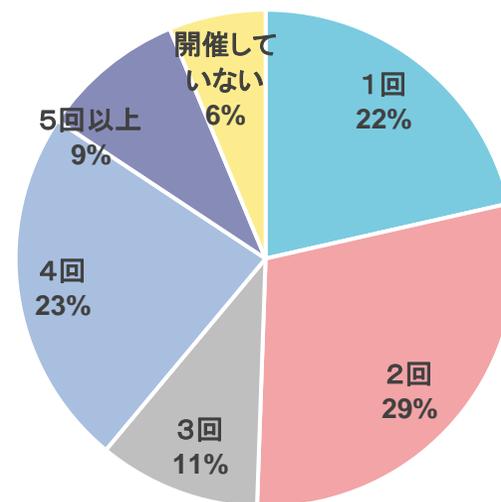
資産運用委員会

- 資産運用ガイドラインにおいては、これまで資産運用委員会を設置することが望ましいとしていたが、2018年4月以降、運用に係る資産の額が100億円以上の場合、資産運用委員会を設置することを定めた。【通知改正→政令改正（2020年9月）】
- 2021年度時点では、資産運用委員会を設置している確定給付企業年金（DB）は、改正前と比べて増加。

資産規模別資産運用委員会の設置率



資産運用委員会の開催回数
(2021年度中)



(出所) 企業年金連合会資料より厚生労働省作成

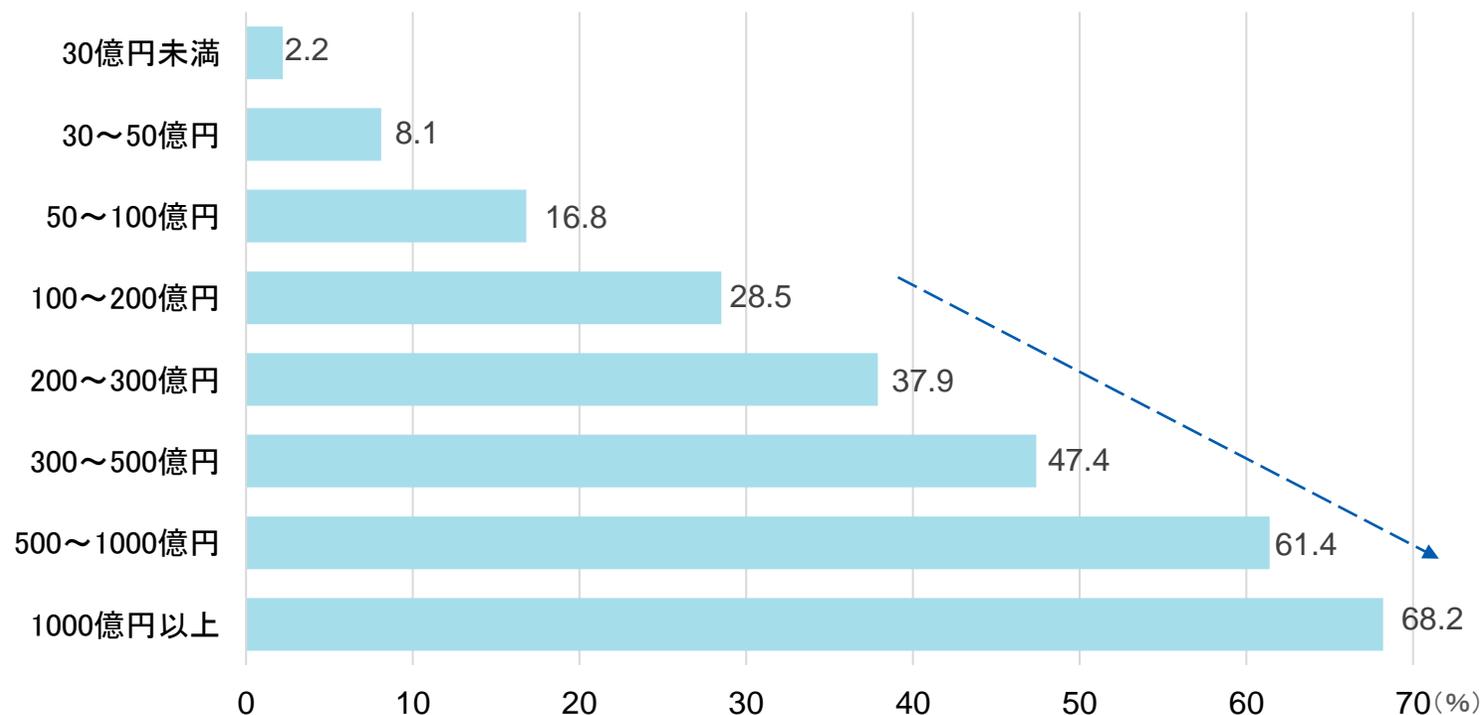
資産規模別資産運用委員会の設置率の調査回答数はn=777、

資産運用委員会の開催回数の調査回答数は、資産運用委員会を設置しているn=639を対象として集計(2021年度決算時点)。

運用コンサルティング会社との契約

- 2021年度決算時点で、運用コンサルティング会社と契約している確定給付企業年金は増加し、全体の約3割。資産規模が大きくなるほど、運用コンサルティング会社と契約している割合は高くなっている。

資産規模別 運用コンサルティング会社の契約状況



(出所)企業年金連合会資料(2021年度決算時点、調査回答数はn=898)より厚生労働省作成。

共同運用事業

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

企業年金連合会 共同運用事業

- 企業年金連合会は、法令に基づき、共同運用事業を実施している。

概況（2022年度末）

- ・ 委託先数：11基金、残高：184億円。
- ・ リターン（修正総合利回り）：▲1.79%（運用開始以来（2016/10～2023/3）の平均リターン（年率）は3.20%）
- ・ 政策アセットミックス：債券80%・グローバル株式20%、期待リターン：2.6%、リスク：4.8%
- ・ 拠出額
 - 上限額：掛金や給付といった定期的なキャッシュフローに対応できないため、年金資産の9割、又は、今後1年間に予定される給付費等の支出から掛金等の収入を差し引いた額（年間ネットキャッシュフロー）を当該年金基金等が保有する資産合計額から差し引いた額のいずれか少ない額
 - 下限額：なし
- ・ 手数料：当面の間、従前の事務管理体制の中で事業を実施し、事務費については徴収しないこととしている。

関係法令（共同運用事業の根拠法）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 附則（平成二五年六月二六日法律第六三号） 抄（存続連合会の業務）

第四十条 存続連合会は、次に掲げる業務を行うものとする。

4 存続連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号又は第二号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

一 厚生年金基金の拠出金等を原資として行う次に掲げる事業（中略）

ハ 存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付等につき一定額が確保されるよう、存続厚生年金基金の年金給付等積立金の額を付加する事業

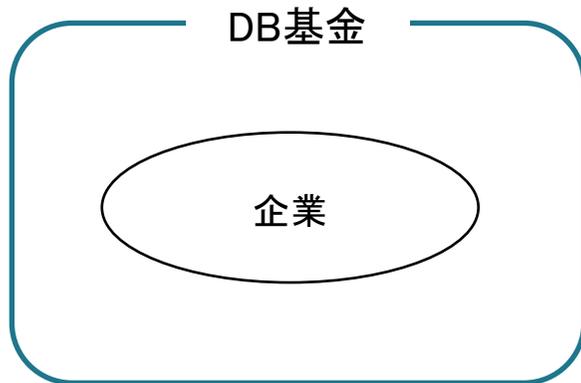
二 事業主等が支給する老齢給付金等につき一定額が確保されるよう、事業主等の拠出金等を原資として、事業主等の積立金（改正後確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）の額を付加する事業

総合型確定給付企業年金（総合型DB）とは

- 2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で実施する確定給付企業年金で、当該基金の実施事業所の事業主間に業務、資本金等について密接な関係等を有しないものを、総合型確定給付企業年金（総合型DB）と呼ぶ。
- 総合型厚生年金基金では、同業種で基金を設立する形態が通常であったが、総合型DBにおいては、業種を問わず、広く事業主を募って基金の規模を拡大している事例も見受けられる。

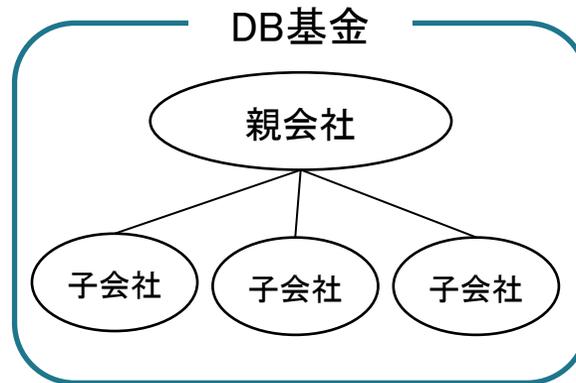
<基金の設立形態>

① 単独設立



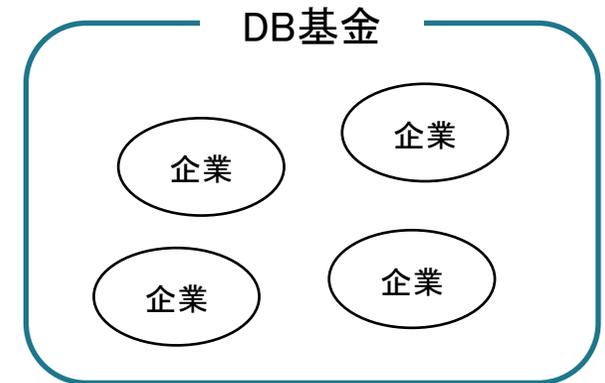
1つの企業が単独で設立するもの

② 連合設立



企業グループなど、企業相互間に有機的連携性がある場合に、共同で設立するもの

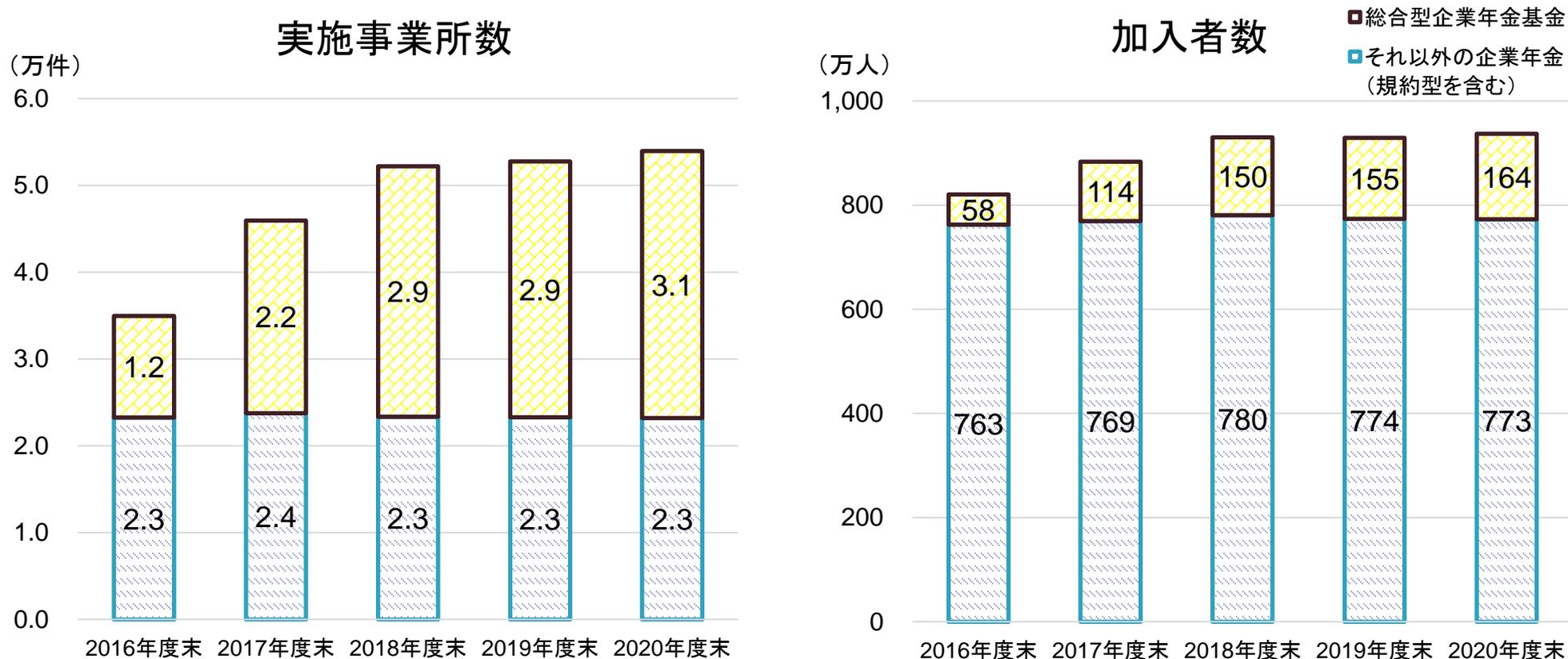
③ 総合設立



企業相互間の人的関係が緊密でないもの（※近年、実施事業主を広く募集して規模を拡大する事例が増加）

総合型の企業年金基金の状況

- 総合型の企業年金基金は、2020（令和2）年度末時点で、実施事業所：約3.1万事業所、加入者数：約164万人となっており、近年緩やかに増加。主に中小企業における確定給付企業年金の受け皿となっている。



(注) DBの事業年度の末日が各年度中である事業年度の事業及び決算に関する報告書を2023（令和5）年9月時点で集計している。ただし、運用の方法が生命保険一般勘定に限定されている受託保証型確定給付企業年金については報告様式が異なることから、集計には含まれていない。また、DBが総合型であるかどうかは、当該DBが直近の時点において、総合型であるかどうかで判定している。

加入者のためのDBの運用の見える化



DBの業務概況の周知

- 事業主等は、確定給付企業年金（DB）の業務概況について加入者に周知しなければならない。
（但し、受託保証型DBを除く）（DB法73条、DB規則87条）

<業務概況に盛り込むべき事項>

- 1 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- 2 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 3 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- 4 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- 5 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- 6 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- 7 基本方針の概要
- 8 調整率の推移その他調整率に関する事項（リスク分担型企業年金に限る）
- 9 その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

<周知方法>

次のいずれかの方法によるもの

- 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
- 書面を加入者に交付する方法
- 磁気テープ、磁気ディスクその他これに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
- その他周知が確実に行われる方法

※ 周知に当たっては、分かりやすく、かつ正確な情報の提供に努めるとともに、加入者全員に確実に周知が行われる方法を選択すること（法令解釈通知）

DBに係る事業及び決算に関する報告書

- 厚生労働省がDBの実施状況等を把握するために、事業主等は、事業年度ごとに、DBに係る事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働省に提出する必要がある（一般に公開することは想定されていない）。

事業報告書 記載項目
1. 適用状況（実施事業所数及び加入者数）
2. 給付状況（件数及び金額）
3. 掛金拠出状況
4. 年金通算状況（他制度からの資産の受換件数、他制度への資産の移換件数）
5. 資産運用状況（受託保証型DBを除く） （1）政策的資産構成割合等、期待収益率、リスク、予定利率、調整率、資産運用委員会の設置の有無 （2）資産別残高及び資産構成割合 （3）運用機関別資産残高等（総幹事会社名、運用コンサルタント会社名含む） ※ 基金については、上記に加え、自家運用に関する特記事項の記載を求めている

決算に関する報告書
1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類

DBの仕組み



確定給付企業年金の仕組み

- 確定給付企業年金は、給付を決めた上で、その給付と財源が等しくなるよう（集団全体で収支が均衡するよう）、掛金を計算する。
- 労使合意に基づき、柔軟な給付設計が可能となっている。最終給与比例方式やポイント制といった給付設計がある。

図1: 確定給付企業年金のイメージ

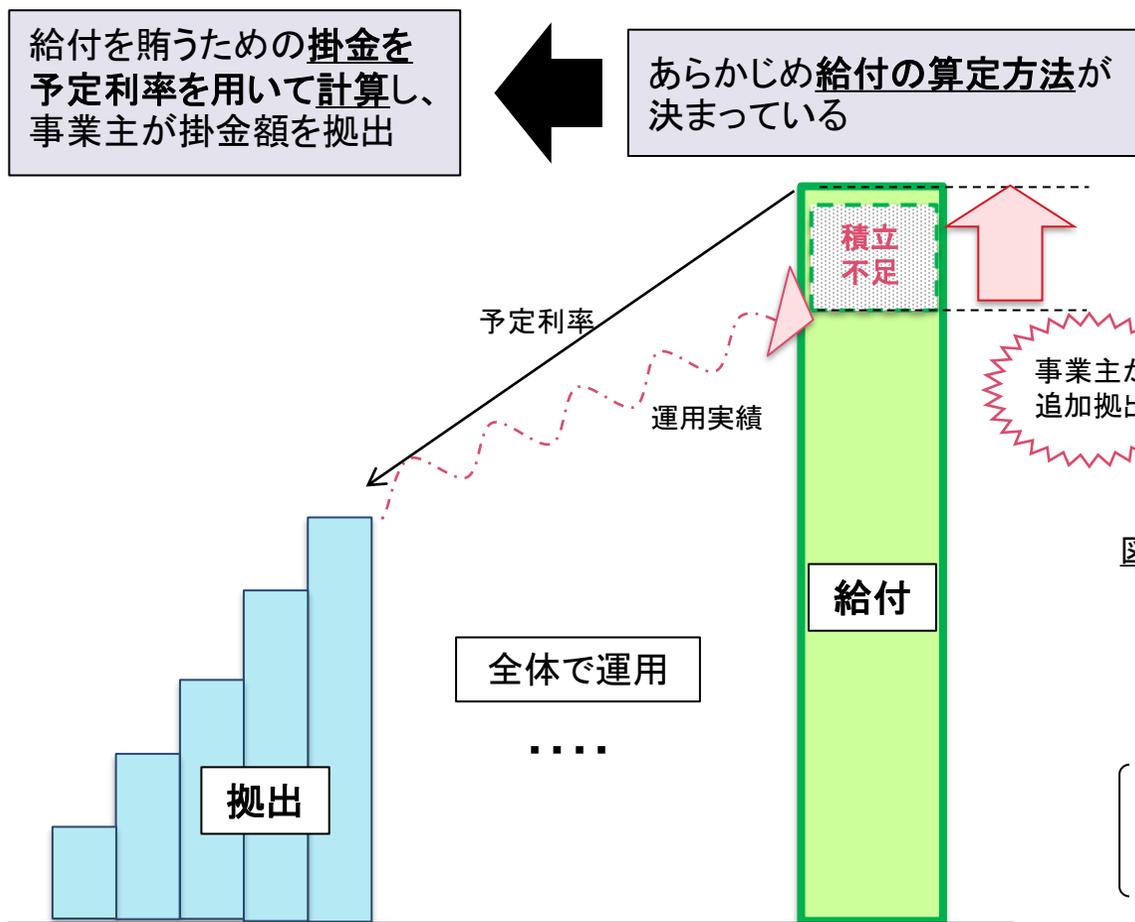


図2: 給付の算定方法の例

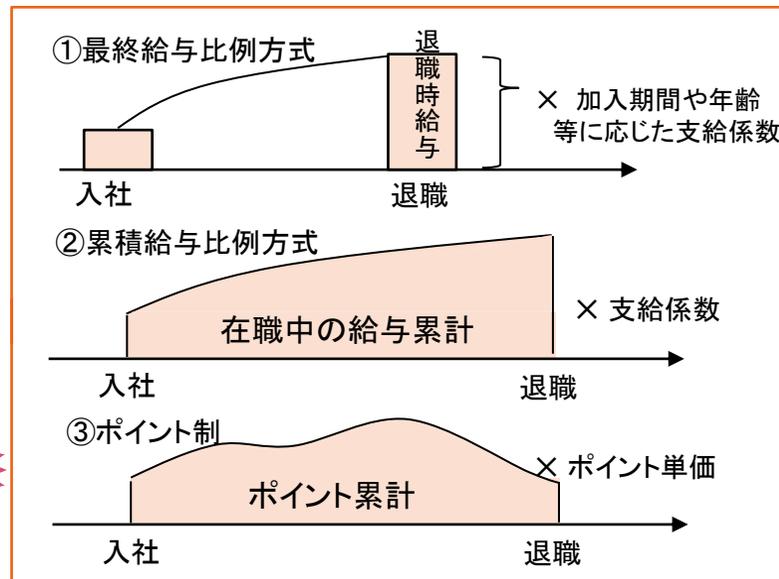
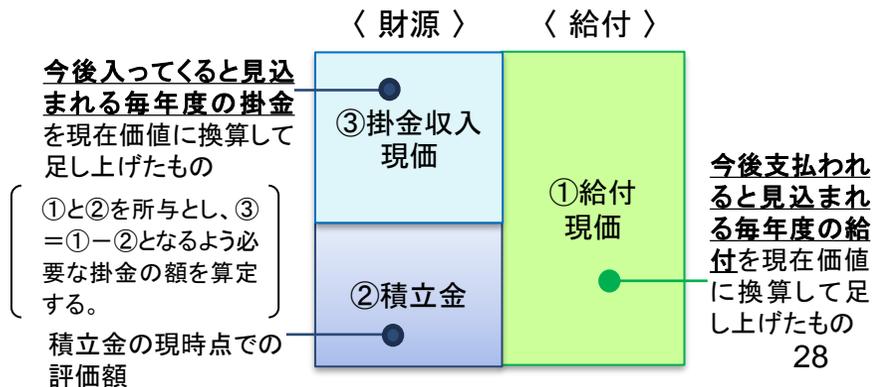


図3: 掛金算定のイメージ



確定給付企業年金（DB）の予定利率と運用との関係について

- 運用の結果が予定利率を上回った場合、剰余金が別途積立金として積み立てられ、将来の積立不足の可能性に備えられる。一方、運用の結果が予定利率を下回り、不足金が一定範囲を超えた場合には、事業主が追加で掛金を拠出することとなる。
- ※ 予定利率は、積立金の運用収益の長期の予測に基づき、各企業年金制度で定めるものである。
(ただし、国債利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率が下限。)

【運用実績と予定利率を踏まえた基本的な対応】

＜運用実績が予定利率を上回る場合＞
剰余金を将来の不足の可能性に備え、
別途積立金として積み立て
⇒給付が増額されるものではない

※ 毎年積み上げた別途積立金が一定水準を超えた場合、事業主の掛金が減額・停止される

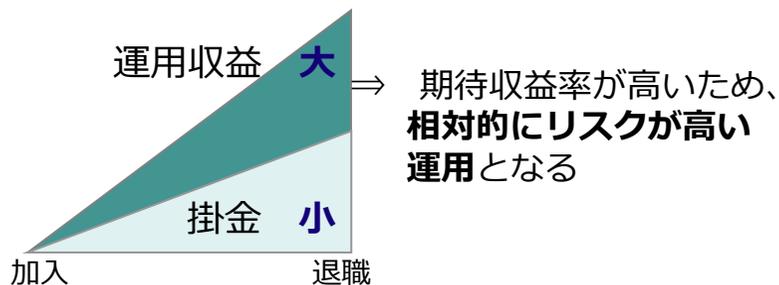
＜運用実績が予定利率を下回る場合＞
不足金が一定範囲を超えた場合、
事業主が追加で掛金を拠出しなければならない

※ 上記に加え、毎年の非継続基準の財政検証で不足金が生じる場合には、事業主が追加の掛金拠出が必要となる
※ 事業状況として追加の掛金拠出が困難である場合等には、給付の減額が認められ得るが、給付減額となる加入者等の個別の同意等を得る必要がある

【予定利率と運用との関係】

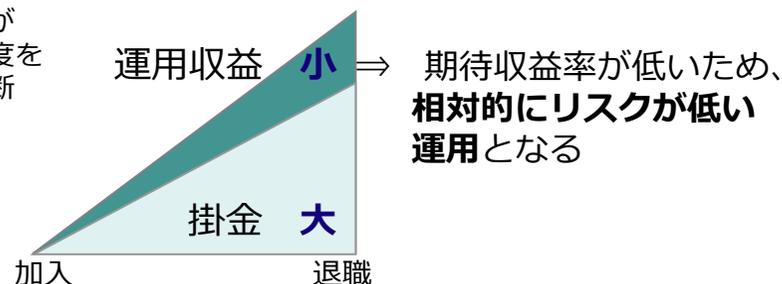
- 予定利率は、積立金の運用収益の長期の予測に基づき、各企業年金制度で定める。

＜予定利率を高く設定している場合＞



各企業年金が
リスク許容度を
踏まえて判断

＜予定利率を低く設定している場合＞



(参考) 確定給付企業年金の掛金の種類

- 確定給付企業年金の掛金には、標準掛金のほか、積立不足が生じた場合にその不足額を解消するための掛金（特別掛金）、あらかじめ将来発生するリスクに対応するための掛金（リスク対応掛金）などがある。
- これらの掛金も加入者集団全体に対して拠出するものであり、個々の加入者に帰属しない。

掛金の種類	内容	拠出方法
標準掛金	将来の給付を賄うための掛金	年1回以上定期的に拠出
特別掛金	過去の期間に生じた積立不足を解消(継続基準)するための掛金	掛金は一定期間で拠出し、一括拠出は認められていない
リスク対応掛金	あらかじめ将来発生するリスク(20年に一度の運用損失)に備えて、財政を安定化させるための掛金	労使合意に基づき、将来発生するリスクの範囲内で拠出水準を定め、掛金は一定期間で拠出し、一括拠出は認められていない
特例掛金	現時点で制度が終了した場合に備えて、現時点で発生しているとみなされる債務に見合う積立金を保有(非継続基準)することができるようにするための掛金や積立金が給付に要する費用に不足する場合に拠出する掛金など	一定期間又は一括で拠出
その他の掛金	事務費掛金	年1回以上定期的に拠出

(参考) 給付減額の判定基準と手続要件 (リスク分担型企業年金を除く)

- 従来の確定給付企業年金 (DB) では、給付設計の変更を行う際、通常予測給付現価や最低積立基準額が減少する場合に給付減額と判定している。
- 給付減額と判定された場合は、手続要件として、給付減額に該当する者の個別の同意等を得ることとなっている。

< 給付減額の判定基準 >

- (a) 給付設計の変更前後の総通常予測給付現価が減少する場合
- (b) 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が給付設計の変更によって減少する場合
- (c) 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合 (最低保全給付の計算方法による減少を含む)

のいずれかに該当する場合、給付減額と判定

< 給付減額を行う場合の手続要件 >

加入者の給付減額を行う場合	受給権者等の給付減額を行う場合
<ul style="list-style-type: none">・ 全加入者に対する事前の十分な説明・ 加入者の3分の1以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意の取得・ 加入者の3分の2以上の個別同意の取得 (加入者の3分の2以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる)	<ul style="list-style-type: none">・ 全受給権者等に対する事前の十分な説明・ 受給権者等の3分の2以上の個別同意の取得・ 希望者に減額前の給付を一時金で支給

※ 給付減額の対象となる加入者・受給権者等が一部に限られる場合には、その対象となる者の3分の2以上の個別同意が必要。なお、給付減額の対象となる加入者の3分の2以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意をもって、加入者の個別同意に代えることができる。

柔軟で弾力的な設計

- 柔軟で弾力的な設計は、企業年金の選択肢を増やし、企業年金の普及・拡大に資する。
- 伝統的な給付建て（DB）では、運用のリスクが事業主に偏る一方、伝統的な拠出建て（DC）では、運用のリスクが加入者に偏ることとなり、給付建て・拠出建ての二者択一では、労使のどちらかにリスクが偏る構造となっている。
- 最近の企業の動きとして、給付建てはリスクが大きいとして、拠出建てへ移行する傾向がある。
- そこで、こうしたリスクの偏りをなくし、労使でリスクを分け合うことができる仕組みとして、「キャッシュバランスプラン」（2002年4月～）や「リスク分担型企業年金」（2017年1月～）を導入している。

給付建て(DB; Defined Benefit)

積立不足が発生したら
事業主が追加拠出に
より補填する必要がある

||

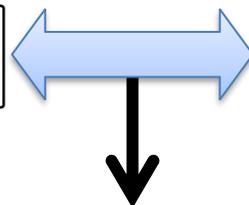
事業主にリスクが集中

拠出建て(DC; Defined Contribution)

運用が低調でも
事業主による補填はなく、
加入者の自己責任

||

加入者にリスクが集中



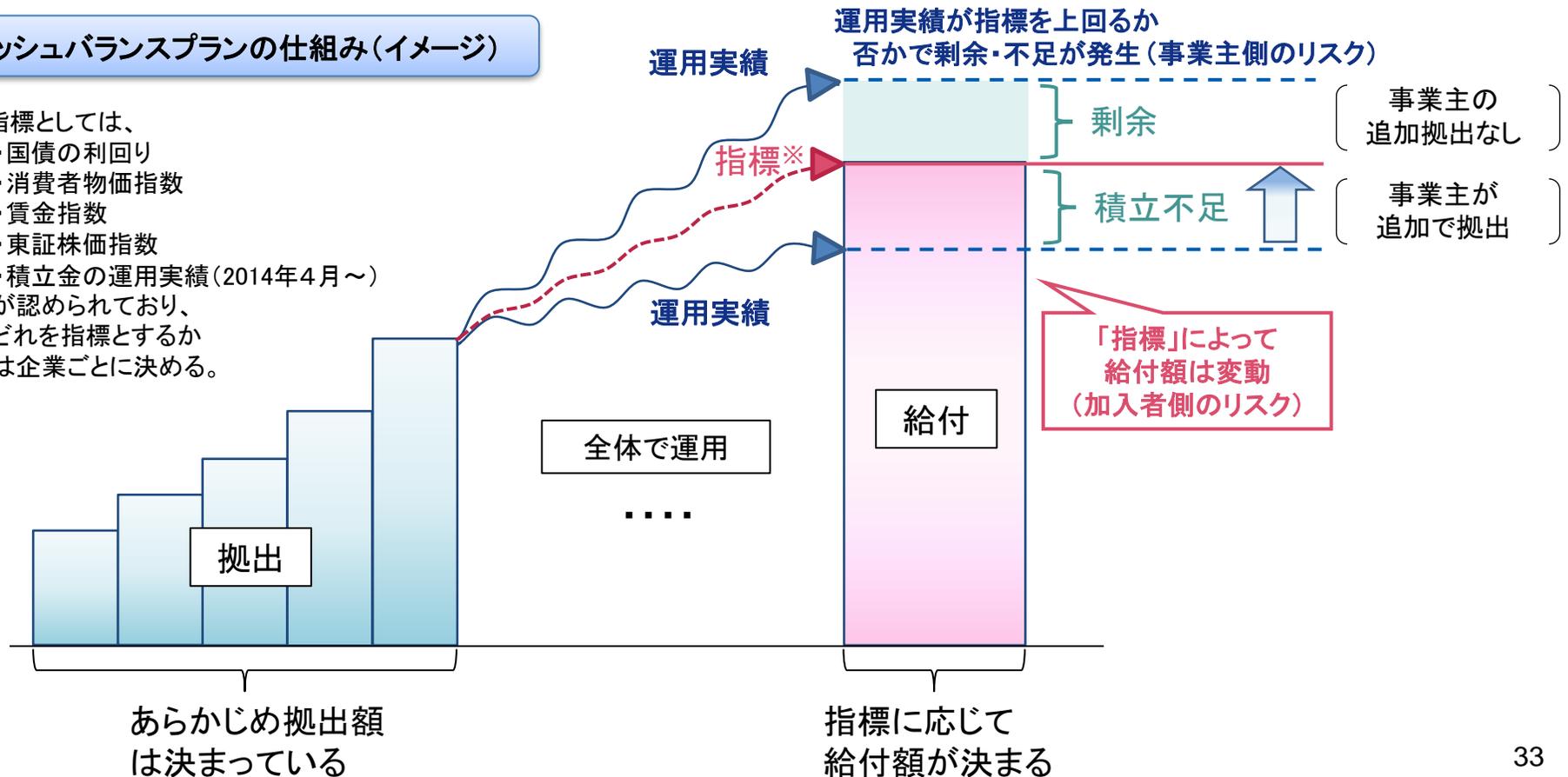
両者のリスクを分け合うことができる仕組みとして、「キャッシュバランスプラン」（2002年4月～）や「リスク分担型企業年金」（2017年1月～）を導入

キャッシュバランスプラン

- キャッシュバランスプランは、あらかじめ定められた拠出額と指標による利息額との合計額を「仮想個人勘定」に累積し、それを原資として給付額が決まる仕組みである。
- 確定給付企業年金制度に位置づけられているが、確定給付型と確定拠出型双方の特徴を併せ持つ。
- 指標として「積立金の運用実績（ただし、拠出元本は保証）」も認められており、より確定拠出型に近い給付設計も可能となっている。

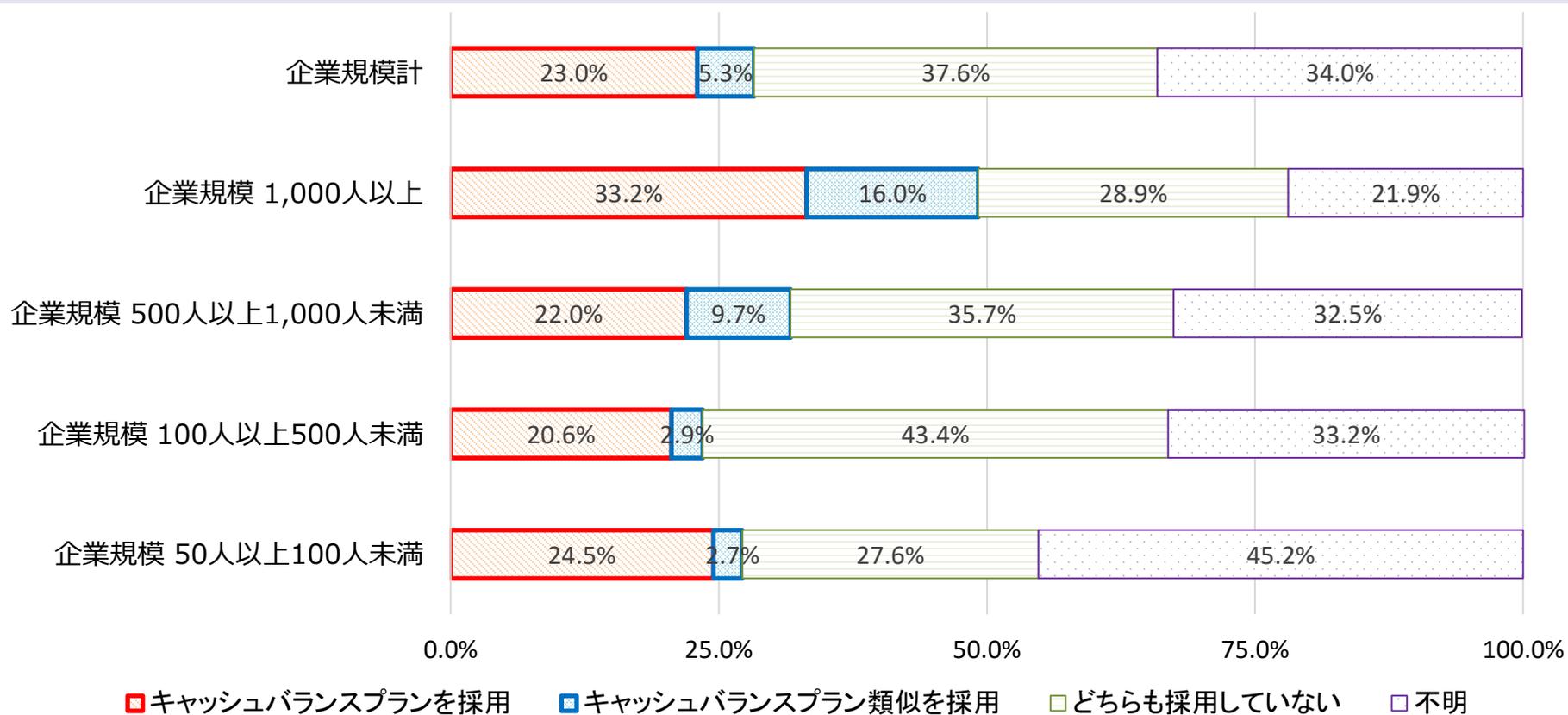
キャッシュバランスプランの仕組み(イメージ)

※指標としては、
・国債の利回り
・消費者物価指数
・賃金指数
・東証株価指数
・積立金の運用実績(2014年4月～)
が認められており、
どれを指標とするか
は企業ごとに決める。



キャッシュバランスプランの導入状況

- 確定給付企業年金又は厚生年金基金を実施している企業の23.0%がキャッシュバランスプランを導入している。また、キャッシュバランスプラン類似型を含めると約1/4が導入している。
- 企業規模1,000人以上でみると、確定給付企業年金又は厚生年金基金を実施している企業の33.2%がキャッシュバランスプランを導入しており（類似型を含めると約5割）、確定給付型と確定拠出型双方の特徴を持つこれらの仕組みが大企業を中心として広く普及している。



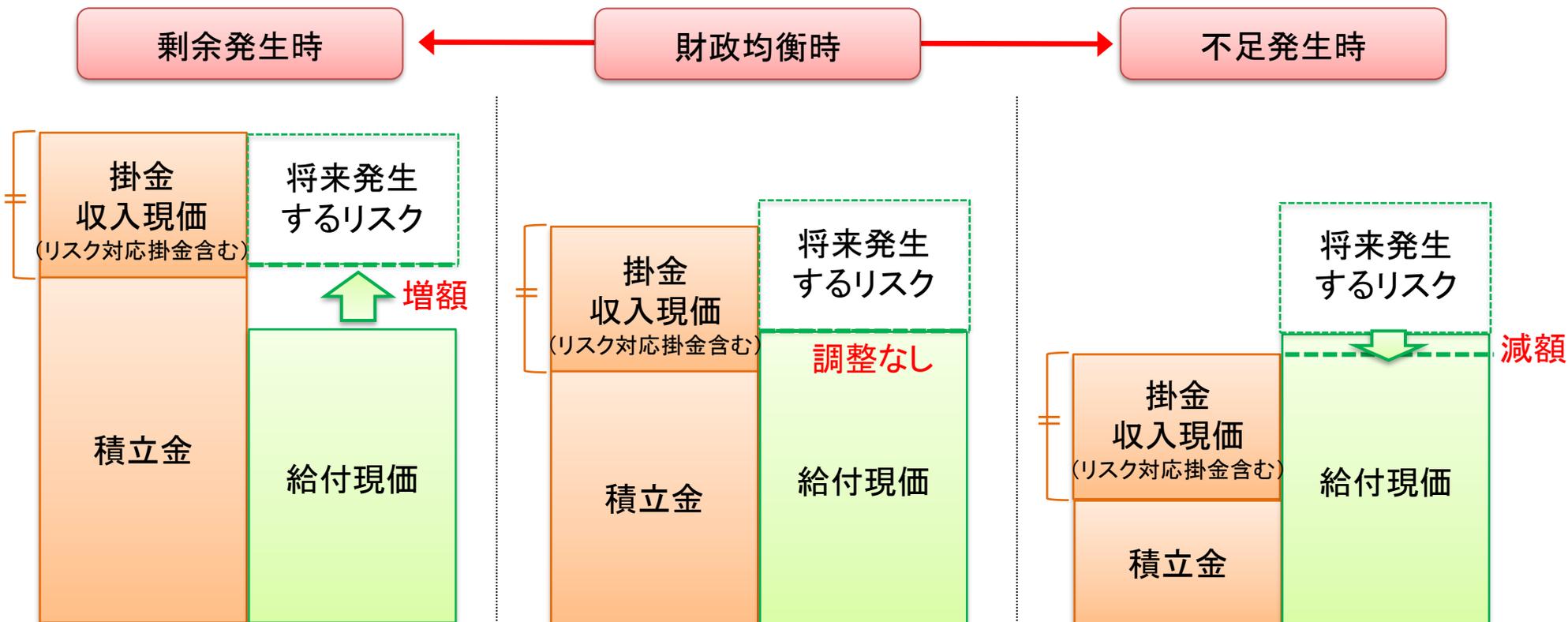
(出所) 人事院「民間企業の勤務条件制度等調査(民間企業退職給付調査)」(2021年)

(注) キャッシュバランスプラン類似型とは、年金積立の際は市場金利などの指標で変動せず、受給期間中の年金額のみ指標に連動させる仕組み。34

リスク分担型企業年金

- リスク分担型企業年金は、あらかじめリスク対応掛金に相当する分を上乗せした固定の掛金を負担することにより事業主が一定のリスクを負い、一方で、財政バランスが崩れた場合に給付の調整を行うことにより加入者・受給者が一定のリスクを負うといった形で、労使でリスクを分け合う仕組み。
- 2017（平成29）年1月施行後、23件の導入実績（2023（令和5）年4月現在）。

リスク分担型企業年金における給付調整の仕組み(イメージ)



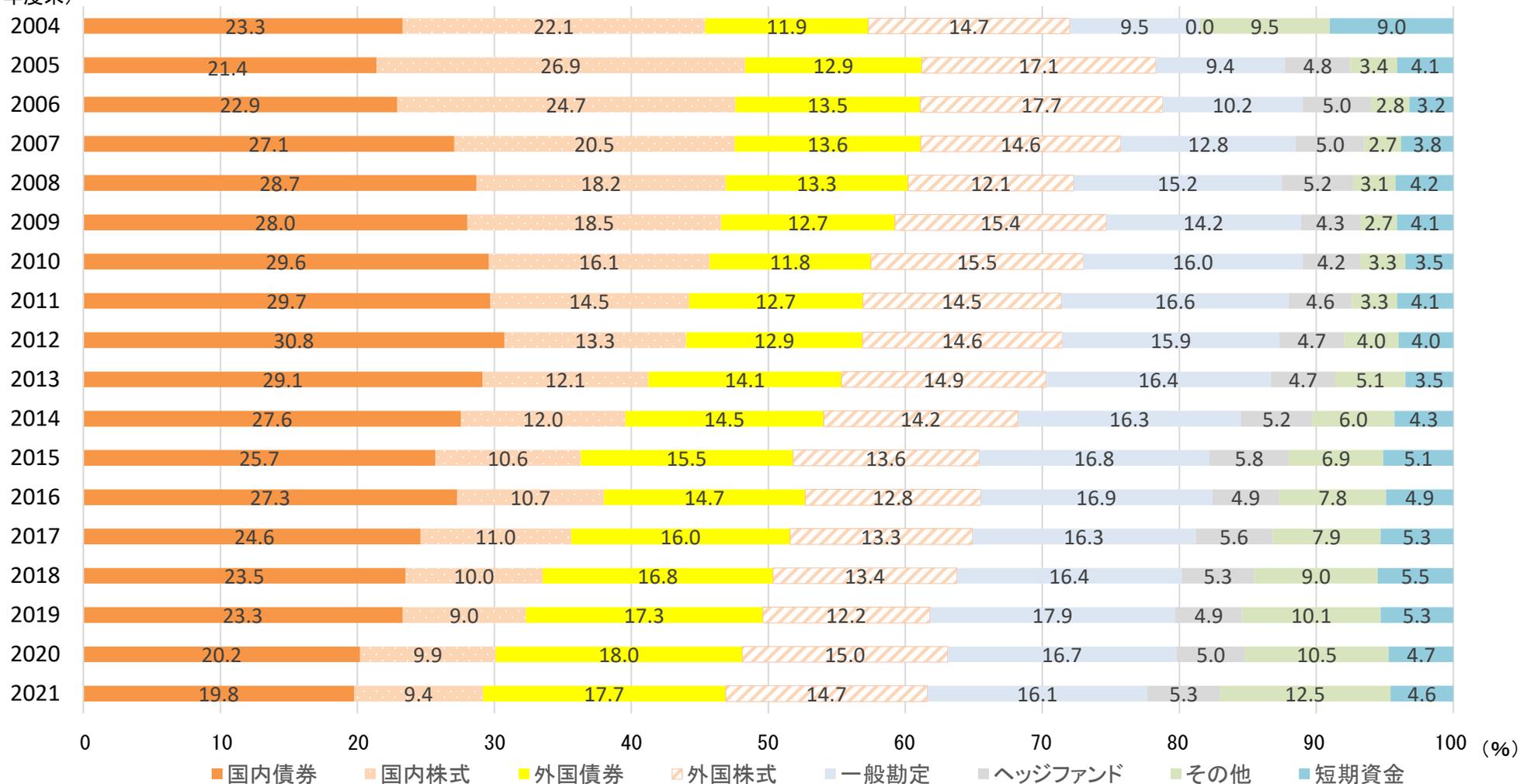
(参考) DBの運用状況



(参考) 確定給付企業年金の資産構成の推移

- ・国内債券の比率は、2012年度をピークに減少傾向。外国債券の比率は、2010年度以降増加傾向。
- ・一般勘定の比率は、2003年度のほぼ倍に増加。
- ・国内外の株式合計の比率は、2005年度の44.0%をピークに、2021年度は24.1%まで減少。

(各年度末)



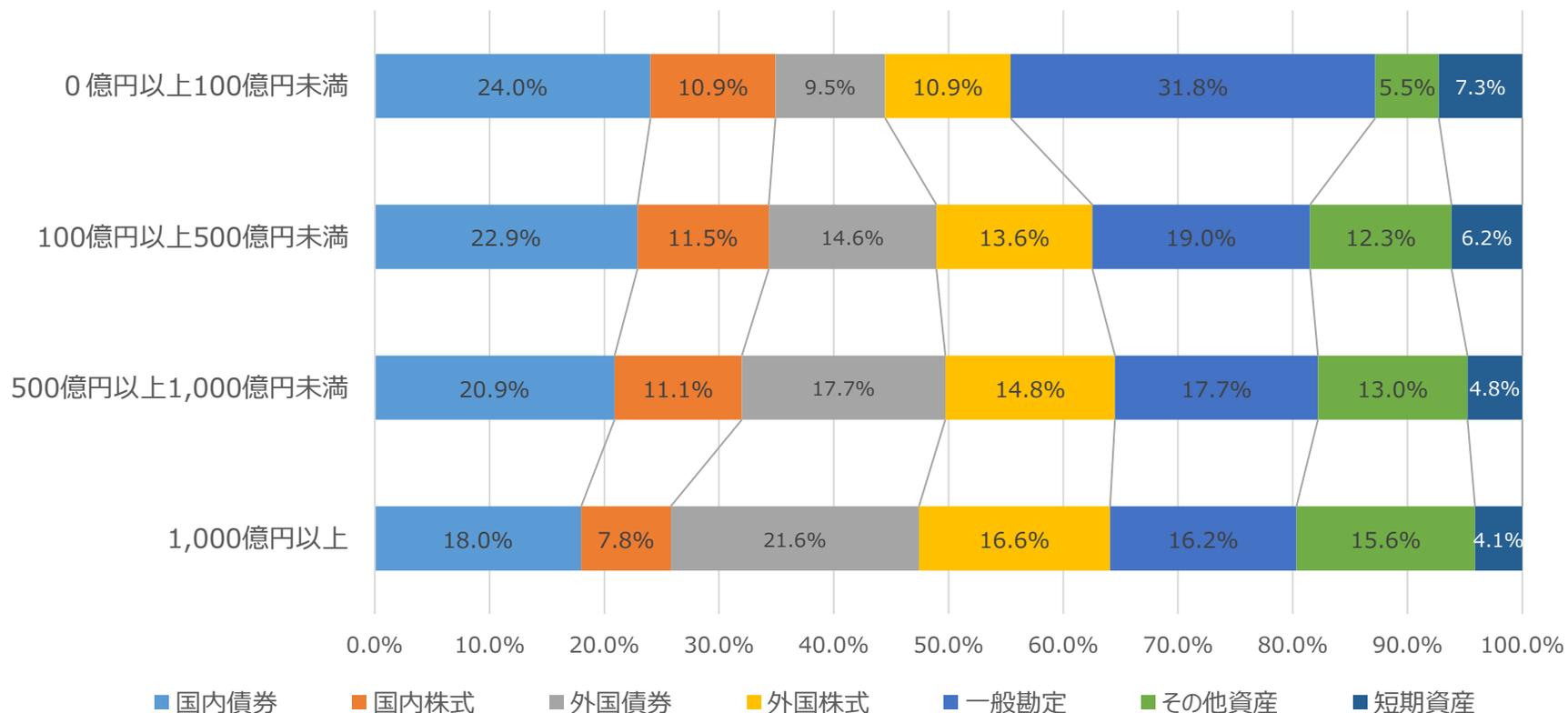
(出所) 企業年金連合会資料、信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金の受託概況」より厚生労働省作成

(注) 「その他」は不動産、プライベートエクイティ等

(参考) 確定給付企業年金の規模別資産構成

○ 資産規模によって、資産構成に差がみられる。

＜資産規模別 資産構成割合＞



(注1) 事業年度の末日が2020(令和2)年度中である事業年度の事業及び決算に関する報告書を2022(令和4)年12月時点で厚生労働省が集計。運用の方法が生命保険一般勘定に限定されている受託保証型確定給付企業年金についてはデータに制約があるため、集計には含まれていない。

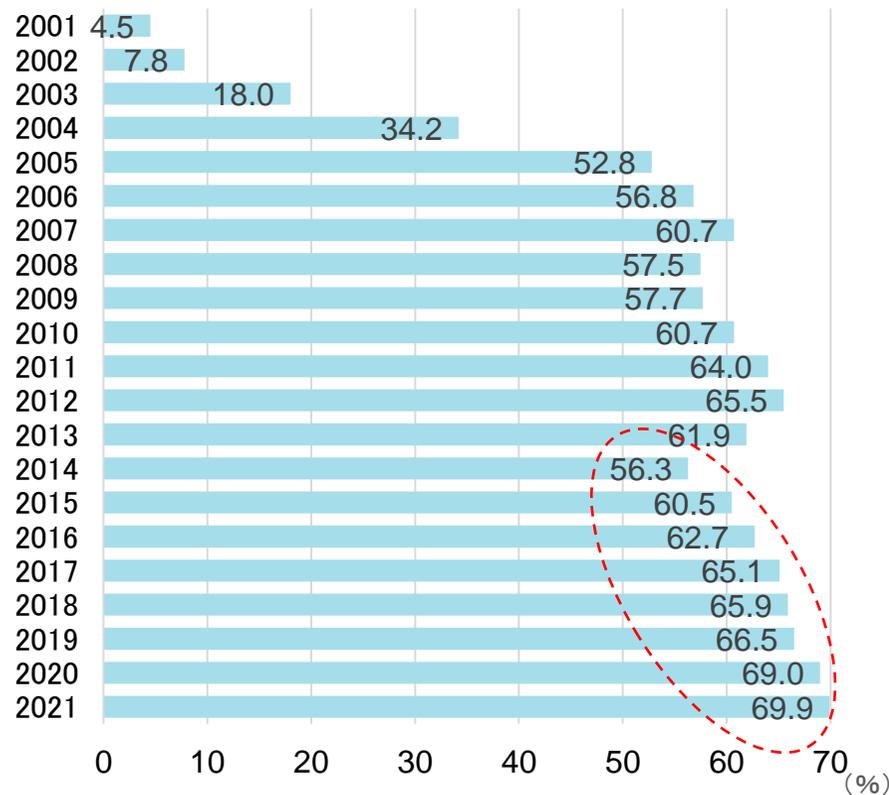
(注2) その他資産は、ヘッジファンド、不動産、プライベートエクイティ、コモディティ(商品)等である。

(参考) オルタナティブ投資

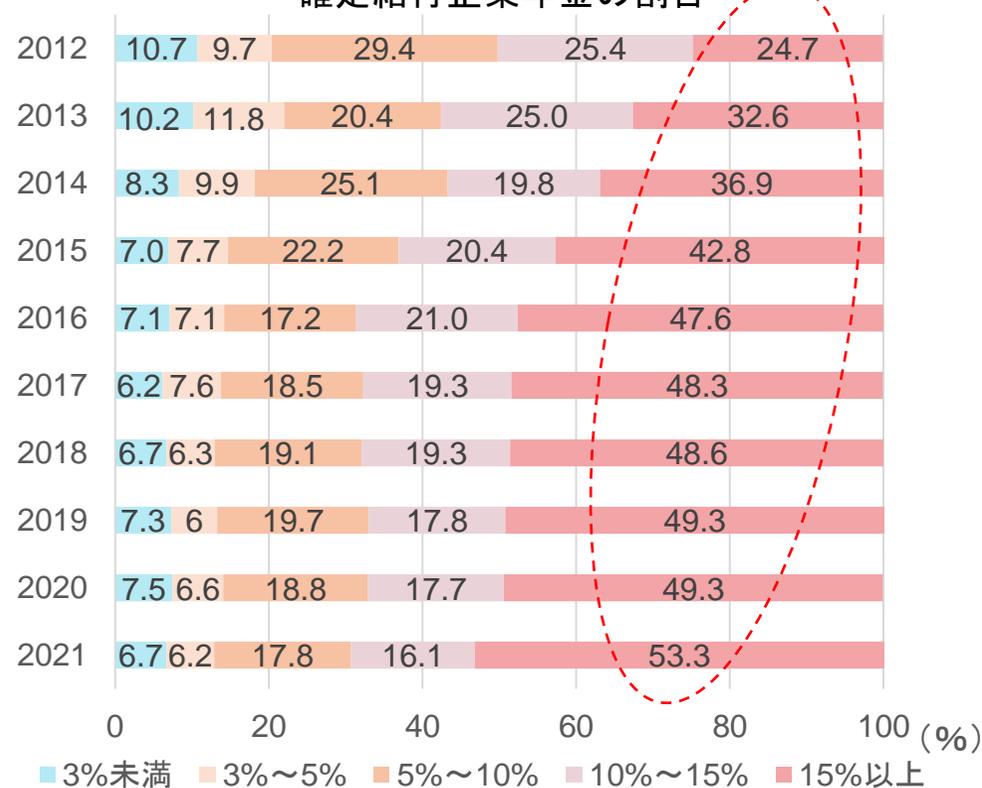
- オルタナティブ投資を実施している確定給付企業年金は、近年、増加傾向にある。また、資産全体に占めるオルタナティブ投資の配分割合が15%以上である確定給付企業年金が、年々増加している。

(年度)

オルタナティブ投資の実施率



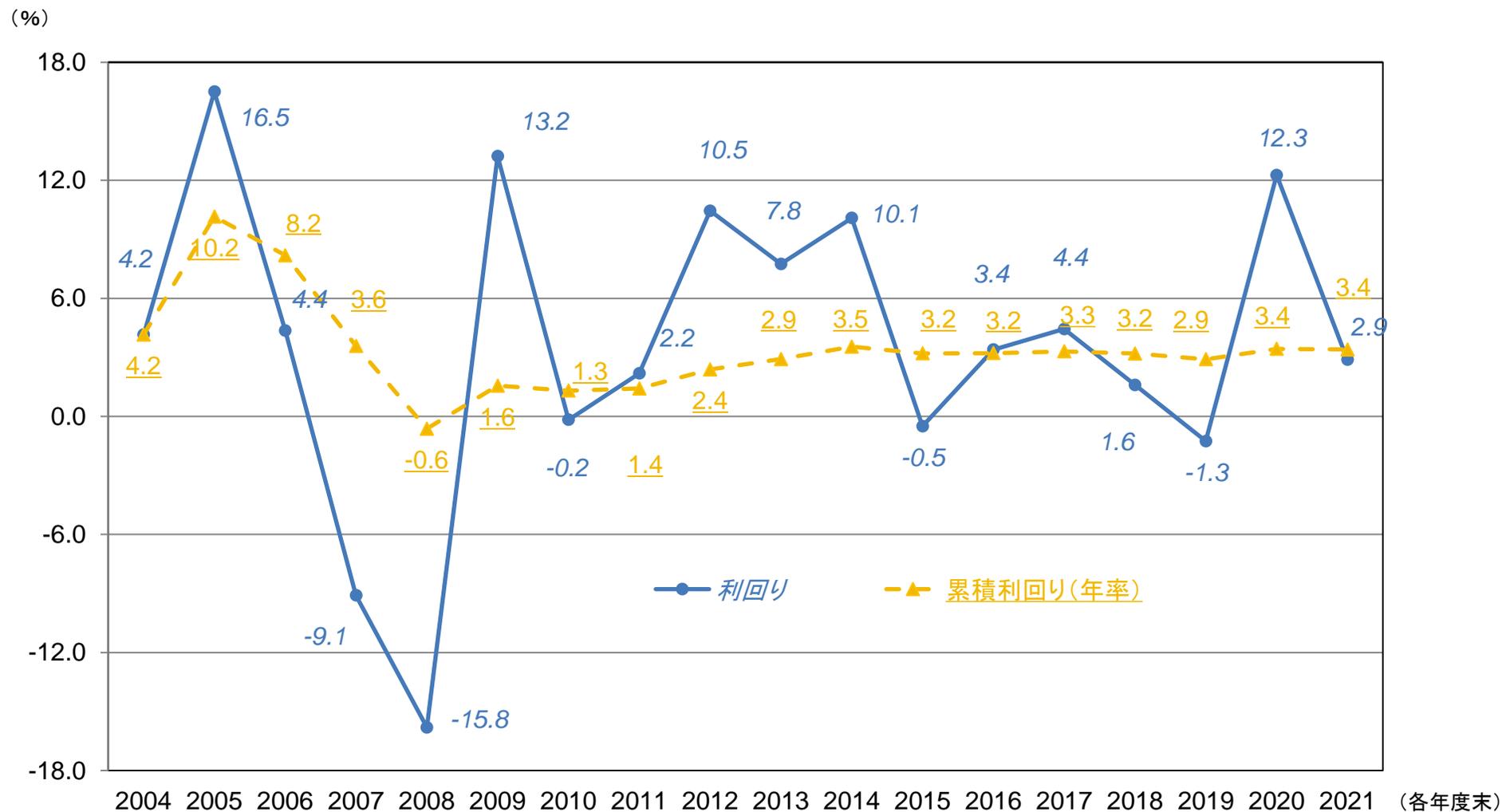
オルタナティブ投資の配分割合別
確定給付企業年金の割合



(出所) 企業年金連合会資料より厚生労働省作成

(注) オルタナティブ投資の配分割合別確定給付企業年金の割合は、オルタナティブ投資を実施しているものが対象。

(参考) 確定給付企業年金の利回りの推移



(出所)企業年金連合会資料より厚生労働省作成

スチュワードシップ活動



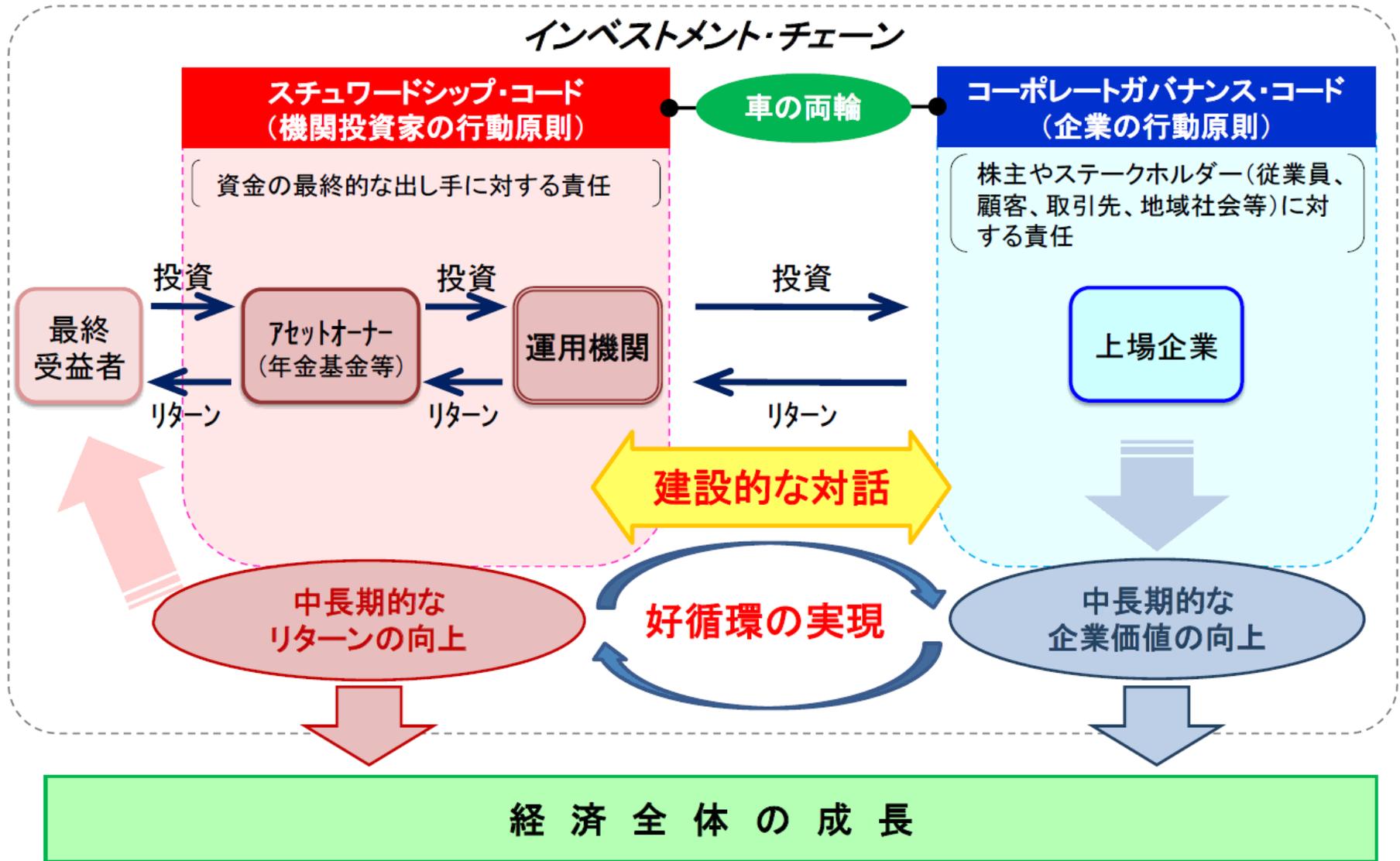
スチュワードシップ・コードとは

- 「責任ある機関投資家」の諸原則«日本版スチュワードシップ・コード»は、**機関投資家**が、投資先企業との「**建設的な対話**」を通じて、**企業の持続的成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大**という責任（スチュワードシップ責任）を果たすための行動原則である（2014年2月策定、2017年5月、2020年3月改訂）。
- 本コードにおける機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「**資産運用者としての機関投資家（運用機関／アセットマネジャー）**」と、当該資金の出し手を含む「**資産保有者としての機関投資家（アセットオーナー）**」とに大別される。

＜スチュワードシップ・コードの8原則＞（2020年3月再改訂）

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コード



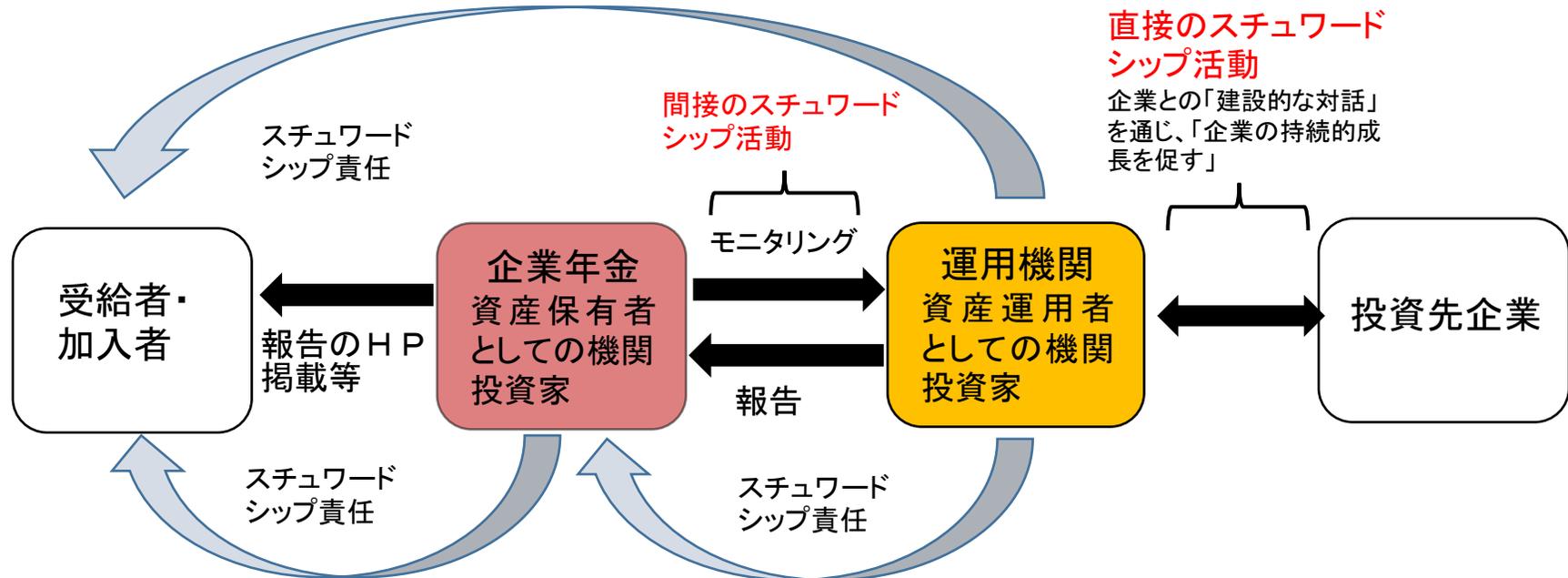
企業年金におけるスチュワードシップ・コードの受入れ

<企業年金のスチュワードシップ・コード受入れの意義>

- ・企業年金におけるスチュワードシップ・コード受入れは、運用機関の取組みを促す意義がある。
- ・企業年金が受託者責任を履行する観点からも有意義である。

<具体的な行動例>

- ・運用機関に議決権行使などスチュワードシップ活動に求める事項や原則を示す
- ・運用機関に対し、投資先企業の状況の的確な把握と把握状況の報告を求める
- ・運用機関のスチュワードシップ活動などを代議員会等に報告し加入者等にも周知する など



企業年金のステュワードシップ・コード受入れ促進に向けたこれまでの取組

ステュワードシップ検討会（厚生労働省・企業年金連合会）

- 企業年金におけるステュワードシップ・コードの受入れの意義、具体的な行動例などについて、2017年3月に報告書を取りまとめ。

確定給付企業年金（DB）資産運用ガイドラインの見直し（厚生労働省）

- 運用受託機関の選定の際に、ステュワードシップ・コードの受入れや取組状況等を定性評価項目とすることを検討することが望ましいこと等を明記（2018年4月施行）。

企業年金運用フォーラム・受託者責任ハンドブック（企業年金連合会）

- 企業年金連合会の「企業年金受託者責任ハンドブック」を改定し、企業年金によるステュワードシップ活動の重要性について意識喚起を行った（2018年3月）。

コーポレートガバナンス・コード改訂（東京証券取引所・金融庁）

- 企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとしての機能を発揮できるよう、母体企業による人事・運営面でのサポートを求める原則2-6を追加（2018年6月）。

ステュワードシップ・コード再改訂（金融庁）

- 企業年金に求められる役割や規約型DBのコード受入れを明確化（2020年3月）。

コーポレートガバナンス・コード再改訂（東京証券取引所・金融庁）

- コード改訂と同時に、「企業年金に対して、自社の取引先との関係維持の観点から運用委託先を選定することを求める行為等」の防止を「投資家と企業の対話ガイドライン」に追加（2021年6月）。

(参考) スチュワードシップ・コード (DB運用ガイドライン)

確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン (抜粋)

3 事業主及び基金の理事

(5) 運用の委託

① 運用受託機関の選任・契約締結

(選任の基準)

- 運用受託機関の選任については、運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、運用体制等に関する定性評価を加えた総合評価をすることにより行うことが望ましい。

また、運用受託機関の「責任ある機関投資家の諸原則」(日本版スチュワードシップ・コード)の受け入れやその取り組みの状況、ESG(環境、社会、ガバナンス)に対する考え方を定性評価項目とすることを検討することが望ましい。

なお、資産の管理を行う資産管理運用機関又は基金資産運用機関(以下「資産管理機関」という。)の選任については、資産管理の委託に当たっての留意事項(7)を参照も遵守しなければならない。

② 運用受託機関の管理

(運用ガイドラインの提示)

- 日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている運用受託機関に次の取組みを求めることが望ましい。

- ・ 利益相反についての明確な方針の策定と公表
- ・ 投資先企業の状況の的確な把握と、その状況の公表
- ・ 投資先企業との間で、建設的な対話を通じ事業環境についての認識を共有するとともに、認識した課題について改善に向けた取組みを促すこと
- ・ 議決権の行使の方針の提示と行使結果の公表
- ・ 目的を持った対話の状況や議決権行使状況についての報告

(報告の請求)

- 年金運用責任者は、運用受託機関に対し、少なくとも毎事業年度ごとに、運用状況についての時価での報告を求めなければならないが、四半期の報告などより高い頻度で報告を求めることが望ましい。

(注) 生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約については、当該契約に係る責任準備金に関する報告で差し支えない。

- 運用受託機関が日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合には、その運用受託機関が行った活動(議決権行使を含む)の実績について報告を受けることが望ましい。

6 その他

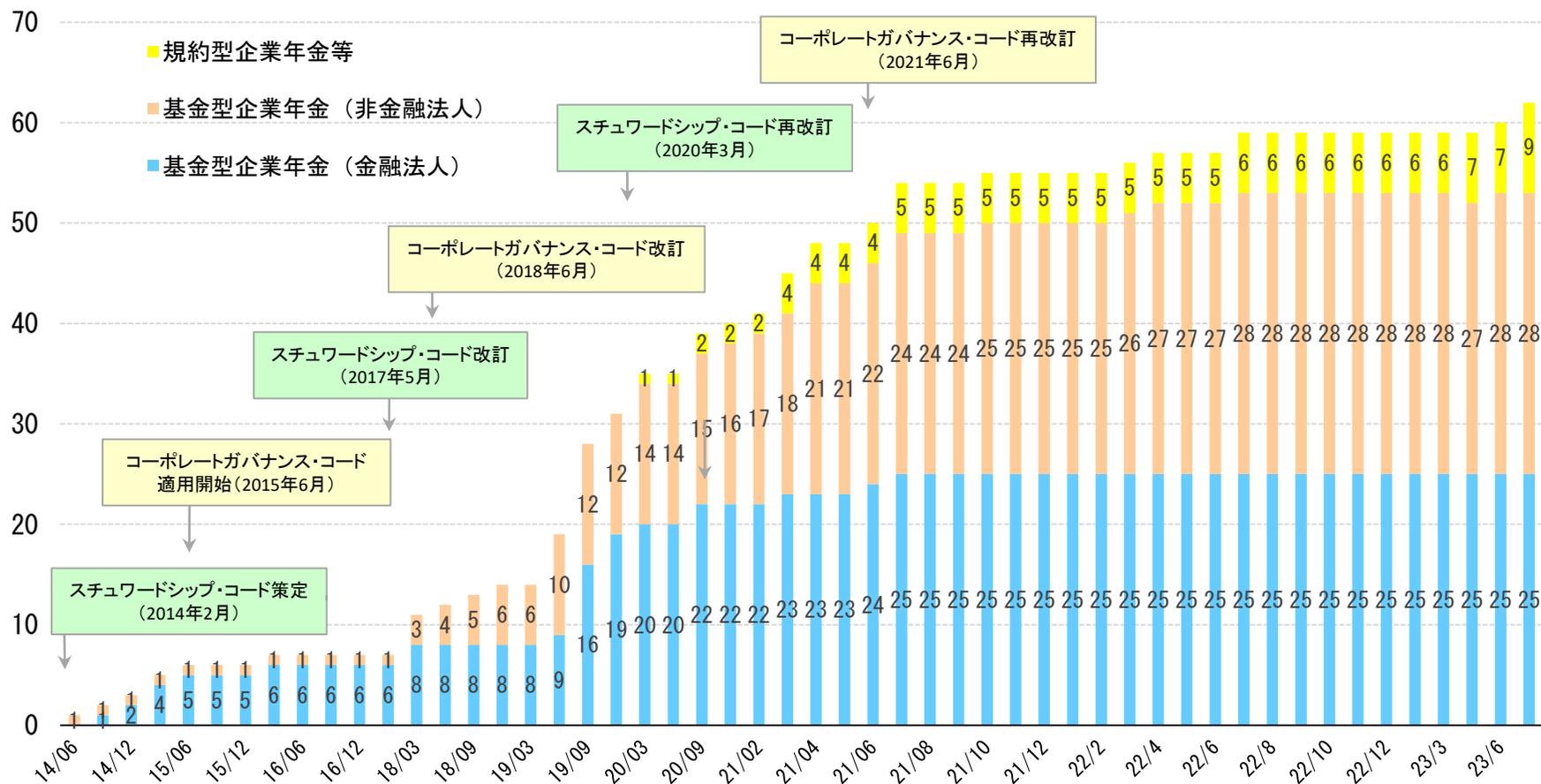
(3) 加入者等への業務概況の周知

(加入者への周知)

- また、事業主等は運用受託機関から、その運用受託機関が行ったスチュワードシップ活動に関し報告を受けた場合には、当該報告についても、加入者に対し周知することが望ましい。

(参考) 企業年金のステュワードシップ・コード受入れ状況

○ 2023年9月末時点で、62の企業年金が受入れ済み（基金型53（内金融法人の基金25）、規約型8、その他1）。



全体の受入れ状況 (2023年9月30日現在)

全体の受入れ状況 (2023年9月30日現在)	
信託銀行等	6
投信・投資顧問会社等	206
生命保険・損害保険会社	24
年金基金等	82
その他 (機関投資家向けサービス提供者等)	11
(合計)	329

定年延長に伴う給付減額の判定基準



(参考) 給付減額の判定基準と手続要件 (リスク分担型企業年金を除く)

- 従来の確定給付企業年金 (DB) では、給付設計の変更を行う際、通常予測給付現価や最低積立基準額が減少する場合に給付減額と判定している。
- 給付減額と判定された場合は、手続要件として、給付減額に該当する者の個別の同意等を得ることとなっている。

< 給付減額の判定基準 >

- (a) 給付設計の変更前後の総通常予測給付現価が減少する場合
- (b) 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が給付設計の変更によって減少する場合
- (c) 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合 (最低保全給付の計算方法による減少を含む)

のいずれかに該当する場合、給付減額と判定

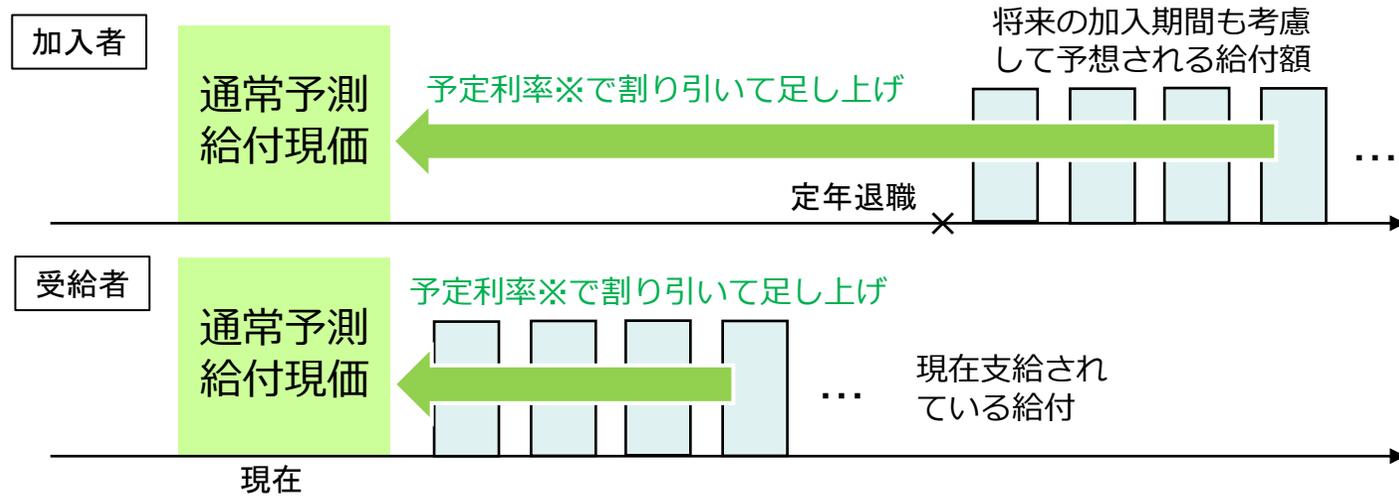
< 給付減額を行う場合の手続要件 >

加入者の給付減額を行う場合	受給権者等の給付減額を行う場合
<ul style="list-style-type: none">・ 全加入者に対する事前の十分な説明・ 加入者の3分の1以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意の取得・ 加入者の3分の2以上の個別同意の取得 (加入者の3分の2以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる)	<ul style="list-style-type: none">・ 全受給権者等に対する事前の十分な説明・ 受給権者等の3分の2以上の個別同意の取得・ 希望者に減額前の給付を一時金で支給

※ 給付減額の対象となる加入者・受給権者等が一部に限られる場合には、その対象となる者の3分の2以上の個別同意が必要。なお、給付減額の対象となる加入者の3分の2以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意をもって、加入者の個別同意に代えることができる。

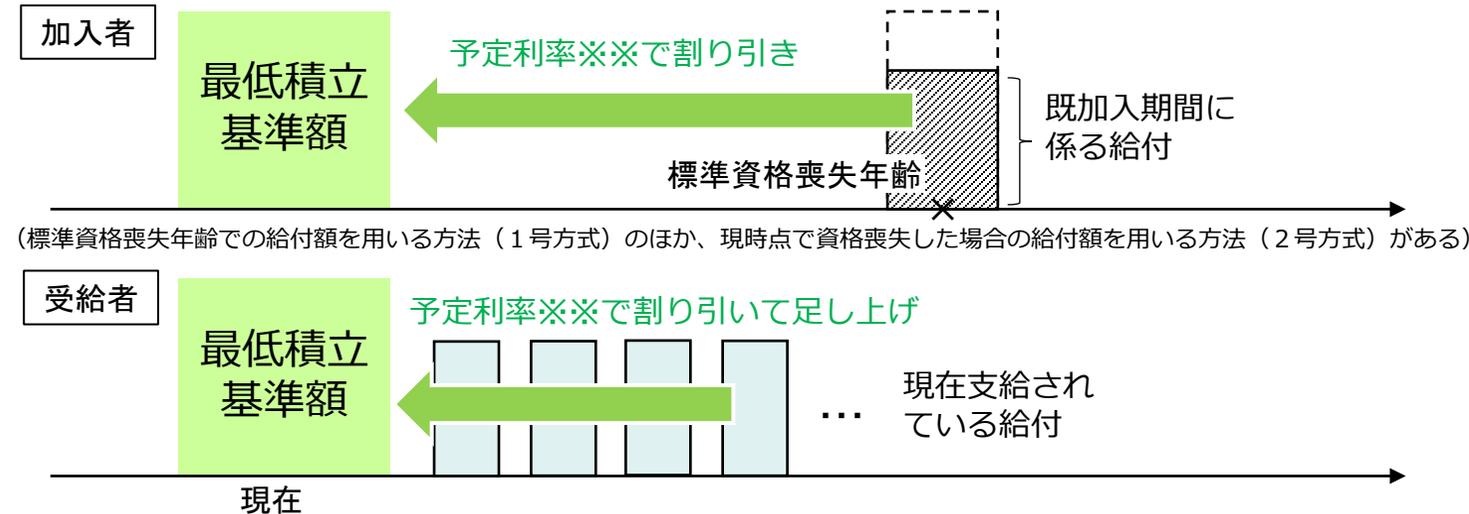
通常予測給付現価と最低積立基準額のイメージ

○通常予測給付現価（給付に要する費用の通常予測に基づく予想額の現価）



※ 予定利率は、**企業年金ごと**に積立金の運用収益の長期予測に基づいて定める。
（設定できる下限は、厚生労働大臣が国債利回りを勘案して定める。）

○最低積立基準額（制度が終了するとした場合に過去の加入期間に応じて支払うべき給付の現価）



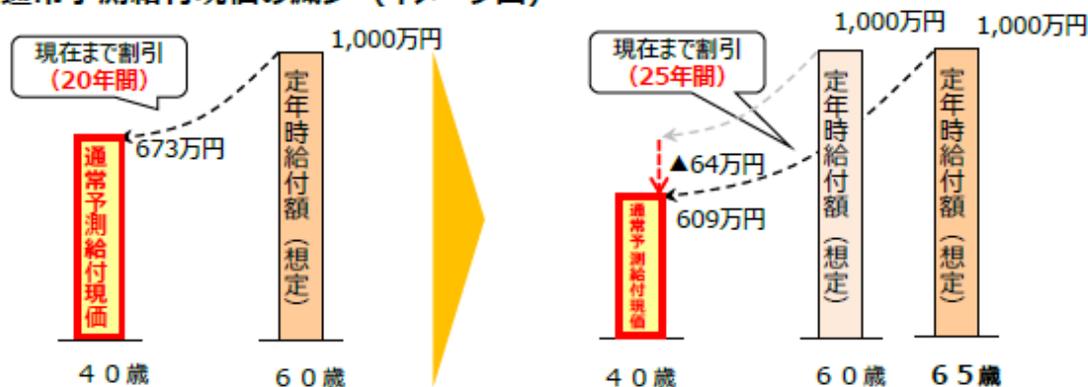
※※ 予定利率は、**厚生労働大臣が30年国債利回りを**勘案して定める。
ただし、労使合意により、定められた率に0.5%以内の率を加減した率を用いることも可。

定年延長時の給付減額判定例

- 定年年齢の後ろ倒しに伴い、給付額を維持する場合であっても、給付額の現在価値（通常予測給付現価や最低積立基準額）を計算する際の割引期間が長くなることから、計算上、給付額の現在価値が減少する（給付減額に該当）。
- 給付減額と判定された場合は、手続き要件として、給付減額に該当する者の個別の同意等を得ることとなっている。

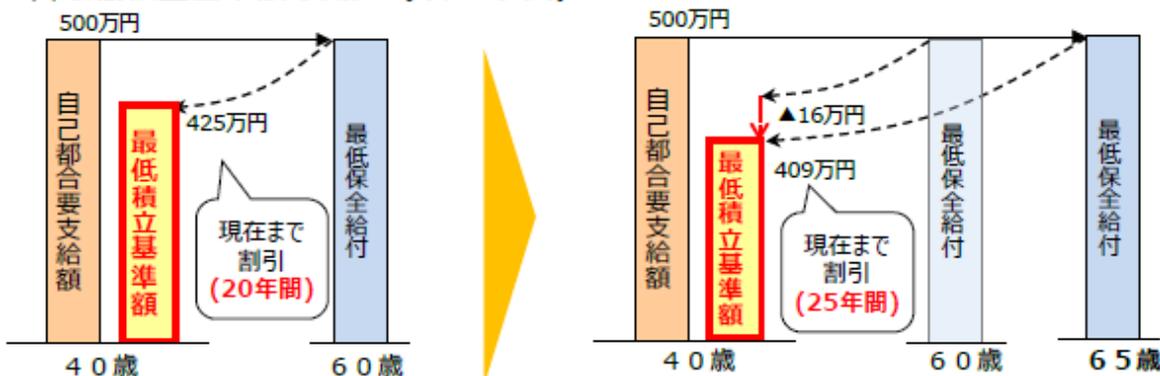
2023/6/28 企業年金・個人年金部会資料3
生保協会提出資料を元に作成

(1)通常予測給付現価の減少（イメージ図）



※ 割引に用いる予定利率は、**企業年金ごとに、積立金の運用収益の長期予測を踏まえて設定。**
(設定できる下限は、厚生労働大臣が国債利回りを勘案して定める。)

(2)最低積立基準額の減少（イメージ図）



※ 割引に用いる予定利率は、**厚生労働大臣が、30年国債利回りを勘案して設定。**
ただし、労使合意により、定められた率に0.5%以内の率を加減した率を用いることも可。

定年延長に伴う給付減額の判定基準に対する各団体の意見

(第22～24回企業年金・個人年金部会における各団体の意見)

団体名	主な意見
企業年金連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定年延長に伴うDBの支給開始年齢引上げを行う場合の給付減額の判定基準の在り方について、見直しが必要 ・ 中小企業では労働組合がない事業所も多く、給付減額と判定される場合の同意要件を緩和するなど手続きの簡素化を図り、事務の効率化を図るべき
企業年金連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付絶対額が維持される場合は、給付減額とはしない解釈を追加していただきたい ・ リスク分担型企业年金への移行と同様（一定の財源が確保される場合は、給付減額の同意手続きを省略されることが認められている）、例えば、単純に「一時金・年金額を定年延長にあわせてスライド」させた場合は、「給付減額」の同意手続きを省略することを認めるといった制度改定を考えても良いのではないか ・ 定年延長した時の退職給付制度や企業年金制度の見直しの方法として、給付時期や給付額の設定等にいくつかの選択肢がある中で「定年を60歳から65歳に延長」した場合、給付減額と判定される可能性がある ・ 定年延長に伴う給付時期の延長のみで給付総額が減らないのであれば、給付減額としないなど、判定基準や手続きの簡素化を早期に制定していただきたい
信託協会	<p>給付減額の判定について、各DBが個々に設定している予定利率の水準に依らない方法に見直し（見直し例） 給付減額の判定に使用する給付現価について、全DB共通の利率（継続基準の下限予定利率など）を使用</p>
生保協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば旧定年時の給付額が下がるない等の場合においては、減額に該当しないことを検討してはどうか ・ 加えて、不同意申出方式による減額同意等を可能とするように規約変更の手続きを柔軟化してはどうか
日本年金数理人会	<ul style="list-style-type: none"> ①法改正に伴う給付設計の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 法改正に伴う給付設計の変更については給付減額手続きを簡素化 ②人事制度見直しに伴う給付設計の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 定年延長など支給時期が異なる場合における給付減額判定基準の見直し ・ 給付減額に該当した場合における制度変更内容に応じた同意手続きの簡素化

Ⅲ 制度の普及等に向けた改善

8 DBの各種手続

(3) 定年延長等の雇用延長に伴う給付設計の見直しに当たっての手続

- DBでは、給付設計の変更を行う際、給付現価や最低積立基準額が減少する場合に給付減額と判定している。定年延長等の雇用延長に伴って支給開始時期を見直す場合、金額ベースで給付水準を維持・増額する場合であっても、予定利率で割り引く期間が延びることによって給付現価が減少する場合がある。
 - この点に関して、
 - ・ 従来どおり給付減額として扱うとともに、加入者・受給者の個別同意については受給権又は期待権の侵害につながりうる重要な手続であることから個別同意等の手続要件を維持すべきといった意見
 - ・ 給付現価を計算する際の割引率として用いる予定利率はあくまで掛金の算定のために設定されたものであって、必ずしも給付額の算定と関係するものではなく、給付減額として扱うべきではないといった意見
 - ・ 定年延長等の雇用延長の際には退職給付以外にも給与や雇用形態といった各種の労働条件全体について労使合意がなされることを踏まえた対応をすべきといった意見
 - ・ 手続の要件が定年延長を阻害することのないように対応すべきといった意見
 - ・ 給付減額として扱う場合も個別同意等の手続要件を課すべきではないといった意見
- 等があった。それぞれの意見の考え方を整理した上で、改めて議論すべきである。

保証期間の上限延長



保証期間の上限

- 確定給付企業年金の年金としての支給方法は、終身年金又は有期年金として5年以上にわたり定期的に支給することとしており、保証期間を設ける場合には20年が限度である。
- 社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理（令和元年12月25日）においては、DBの保証期間の上限（20年）やDCの有期年金の期間（5～20年）の取扱いについては、高齢期の就労の拡大やそれを踏まえた受給開始時期等の選択肢の拡大の状況、余命の伸び等を見つつ、今後検討していく必要があるとされている。

確定給付企業年金法（平成13年法律第50号） -抄-

（年金給付の支給期間等）

第三十三条 年金給付の支給期間及び支払期月は、政令で定める基準に従い規約で定めるところによる。ただし、終身又は五年以上にわたり、毎年一回以上定期的に支給するものでなければならない。

確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第42号） -抄-

（給付の額の基準）

第二十三条 法第三十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一時金として支給する老齢給付金の額は、当該老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間（年金給付（給付のうち年金として支給されるものをいう。以下同じ。）の支給期間の全部又は一部であって、当該年金給付の受給権者が死亡したときにその遺族（法第四十八条に規定する遺族給付金（法第二十九条第二項第二号に規定する遺族給付金をいう。以下同じ。）を受けることができる遺族をいう。以下同じ。）に対し、当該受給権者が生存していたとしたならば支給された年金給付を年金又は一時金として支給することを保証されている期間をいう。以下同じ。）について支給する給付の現価に相当する金額（以下「現価相当額」という。）を上回らないものであること。

（支給期間及び支払期日）

第二十五条 法第三十三条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 保証期間を定める場合にあつては、二十年を超えない範囲内で定めること。

確定拠出年金法施行規則（平成13年省令第175号） -抄-

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第四条 令第五条第一号の年金として支給されるものの算定方法は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

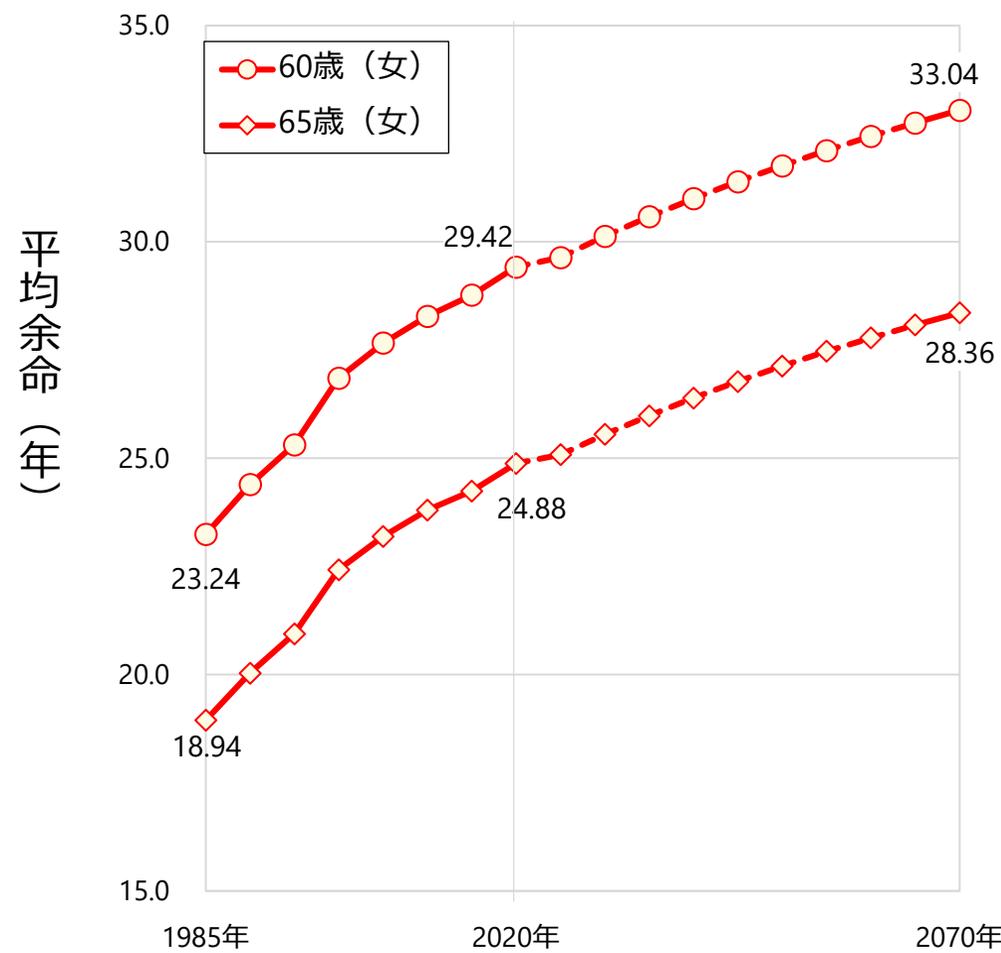
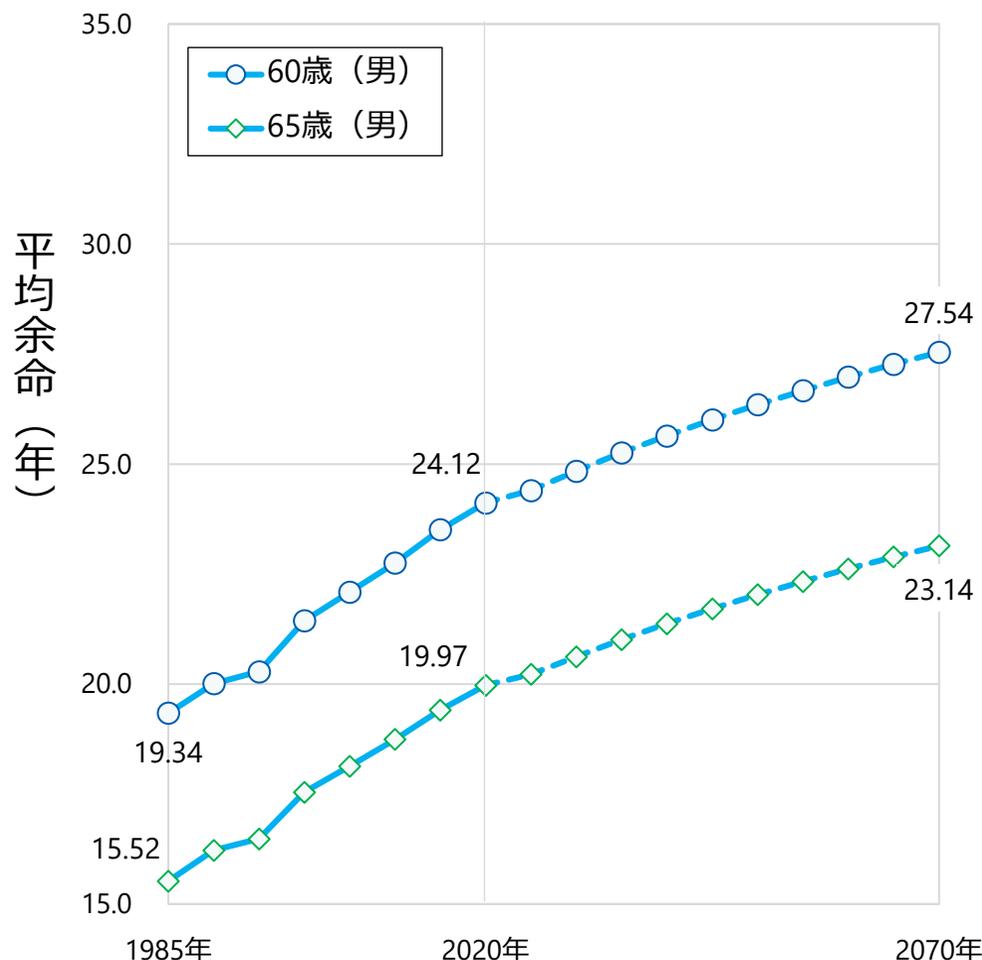
- 一 年金たる老齢給付金

イ～ハ（略）

- 二 支給予定期間は、受給権者が請求日において企業型年金規約で定めるところにより申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月（請求日の属する月から起算して三月以内の月に限る。）から起算して五年以上二十年以下であること。

60歳・65歳時点の平均余命の推移

○ 平均余命は、総じて増加傾向にあり、1985年（保証期間上限を20年に設定した1989年当時における最新の完全生命表の時点）と比べると、2020年時点では60歳、65歳どちらの平均余命も男性で5歳弱（女性で6歳弱）延びている。



(出所) 2020年以前は厚生労働省「完全生命表」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(死亡中位仮定による推計)を基に作成

確定給付企業年金における支給期間の状況

- 確定給付企業年金（基金型）を見ると、終身年金を実施しているうち約5割が保証期間を20年、有期年金を実施しているうち約6割が支給期間を20年で設定している。

＜企業年金の種類別支給期間の状況(2021年)＞

単位：％

年金の種類	計	終身				有期				不明
		保証期間			10年	20年	その他			
		15年	20年	その他						
確定拠出年金を除くすべての種類の企業年金	100.0	24.4	(34.6)	(41.4)	(24.0)	65.9	(11.2)	(28.3)	(60.5)	9.7
確定給付企業年金（規約型）	100.0	7.3	(25.7)	(34.5)	(39.8)	82.7	(12.0)	(7.6)	(80.4)	10.0
確定給付企業年金（基金型）	100.0	31.2	(22.3)	(54.8)	(22.9)	58.1	(11.7)	(62.3)	(26.0)	10.7
厚生年金基金	100.0	65.8	(88.1)	(5.7)	(6.2)	24.7	(3.5)	(70.7)	(25.7)	9.5
自社年金	100.0	5.9	-	-	(100.0)	64.4	(33.3)	-	(66.7)	29.7
私学共済又は農林漁業共済の職域部分	100.0	64.0	-	-	-	32.0	-	(100.0)	-	4.1
その他	100.0	31.4	(47.1)	(52.9)	-	28.4	(11.5)	(43.4)	(45.1)	40.1

(出所) 人事院「民間企業の勤務条件制度等調査(民間企業退職給付調査)」(2021年)

- 1 終身の保証期間及び有期の期間は、制度上の最長年数について調査している。
- 2 終身の保証期間の割合は、保証期間がないもの及び不明のものを除いたものを100として算出した。
- 3 有期の期間の割合は、年金の支給期間が不明のものを除いたものを100として算出した。

その他（確定給付企業年金（DB）関連）

脱退一時金の繰下げ要件

- 確定給付企業年金においては、規約で定めるところにより、本人が申出をすることで脱退一時金を繰り下げることが可能となっている。
- この申出をすることができる者は、①実施事業所に使用されなくなったとき、②厚生年金保険の被保険者でなくなったとき、③規約により定められている資格を喪失したとき、のいずれかに該当する者に限られており、「その使用される事業所または船舶が、実施事業所でなくなったとき」は除外されている。
- 「その使用される事業所または船舶が、実施事業所でなくなったとき」の資格喪失者も脱退一時金を繰下げられるようにすることについて、第14回企業年金部会（平成26年12月15日資料3）においては、「実施事業所でなくなった者に係るDB側の管理コストや、支給額に据置利息が発生することなども勘案した上で、慎重な検討が必要」とされている。

確定給付企業年金法(平成13年法律第50号) -抄-

(資格喪失の時期)

第二十七条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 実施事業所に使用されなくなったとき。
- 三 その使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。
- 四 厚生年金保険の被保険者でなくなったとき。
- 五 規約により定められている資格を喪失したとき。

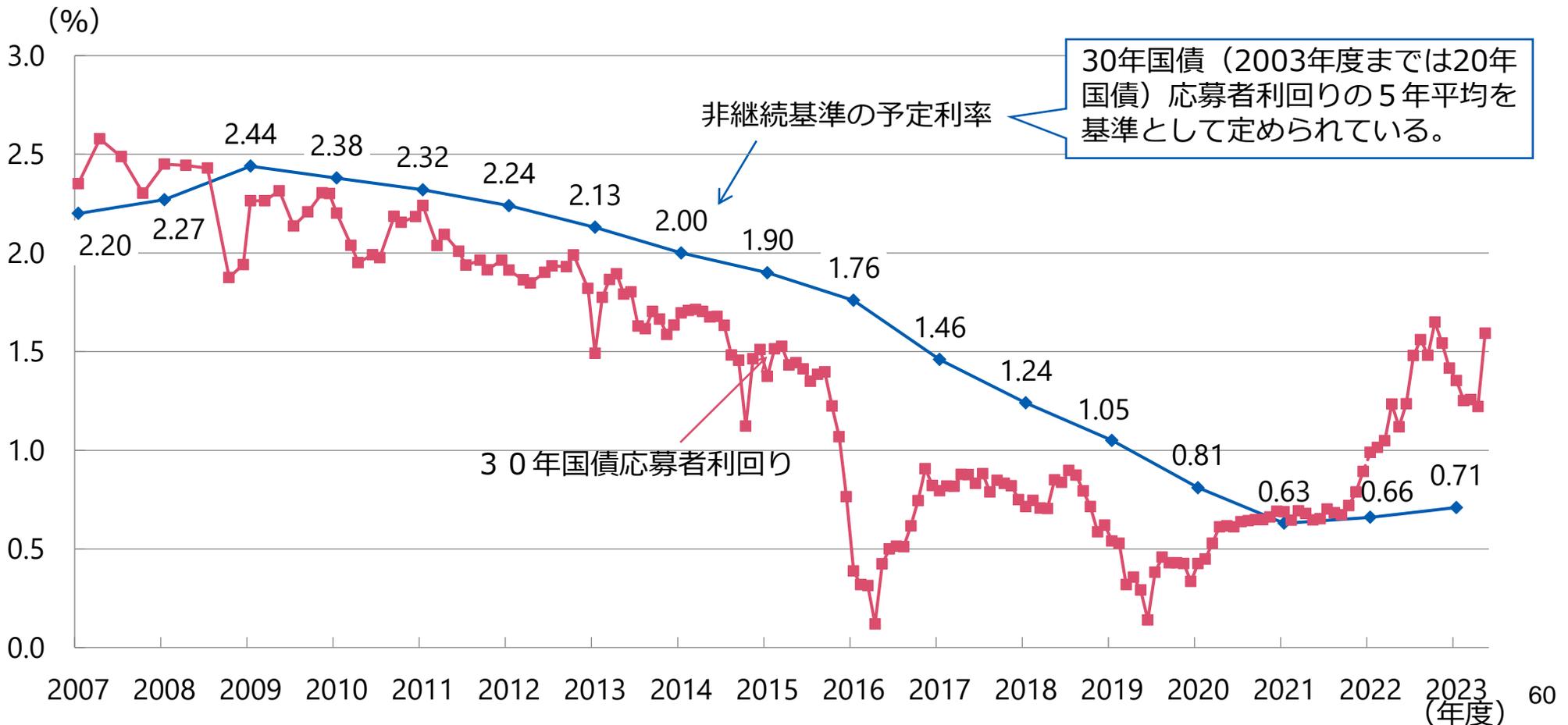
(脱退一時金)

第四十一条 脱退一時金は、加入者が、第二十七条第二号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、その他の規約で定める脱退一時金を受けるための要件を満たすこととなったときに、その者に支給するものとする。

- 2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - 一 加入者であって規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たさないもの(次号に規定する者を除く。)に支給するものであること。
 - 二 加入者であって規約で定める老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たすものに支給するものであること(規約において当該状態に至ったときに脱退一時金を支給する旨が定められている場合に限る。)
- 3 前項第一号に係る脱退一時金を受けるための要件として、規約において、三年を超える加入者期間を定めてはならない。
- 4 第一項に規定する脱退一時金を受けるための要件を満たす者(第二十七条第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当することとなった者に限る。)は、規約で定めるところにより、事業主等に当該脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申出をすることができる。

非継続基準の予定利率と30年国債利回りの推移

- 非継続基準による財政検証において用いる予定利率は、30年国債の利回りを勘案して大臣が定める率とされている。
- 長期金利が低下傾向にある中で、2019年より、労使合意により、定められた率に0.5%以内の率を加減した率を用いることも可能となった。（以前は労使合意により、定められた率に0.8以上1.2以下の係数を乗じた率とすることが可能。）
- 非継続基準の予定利率については、2021年度を底とし、近年は緩やかに上昇している。



基金における選定代議員の考え方

- 確定給付企業年金基金においては、代議員会を設置する必要があり、代議員の定数は、任意の偶数となっている。
- 一方、いわゆる総合型基金については、代議員の半数である選定代議員については定数が政令で定められており、実施事業所の事業主の数の十分の一以上（上限50、下限3）とされている。
- これは、総合型企業年金基金の設立事業所の全ての事業主の基金運営への参加意識を高めるとともに、適切な意思決定が行われるよう、2020年10月から導入されたものである。

※ 選定代議員とは、事業主において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定する代議員のことである。

※※ 選定代議員を実施事業主の数の10分の1以上としたのは、制度導入を検討していた当時、半数以上の総合型企業年金基金において事業主の数の10分の1以上の選定代議員を選定している実態があったこと、協同組合などの組織に見られる総代会制度を参考にしたこと、から設定された。

確定給付企業年金法(平成13年法律第50号) -抄-

(代議員会)

第十八条 基金に、代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

3 **代議員の定数は、偶数とし、その半数は事業主において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は加入者において互選する。**

確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第42号) -抄-

(事業主において選定する代議員の定数)

第十条の二 **二以上の事業主が共同して設立する基金**(当該基金の実施事業所の事業主のうち一の事業主が他の事業主と業務、資本金その他について密接な関係を有することその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除く。)**における、事業主において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定する代議員の定数は、その選定の時点における当該基金の実施事業所の事業主の数の十分の一(当該事業主の数が五百を超える場合にあっては五十、当該事業主の数が三十を下回る場合にあっては三)以上とする。**

確定給付企業年金法施行規則(平成14年省令第22号) -抄-

(事業主において選定する代議員の定数を定めることを要しない基金の要件)

第十九条の二 令第十条の二の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 基金の実施事業所の事業主のうち一の事業主が他の事業主の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)のおおむね二割を直接又は間接に保有する関係にあること又は一の事業主が行う事業と他の事業主が行う事業との人的関係が緊密であること。

二 基金の実施事業所の事業主の九割以上が他の法律により設立された協同組織体であって、次のいずれにも該当するものに所属すること。

イ～ハ (略)

基金における運用執行理事の兼務

- 確定給付企業年金基金においては、運用執行理事をおこななければならないこととされている。
- また、当該理事については、専門的な能力が求められていることや利益相反を未然に防ぐ趣旨から、他の基金の運用執行理事と兼務することが禁止されている。

※ 運用執行理事とは、積立金の管理及び運用に関する業務を執行する理事のことである。

確定給付企業年金法(平成13年法律第50号) -抄-

(役員の職務)

第二十二條 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 **理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。**

4・5 (略)

確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第42号) -抄-

(分散投資義務及び運用体制の整備)

第四十六條 事業主等は、積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

2 **基金は、管理運用業務を執行する理事を置かなければならない。**

※ 管理運用業務とは、法第二十二條第三項に規定する基金の業務のことである。

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日) -抄-

別紙2 確定給付企業年金の事業運営基準

4. 積立金の管理運用業務に関すること

(3) 運用執行理事について

- ① 基金は、積立金の管理及び運用に関する業務(以下「管理運用業務」という。)を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)を置かななければならないこととされているが、運用執行理事の選出に当たっては、基金の財政状況に精通し、管理運用業務を適正に執行できる者であって基金の業務運営に熱意を有する者を充てること。

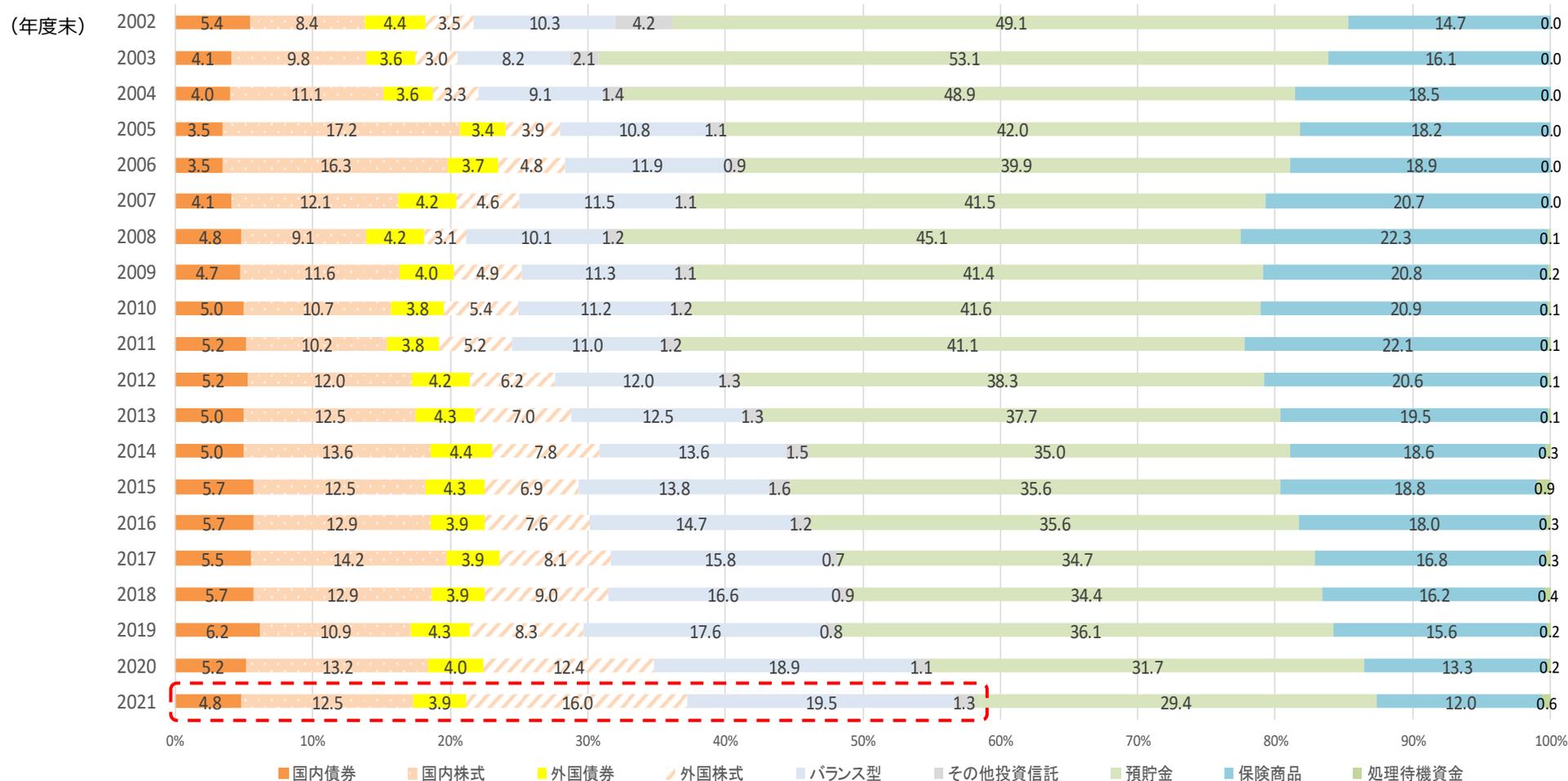
なお、やむを得ない場合は、他の業務の担当理事と兼任して差し支えないが、その場合であっても**他の基金の運用執行理事と兼務してはならないこと。**

確定拠出年金制度（DC）の環境整備

確定拠出年金制度（DC）の概要と現状

企業型DCの資産構成割合の推移

○ 企業型DCにおける投資信託等の占める割合は増加してきており、2021年度末では6割弱となっている。

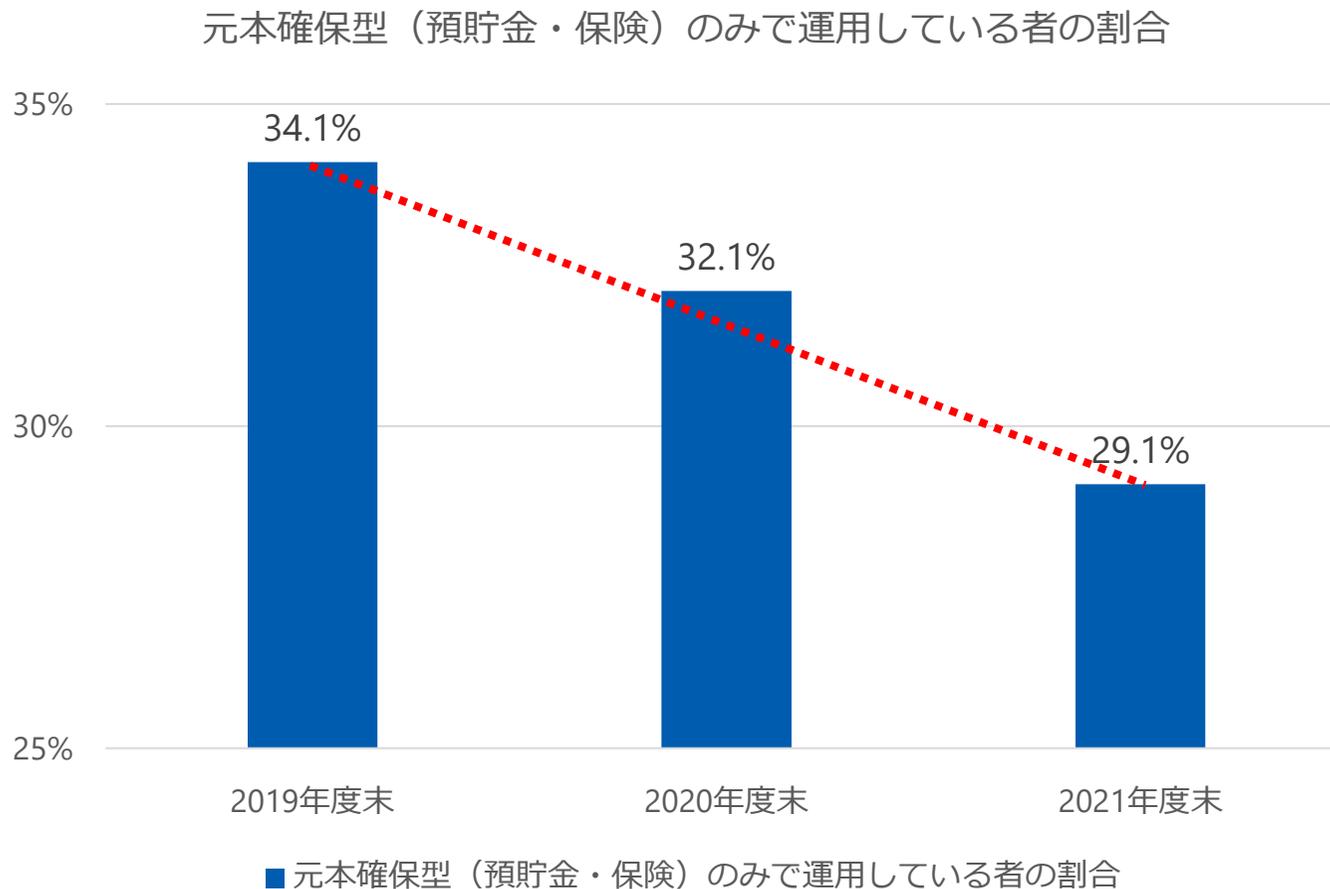


(注) 「その他投資信託」は、MMF及び「投資信託・金銭信託等のうち投資対象がREIT、自社株、コモディティ等」
 ※企業型DCは2001年10月開始。

(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

企業型DC加入者における運用商品の選択状況

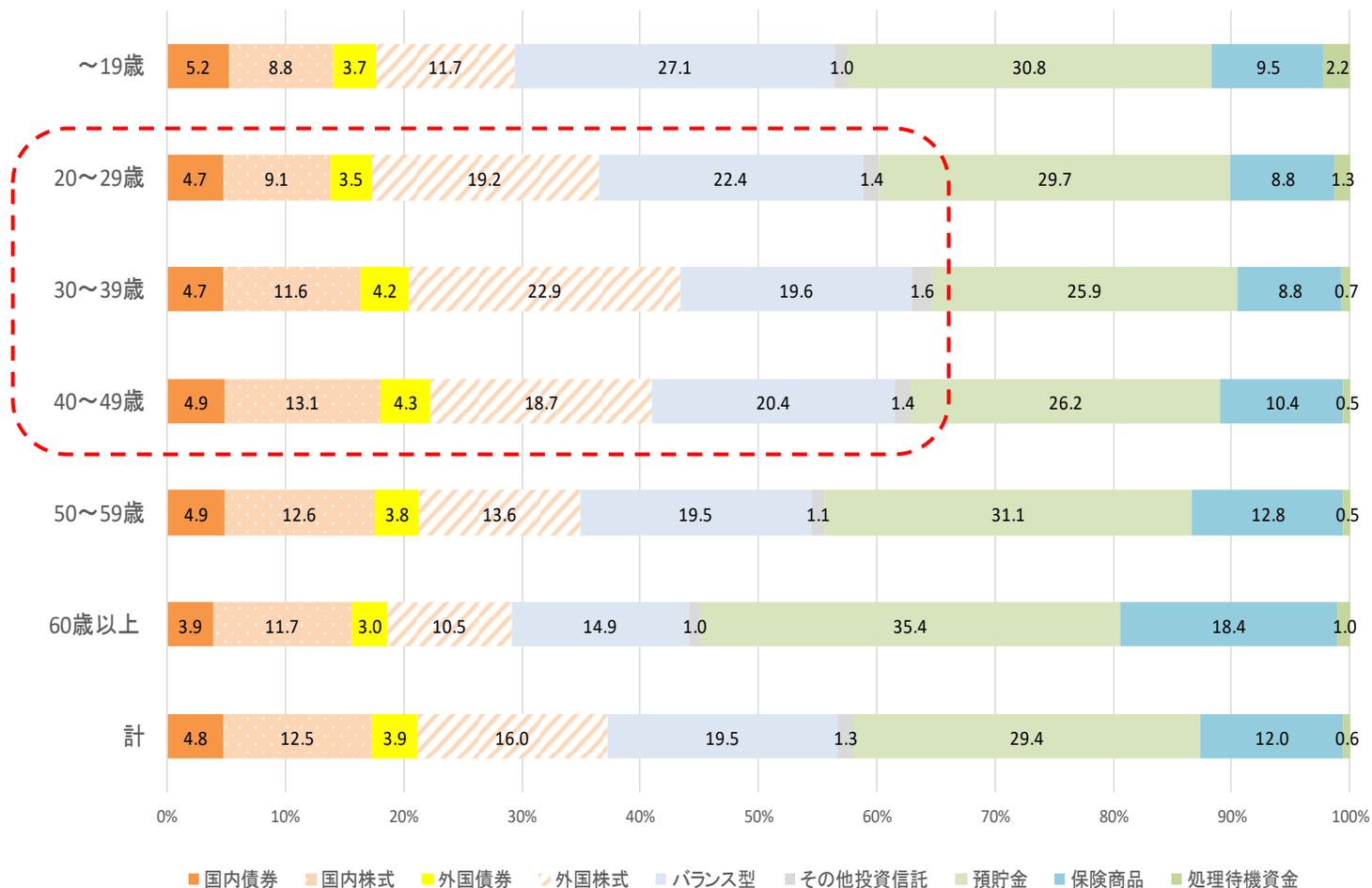
- 企業型DC加入者が指図する運用商品について、元本確保型（預貯金・保険）のみで運用している者の割合は年々低下している。



(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2022年3月末）」

企業型DCの年代別資産構成割合

- 年代別に企業型DCの資産構成をみると、特に、20～40代では投資信託等の割合が高く、60%を超えている。
(20代：60%、30代：65%、40代：63%)

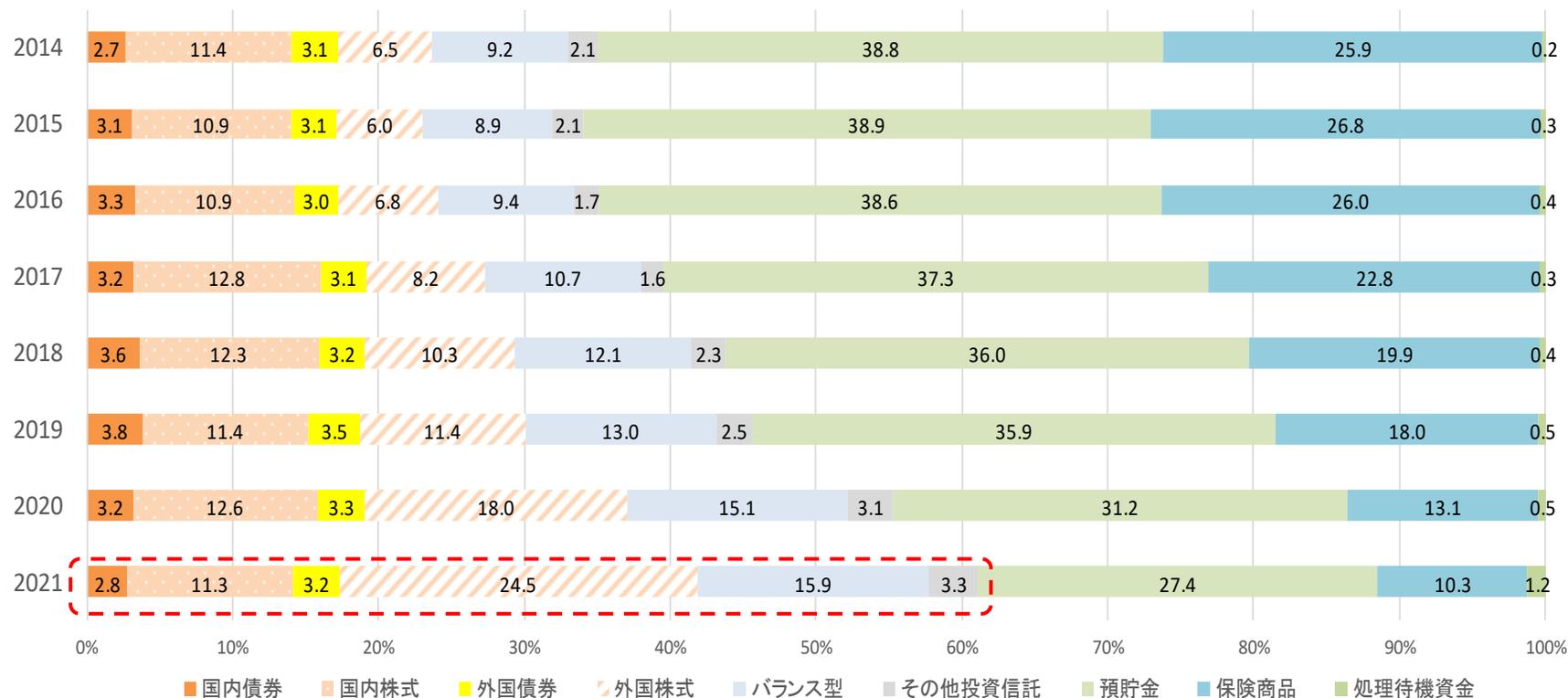


(注) 「その他投資信託」は、MMF及び「投資信託・金銭信託等のうち投資対象がREIT、自社株、コモディティ等」
(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2022年3月末)」

iDeCoの資産構成割合の推移

○ iDeCo（個人型DC）における投資信託等の占める割合は年々増加しており、2021年度末では6割を超えている。

(年度末)



(注1) iDeCoの資産構成割合の集計は2014年度より開始

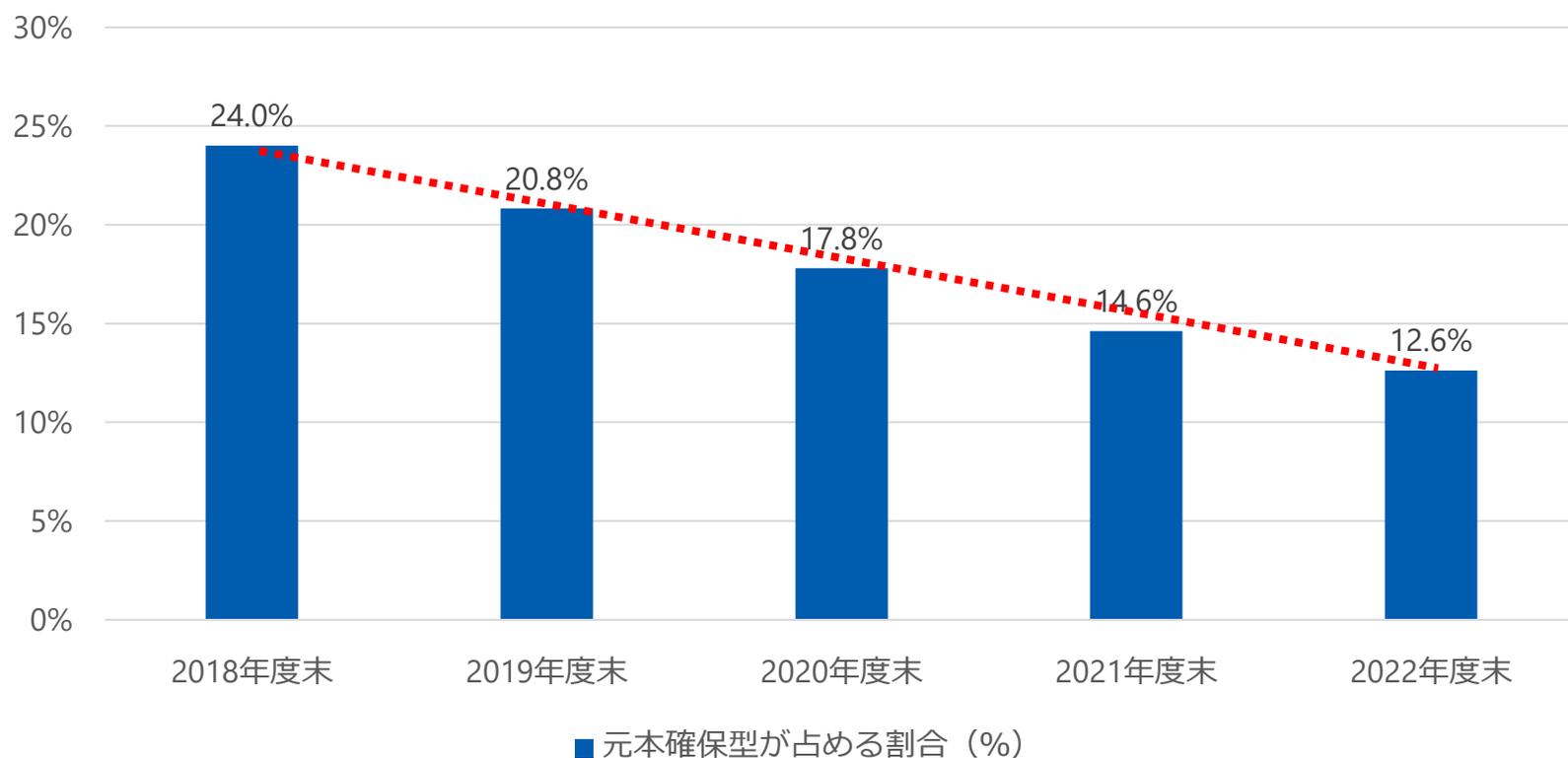
(注2) 「その他投資信託」は、MMF及び「投資信託・金銭信託等のうち投資対象がREIT、自社株、コモディティ等」

(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

iDeCo加入者における運用商品の選択状況

- iDeCo加入者が指図する運用商品について、元本確保型を選択する比率は毎年低下している。

運用商品の選択状況（元本確保型の割合）

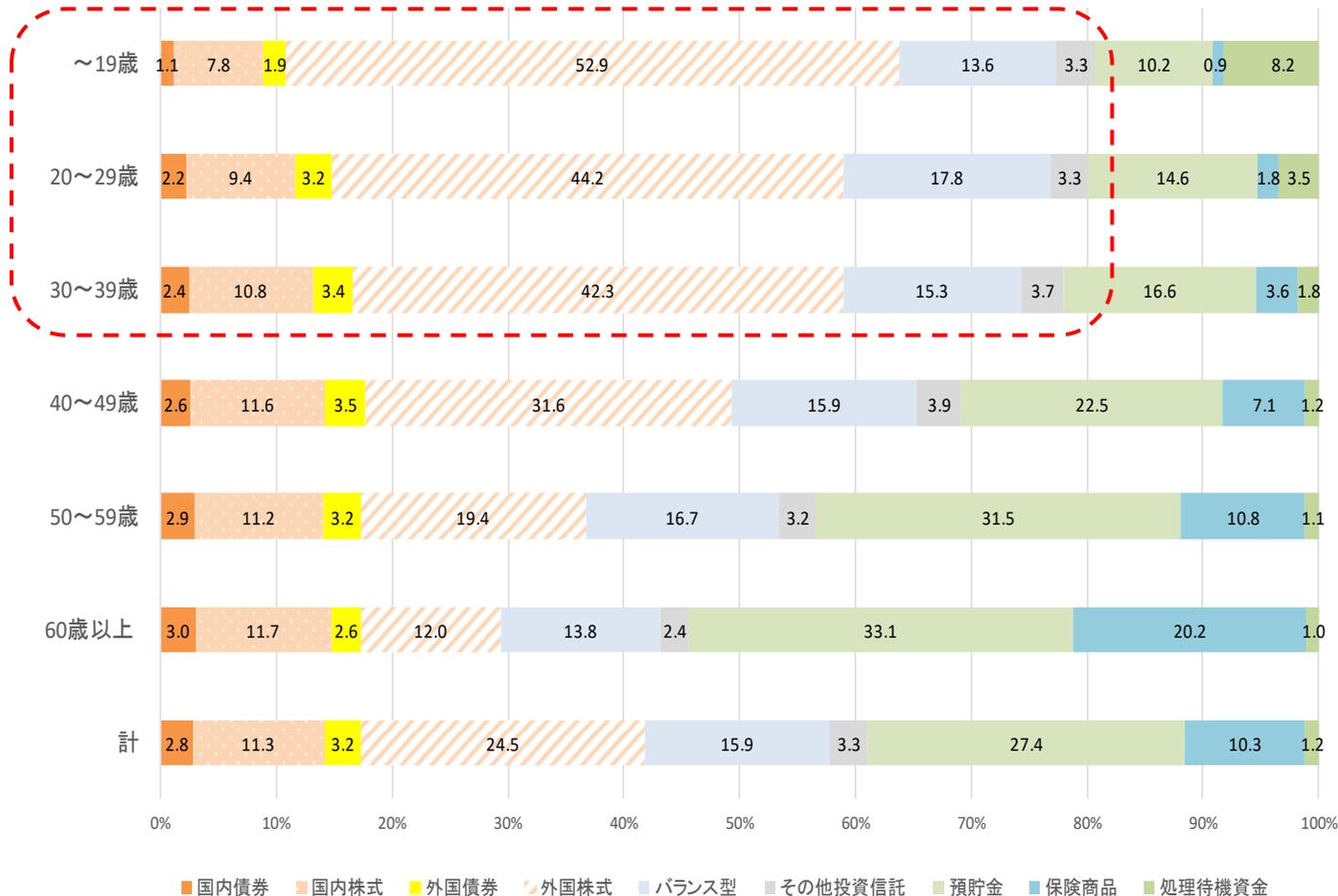


(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の制度の概況」令和5年3月末現在

※上記出典より区分「加入者」において「預貯金」「生命保険等」「損害保険」を元本確保型、「金融債」「投資信託等」を価格変動型とし、合計を100とした際の比率を算出
1人の加入者が複数の商品を選択し得るため、人数の合計は加入者数と一致しない。

iDeCoの年代別資産構成割合

- 年代別にiDeCoの資産構成をみると、特に、10代から30代では投資信託等の割合が8割程度となっている。
 (10代：80.7%、20代：80.1%、30代：77.9%)



(注) 「その他投資信託」は、MMF及び「投資信託・金銭信託等のうち投資対象がREIT、自社株、コモディティ等」
 (出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2022年3月末)」

2016年改正の概要

- 2016（平成28）年の確定拠出年金法等の改正においては、企業型確定拠出年金制度を健全に運営し、加入者等が適切に資産運用を行うことができるようにする観点から、様々な環境整備を行った。

項目		内容
加入者による運用商品選択への支援	継続投資教育の努力義務化	継続投資教育を事業主の「配慮義務」から「努力義務」に変更
	運用商品提供数の抑制	運用商品提供数の上限を「35本」に設定
	商品除外規定の整備	「除外しようとする運用商品を選択している加入者等全員の同意が必要」から、「3分の2以上の同意が必要」に変更
多様な商品の提示の促進		「3つ以上の運用商品の提供」・「1つ以上の元本確保型商品の提供」から、「リスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品の提供」に変更
運用商品を選択しない者への支援		加入者による運用の指図が行われなかった場合、自ら運用指図を行うことを促す観点から、特定期間（3ヶ月以上で規約で定める期間）や猶予期間（2週間以上で規約で定める期間）を設け、その手続を経た後は加入者の指図とみなす効果を有する「指定運用方法」の規定を整備
事業主による運営管理機関の定期的な評価		委託した運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価し、運営管理業務の委託について検討を加え、必要に応じて運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずることを努力義務化

※ 2018（平成30）年5月施行。「事業主による運営管理機関の定期的な評価」は2018（平成30）年7月施行。

企業型確定拠出年金において事業主が果たすべき役割・責任

- 企業型確定拠出年金の運営において事業主が果たすべき役割・責任について、確定拠出年金法令では様々な規定が設けられており、当該規定は個人型DC (iDeCo) の運営においても準用されている。

役割・責任	内容
①実施主体 (法第2条第2項)	企業型確定拠出年金は、「厚生年金適用事業所の事業主が」、「実施する年金制度をいう」とされており、実施主体は事業主である。実施に当たっては、労使合意を要する(法第3条第1項)。
②規約周知義務 (法第4条第3項)	事業主は、承認を受けた規約の内容を、使用する厚生年金被保険者に周知させなければならない。
③運営管理機関への業務の委託とその評価 (法第7条)	事業主は運営管理業務の全部又は一部を運営管理機関に委託できるが、少なくとも5年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
④投資教育義務 (法第22条)	事業主は、加入者等に対し、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。
⑤運用の方法の選定及び提示 (法第23条)	運用商品の選定及び提示は、多くの場合、運営管理機関によって行われるが、「加入者等が真に必要なものに限って運用の方法が選定されるよう、確定拠出年金運営管理機関と労使が十分に協議・検討を行って運用の方法を選定し、また定期的に見直していくこと」(法令解釈通知)と、事業主の関わりを示している(指定運用方法についても同様)。
⑥忠実義務 (法第43条第1項)	事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならない。
⑦個人情報保護義務 (法第43条第2項)	事業主は、企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。
⑧禁止行為 (法第43条第3項)	事業主は、自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって運営管理業務の委託契約又は資産管理契約を締結してはならない。
⑨禁止行為 (法第43条第4項)	自ら運営管理業務を行う事業主については、自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定してはならない。

忠実義務の具体的内容

- 忠実義務については、法令解釈通知において、少なくとも留意すべき事項として7項目を掲げている。

項目	内容
①運営管理機関・資産管理機関の選任に係る忠実義務	もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等に関して、複数の運営管理機関又は資産管理機関について適正な評価を行う等により選任すること。
②運用関連業務の委託に係る忠実義務	運営管理機関に委託している運営管理業務のうち特に運用関連業務がもっぱら加入者等の利益のみを考慮して、適切に行われているかを確認するよう努める必要があること。
③投資教育の委託に係る忠実義務	資産の運用に関する情報提供に係る業務(いわゆる投資教育)を企業年金連合会、運営管理機関又はその他の者に委託する場合には、委託先の機関等が法令解釈通知に規定する内容及び方法に沿って、加入者等の利益のみを考慮して適切に当該業務を行うことができるか否かを十分考慮した上で行うこと。
④自社株式等を運用商品とする場合の取扱い	企業型年金加入者等に対し、自社株式又は関連企業の発行する株式を運用の方法として提示することは、もっぱら加入者等の利益のみを考慮してその業務を遂行しなければならないという忠実義務の趣旨に照らし妥当であると認められる場合に限られるものであること。
⑤法令等の遵守義務	法、施行令及び施行規則に規定された事業主の行為準則等を遵守すること。
⑥照会・苦情処理体制の整備	加入者等から企業型年金の実施状況に関し照会又は苦情があったときは、当該照会又は苦情に事業主自らが誠実かつ迅速に対応するか又は運営管理機関に誠実かつ迅速に対応させること。
⑦選任した運営管理機関・資産管理機関の監督責任	事業主が選任した運営管理機関及び資産管理機関から、その業務の実施状況等について少なくとも年1回以上定期的に報告を受けるとともに、加入者等の立場から見て必要があると認められる場合には、その業務内容の是正又は改善を申し入れること。また、当該運営管理機関及び資産管理機関が事業主の申入れに従わず、又はその業務の実施状況等により運営管理業務又は資産管理業務を継続することが困難であると認めるときは、当該運営管理業務を自ら実施するか又は他の運営管理機関若しくは資産管理機関を選任すること。

(※)「法」…確定拠出年金法(平成13年法律第88号)「施行令」…確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)
「施行規則」…確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号)

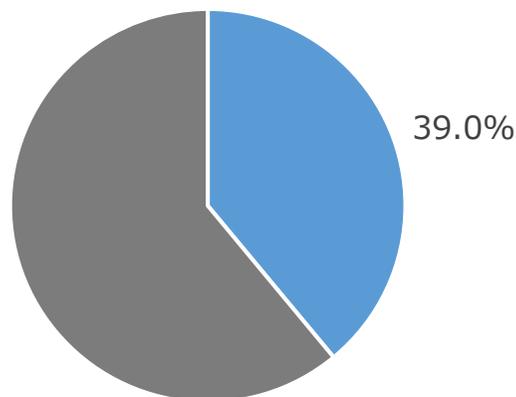
指定運用方法



指定運用方法の設定（企業型DC）

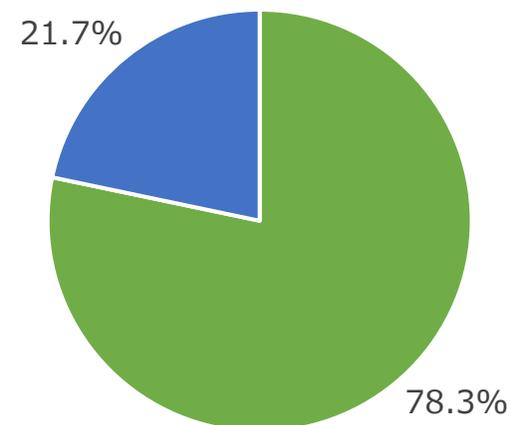
- 2016年改正において、加入者による運用の指図が行われなかった場合、一定期間（特定期間や猶予期間）を経た後は加入者の指図とみなす効果を有する「指定運用方法」の規定を整備。
- 指定運用方法を設定している事業所の割合は全体の39%。うち、元本確保型商品を設定している事業所の割合は78%。指定運用方法を設定している事業所の加入者等のうち、指定運用方法の適用加入者等の割合は、11.5%。

指定運用方法の設定事業所の割合



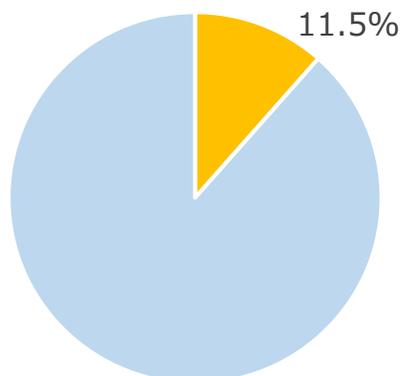
指定運用方法の商品構成

（事業所毎）



■ 元本確保型商品
■ 非元本確保型商品

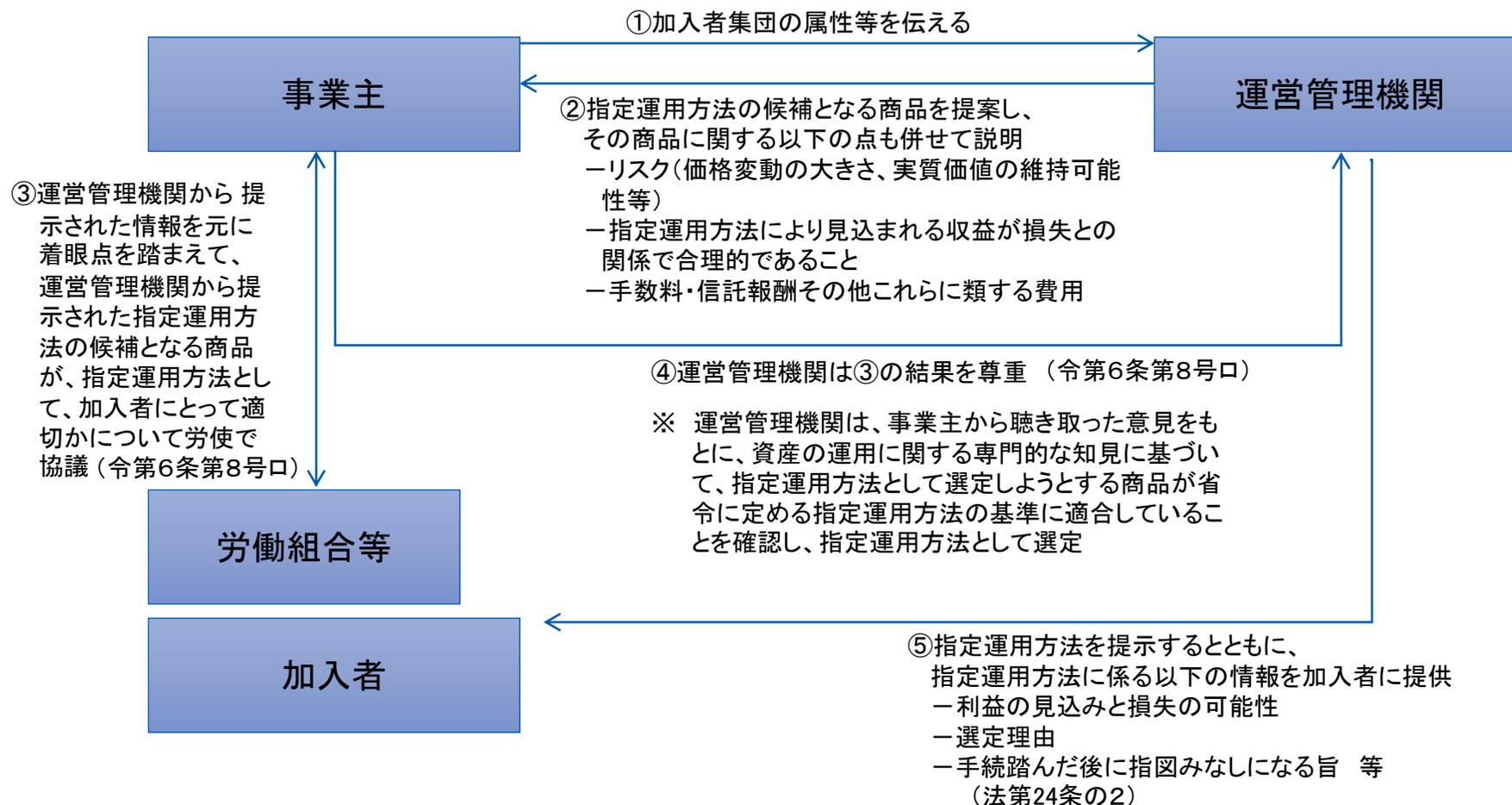
指定運用方法を設定している事業所の加入者等のうち、指定運用方法の適用加入者等の割合



（出典）令和4年度中に事業年度末が到来し、提出された「企業型年金に係る業務報告書」を基に集計。

(参考) 指定運用方法の選定・提示プロセス

- 指定運用方法については、運営管理機関による選定・提示と、それを受けた労使での検討が基本となる。
- まずは事業主と運営管理機関の間で連携し、選定・提示の前提となる加入者集団の属性等についての情報を共有することが重要となる。



指定運用方法例

- 指定運用方法の選定に際しては、運営管理機関が候補となる商品とその選定理由を提示することとされている。
- 指定運用方法については、運用方法ごとに、信託報酬等の手数料にばらつきがみられる。

<指定運用方法例（個別情報をもとに一般化して作成）>

	指定運用方法	種類	信託報酬率	選定理由
A社	グローバルバランスファンド	投資信託の受益証券 (バランス・ファンド/グローバル)	年0.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な収益確保とリスク低減 ・安定的運用の実現が期待できる ・信託報酬を含むトータル・コストは低水準
B社	ターゲット・イヤー・ファンド	投資信託の受益証券 (ターゲット・イヤー・ファンド /グローバル)	年0.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・各資産のマザーファンド(パッシブファンド)の実績 ・年齢に応じたリスク抑制 ・相対的な信託報酬の低さ
C社	バランス・ファンド(安定型)	投資信託の受益証券 (バランス・ファンド/グローバル)	年0.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・商品提供会社の財務状況 ・安定的な収益確保と長期的なリスク抑制
D社	ターゲット・イヤー・ファンド	投資信託の受益証券 (ターゲット・イヤー・ファンド /グローバル)	年0.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・リターン、リスク、手数料、運用結果が掛金の合計額を上回る可能性を総合的に考慮
E社	保険(10年)	利率保証年金保険	—	<ul style="list-style-type: none"> ・商品提供会社の財務状況と運用実績 ・長期的に安定した運用が期待できる
F社	定期預金(10年)	預金又は貯金の預入	—	<ul style="list-style-type: none"> ・運用未経験者及びやむを得ず指図を行えない従業員の金融理解度やリスク許容度を考慮

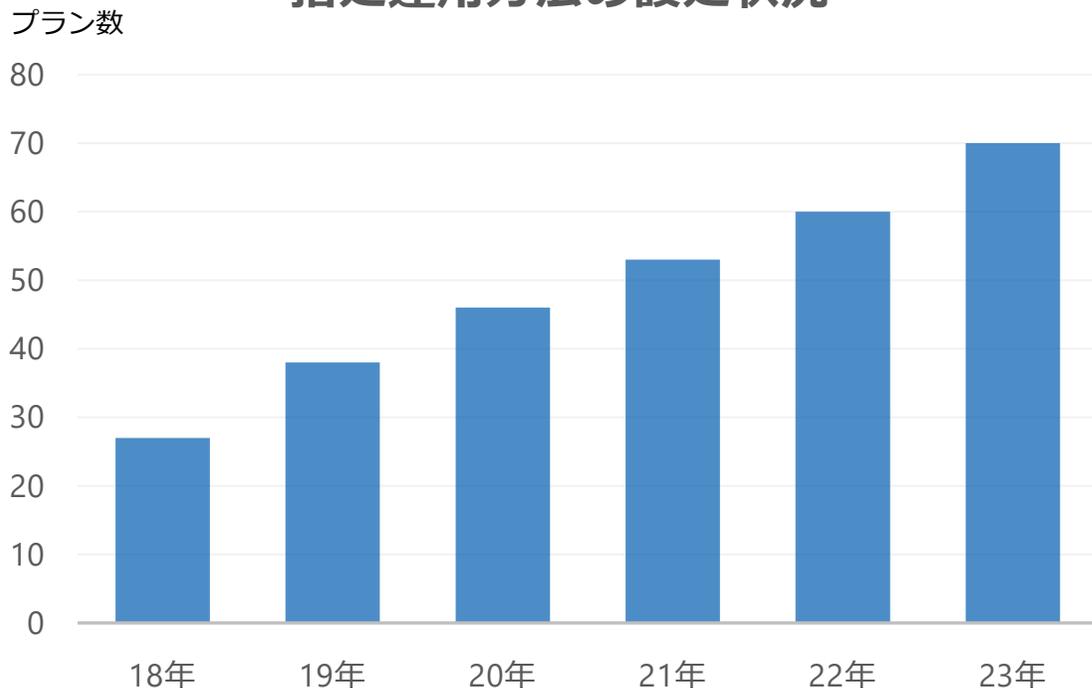
(出典) 運営管理機関による公表資料・事業報告書をもとに厚生労働省作成。

(注) 必ずしも特定の商品をもとに記したのではなく、各運用商品の情報を一般化してまとめたものであることに留意。

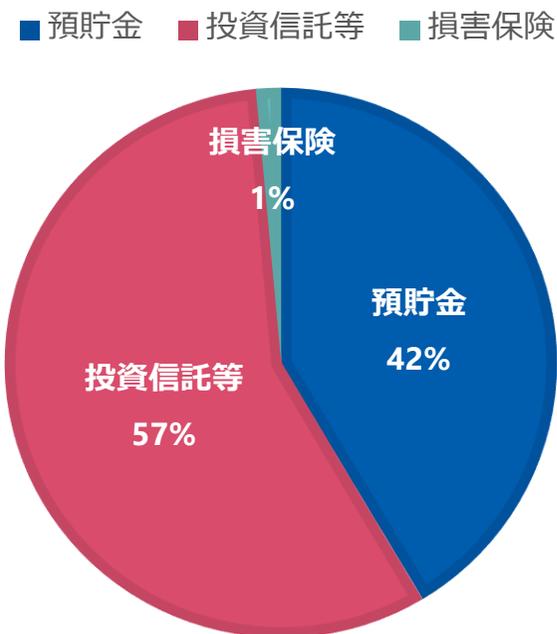
(参考) 指定運用方法の設定 (iDeCo)

- 個人型 (iDeCo) においては、加入者が初めて加入・移換する際に、運用商品を選択しなかった場合に購入される運用商品 (指定運用方法) を、運営管理機関の判断で選定・提示することが認められている。
- 指定運用方法を設定したプランは70あり、このうち半数以上が非元本確保型となっている (2023年4月3日時点)。

指定運用方法の設定状況



指定運用方法の商品



(参考) つみたてNISAの対象商品

- つみたてNISAの対象商品は、長期・積立・分散投資に適した商品を対象とするため、手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなどの条件が課されている。

【つみたてNISA投資対象商品】

長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託

○例えば公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて満たすもの

- ・販売手数料はゼロ（ノーロード）
- ・信託報酬は一定水準以下（例：国内株のインデックス投信の場合0.5%以下）に限定
- ・顧客一人ひとりに対して、その顧客が過去1年間に負担した信託報酬の概算金額を通知すること
- ・信託契約期間が無期限または20年以上であること
- ・分配頻度が毎月でないこと
- ・ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと

【つみたてNISA投資対象商品の分類】

(2023年10月4日時点)

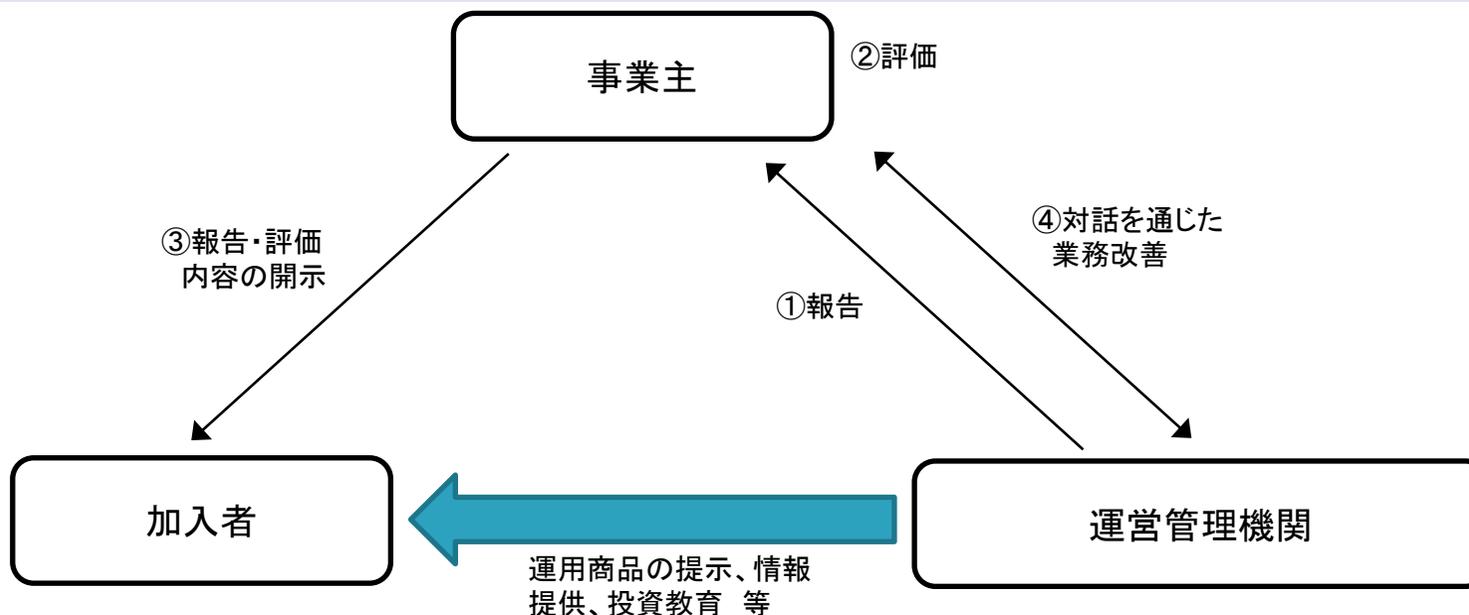
	国内	内外	海外
公募投信 (株式型)	48本	24本	65本
公募投信 (資産複合型)	5本	102本	2本
ETF	3本	—	5本

運用商品のモニタリング



運営管理機関の選任と評価

- 企業型確定拠出年金（企業型DC）においては、実施主体である事業主は、実務の多くを運営管理機関に委ねることとなる。
- その運営管理機関のサービスの内容等は加入者等の資産運用に影響を及ぼす非常に重要な要素であることから、制度導入時には、原則として複数の運営管理機関の専門的能力の水準、提示されることが見込まれる運用の方法、業務・サービス内容、手数料の額等を比較検討し、選任を行うこと、また、選任理由を加入者等に提示することを求めている（法令解釈通知）。
- また、運営管理業務を委託する事業主は、委託した運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価し、運営管理業務の委託について検討を加え、必要に応じて運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない（法第7条4項）。
- 事業主による運営管理機関の評価に際し、事業主が運用関連運営管理機関によって提供されているサービスの相対的な比較を可能とする等の観点から、運用関連運営管理機関が自身の選定した運用の方法の一覧をインターネットで公表することとした（施行規則第19条の3）。



(※)「法」…確定拠出年金法(平成13年法律第88号)「施行規則」…確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号)
「法令解釈通知」…確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)

運営管理機関の具体的な評価項目

- 事業主が運営管理機関に委託している運営管理業務の評価すべき項目や手法は、企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育を運営管理機関に委託している場合はその充実度などにより、それぞれの事業主において異なるものであると考えられるが、少なくとも以下の具体的な評価項目について、運営管理機関から報告を受け、運営管理業務の実施状況について評価を行い、その報告内容や評価内容を加入者等に開示することが望ましい（法令解釈通知）。

<具体的な評価項目>

項番	内容
①	提示された商品群の全て又は多くが1金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものであった場合、それがもつぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
②	下記のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それがもつぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。 ・同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である。 ・他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である。 ・同種(例えば同一投資対象・同一投資手法)の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である。
③	商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合又は開示されているが加入者にとって一覧性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているか。
④	運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもつぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるか。
⑤	確定拠出年金運営管理機関による運用の方法のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む。)、またその報告があったか。
⑥	加入者等への情報提供がわかりやすく行われているか(例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況)。

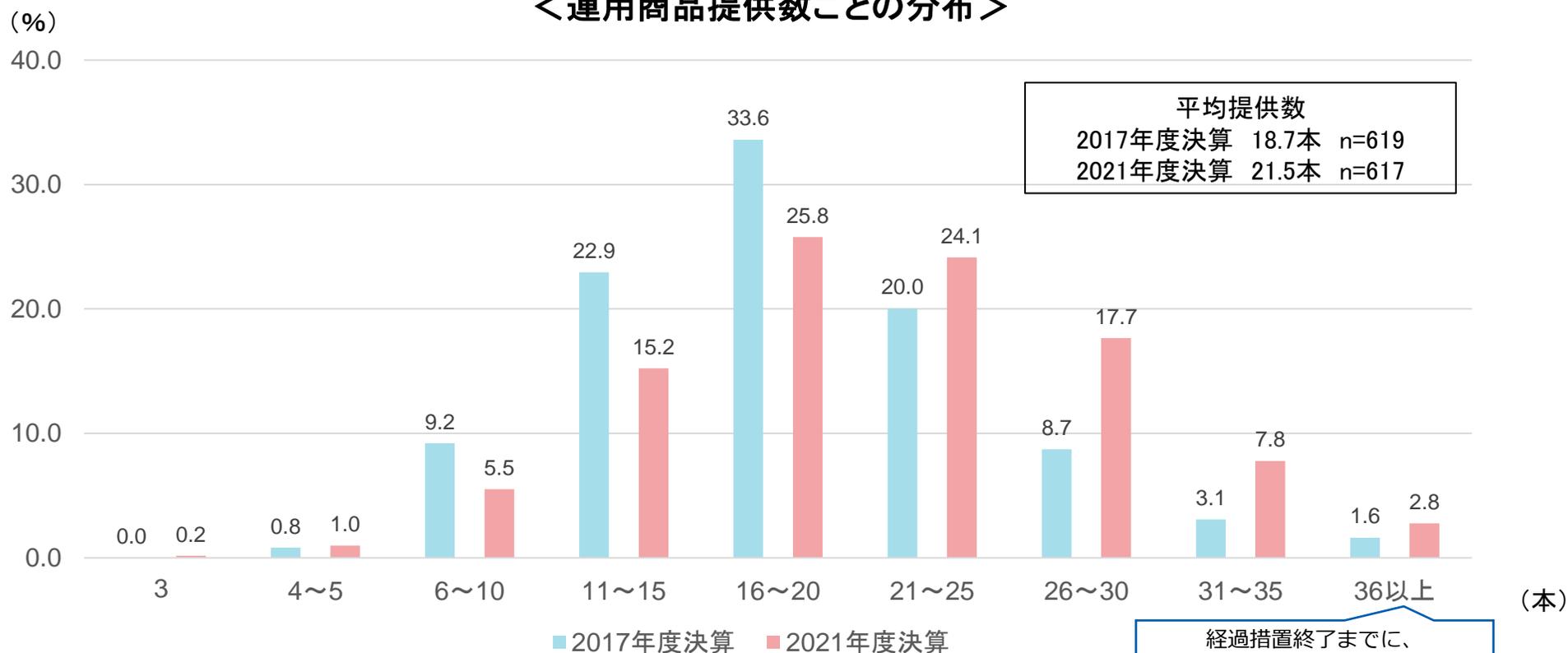
運用商品提供数の上限設定と商品除外要件の緩和

○ 運用商品をより選択しやすい環境を整備するため、2016年改正において、運用商品提供数について上限（35本）を設けることで商品の厳選を促すとともに、上限規制の実効性を確保する観点から商品除外要件を商品選択者の3分の2以上の同意に緩和を図った（ただし、運用の方法に係る契約の相手方が欠けた場合などについては同意不要）。

（※1）2018年から5年間、施行前に提示していた提供数を上限とする経過措置を設けていたが、経過措置終了後は、全ての規約において提供数が上限（35本）以内となっていることを厚生労働省にて確認済み。

（※2）施行日（2018（平成30）年5月1日）前の掛金に係る商品除外については、経過措置があり、引き続き全員の同意が必要。

<運用商品提供数ごとの分布>

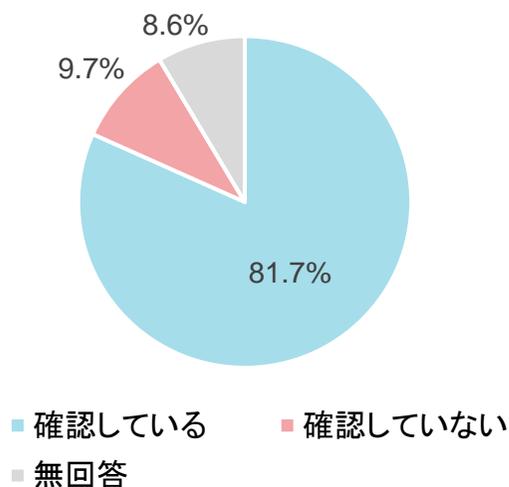


経過措置終了までに、商品の除外が行われ、現在は35本以内となっている。

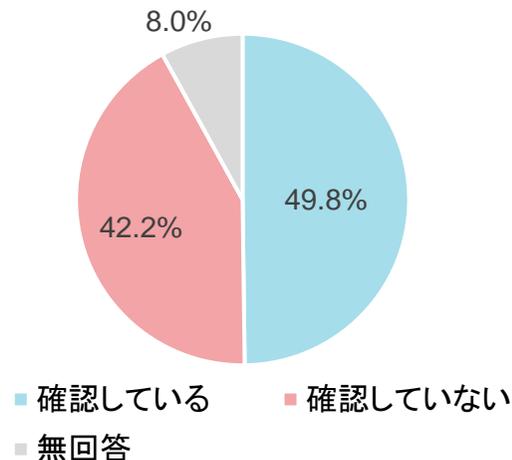
運用商品のモニタリング状況

- 運用商品のモニタリングを実施している先は8割程度、運用商品のラインナップを定期的に確認している先は半分程度。
- 運用商品のラインナップについて、「運用商品の追加を行った」「運用商品の追加を検討している」が合わせて4割強、「運用商品の除外を行った」「運用商品の除外を検討している」が合わせて1割弱を占める。

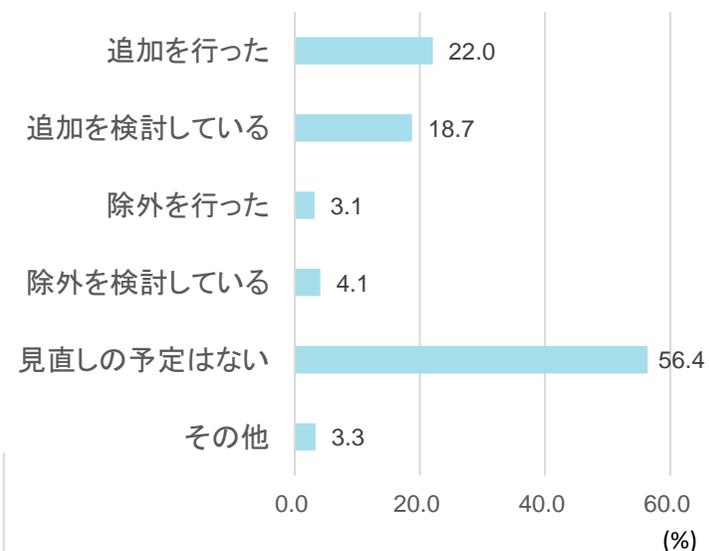
＜運用商品のモニタリング結果の確認＞



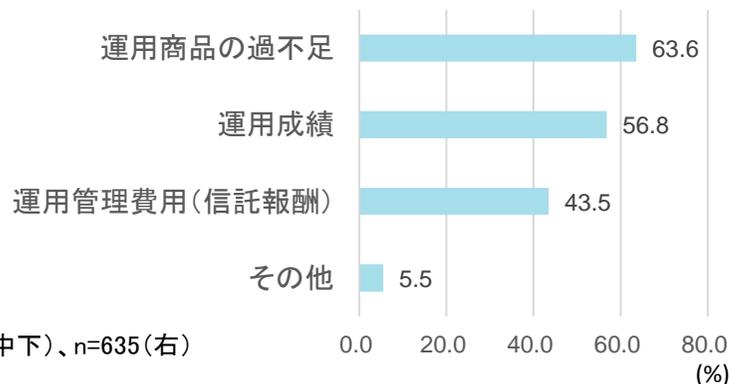
＜運用商品のラインナップの定期確認＞



＜運用商品のラインナップの見直し(複数回答可)＞



＜運用商品ラインナップの確認観点(複数回答可)＞

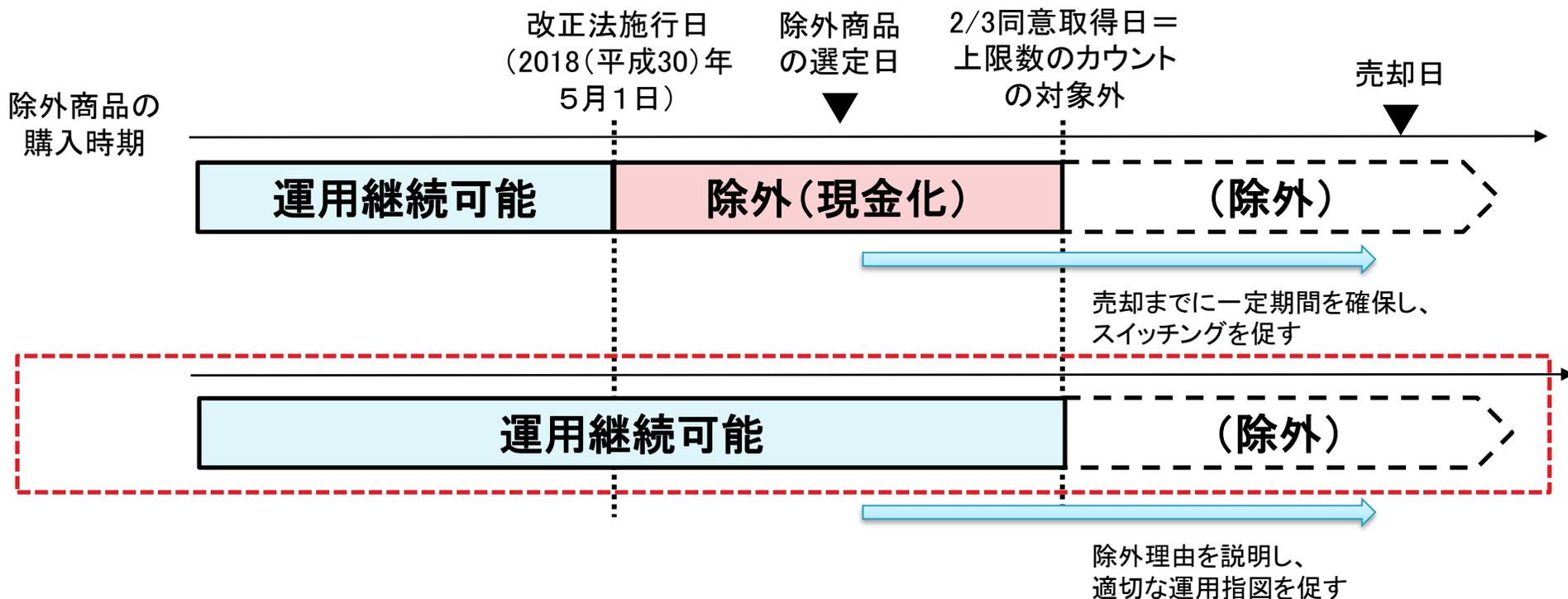


(出所) 企業年金連合会資料より厚生労働省作成

※ それぞれn=689(左)、n=689(中上)、n=308(中下)、n=635(右)
(2021年度決算時点)

(参考) 商品除外方法の改善 【2021年7月】

- 過去分の現金化を伴う現行の取扱いは、例えば、手数料などで除外対象の商品が同種の他の商品よりも劣っている場合には、望ましくない商品を保有し続けることを避けるという点では、適当な方法であると言える。
- 他方で、例えば、労使の協議を踏まえて商品構成を見直し、保険商品の本数を減らして代わりにリスク・リターン特性の異なる運用商品を追加する場合等は、必ずしも過去分の現金化を伴わない方法が適当な場合も考えられる。
- こうした点を踏まえ、商品除外の方法を改善し、必ずしも過去分の現金化を伴わない将来分のみを除外（＝過去分の現金化を伴わない「閉鎖型」）することもできるよう、対応の選択肢を追加した（法令解釈通知）。



加入者のためのDCの運用の見える化



DCの運用方法等に係る加入者への情報提供

- 運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合には、以下のとおり、提示する運用の方法の全体構成に関する情報のほか、各運用の方法に関する情報を加入者等に提供するものとされている（法第24条、施行規則第20条）。
- また、運用関連運営管理機関は自身の選定した運用の方法の一覧をインターネットで公表することとしている（法第23条、施行規則第19条の3）。

1. 運用の方法の内容（次に掲げるものを含む。）に関する情報
 - イ 利益の見込み及び損失の可能性に関する事項
 - ロ 運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項
 - ハ 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項
2. 過去十年間（当該運用の方法の過去における取扱期間が十年間に満たない場合には、当該期間）における当該運用の方法に係る利益又は損失の実績
3. 個人別管理資産に係る運用の方法ごとの当該運用の方法における持分に相当する額（手数料、報酬その他の当該運用の方法に係る契約の変更又は解除に要する費用に相当する額を控除した額）の計算方法
4. 運用の方法を選択し、又は変更した場合に必要な手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報
5. 次のイから二までに掲げる運用の方法の区分に応じ、当該イから二までに掲げる情報
 - イ 預貯金の預入 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報
 - ロ 金融債の売買 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報
 - ハ 金銭信託の預入 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報
 - ニ 生命保険又は損害保険への保険料の払込み 保険契約者保護機構による保護の対象となっているか否かについての情報
6. 金融サービスの提供に関する法律 第四条第一項に規定する重要事項に関する情報
7. 前各号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等が運用の指図を行うために必要な情報

運用の方法の公表例

- 運営管理機関ごとに、運用の方法の一覧の公表のあり方は異なっている。

<公表例①>

名称	分類・地域	基準価額 (前日比)	ファンド レーティング	トータルリターン			信託報酬	比較
				○か月 △▽	○年 △▽	○年 △▽		
△▽	△▽	△▽	△▽	○か月 △▽	○年 △▽	○年 △▽	△▽	△▽
Aファンド	国際/国内 株式/債券 グローバル/エマ ージング	○○○ (±○)	★★	○%	○%	○%	○%	<input type="checkbox"/>
...
...
...
...

チェックしたファンドに
限定して、比較できる

<公表例②>

分類	名称	略称名	商品提供機関	商品情報	実績
投資信託	Aファンド	A DC	A金融機関	目論見書	月次レポート
...
...
...
...

別の画面・資料に遷移すると
内容を確認できる

(出典) 運営管理機関による公表サイトをもとに厚生労働省作成。

(注) 特定の運営管理機関を想定して記載したのではなく、各運営管理機関の公表事例を一般化してまとめたものであることに留意。

DCに係る加入者への通知

- 企業型記録関連運営管理機関等は、毎年少なくとも一回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額等を当該企業型年金加入者等に通知しなければならない（法第27条、施行規則第21条）。

1. 一定の期日（以下「今期日」）における個人別管理資産額
2. 今期日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
3. 前回の通知の期日（以下「前期日」）における個人別管理資産額
4. 前期日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
5. 前期日から今期日までに拠出された拠出期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額並びに事業主掛金を拠出した者の名称
6. 過去に拠出された事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額
7. 前期日から今期日までの間に運用の指図の変更を行った場合にあっては、当該変更の内容
8. 前期日から今期日までの間に企業型年金加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日
9. 前期日から今期日までの間に確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項
10. 企業型年金加入者・企業型年金運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日、他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにその資格の取得及び喪失の年月日並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項並びに今期日における通算加入者等期間
11. 運用の指図が行われていない個人別管理資産がある場合にあっては、今期日及び前期日における運用の指図が行われていない個人別管理資産の額並びに運用の指図を行うことが可能である旨
12. 指定運用方法が提示されている場合にあっては、猶予期間を経過してもなお運用の指図を行わないときは、当該企業型年金加入者は、当該通知に係る指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす旨、及び当該指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に当該運用の指図を行ったものとみなされた企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者がその運用から生ずる利益及び損失について責任を負うものである旨
13. 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされている場合にあっては、当該運用の指図を行ったものとみなされた年月日、運用の指図を行うことが可能である旨及び指定運用方法の運用の方法に係る持分に相当する額に、指定運用方法に充てられた額が含まれる可能性がある旨

継続投資教育

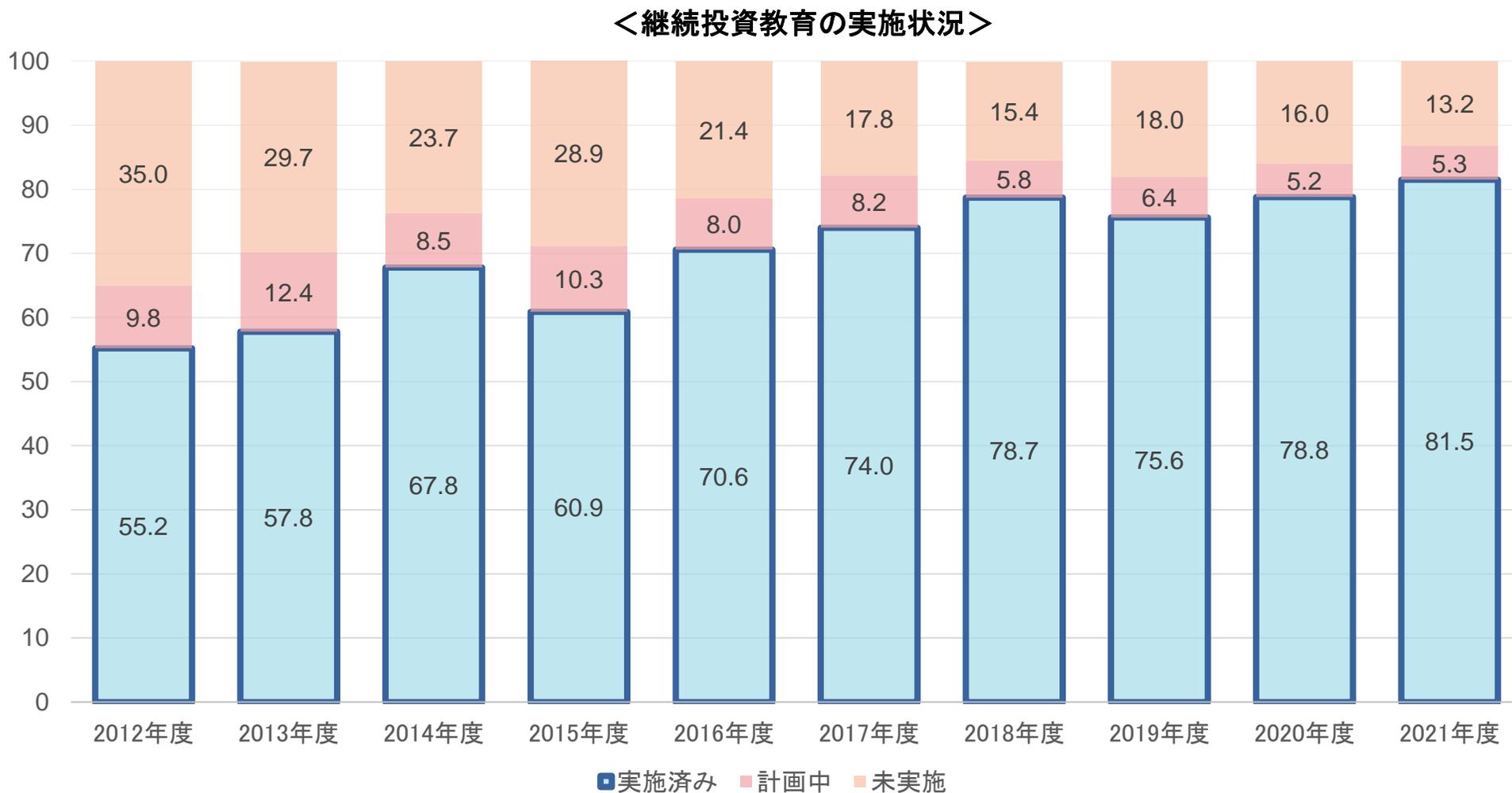
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

継続投資教育の実施状況

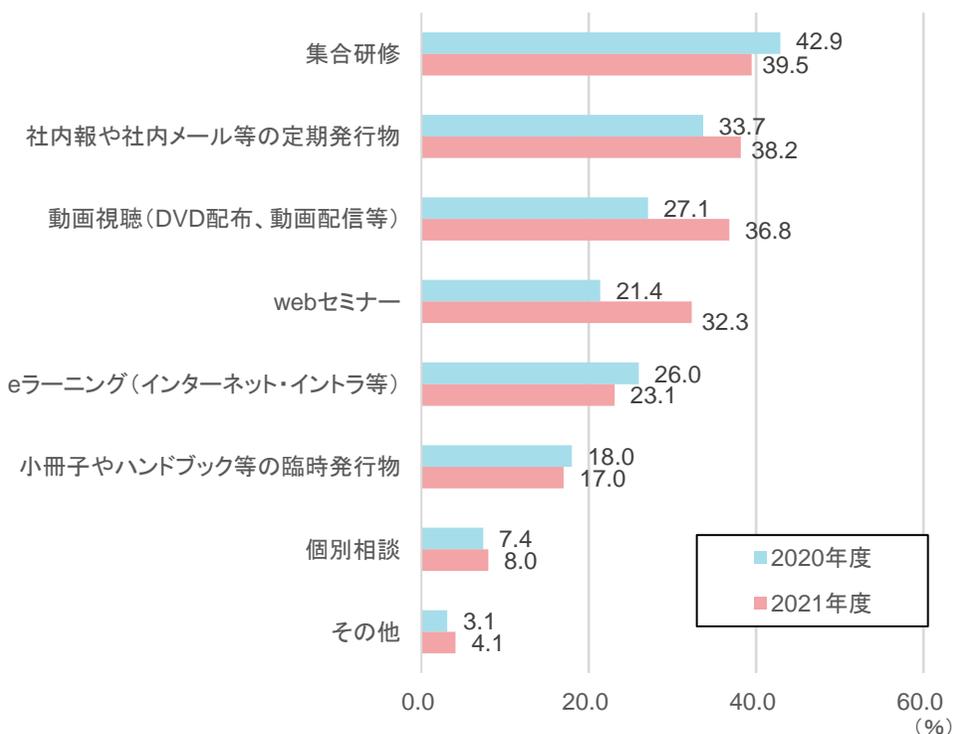
○ 継続投資教育の実施率は、向上しつつある。



継続投資教育の手法

- 継続投資教育の手法としては、「集合研修」、「定期発行物」、「動画視聴」、「webセミナー」が多い。
- 社員の意向を踏まえてセグメント化し、効果的な継続投資教育を実施している例もみられる。

<継続投資教育の手法(複数回答可)>

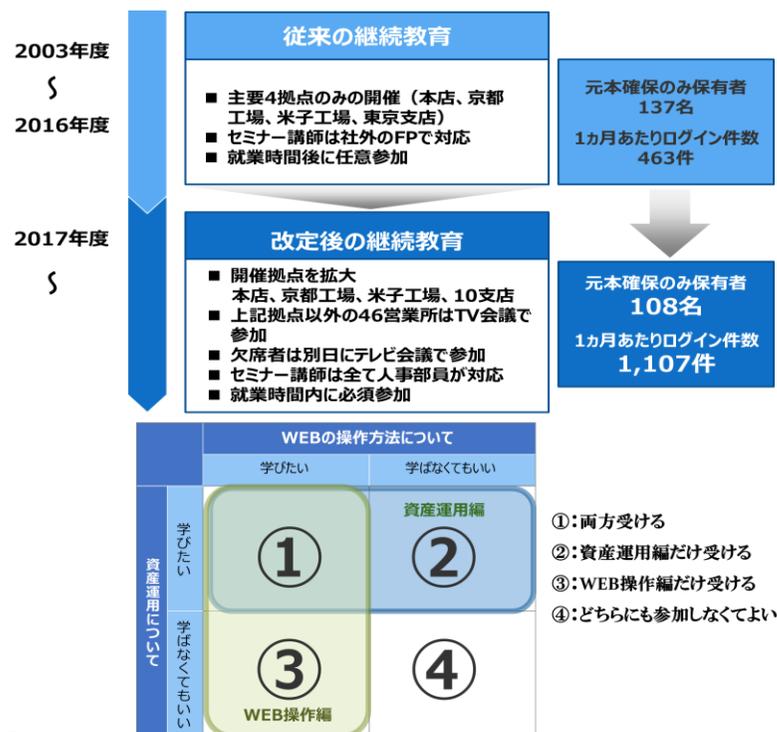


(出所) 企業年金連合会資料より厚生労働省作成
(2020年度決算: n=543、2021年度決算: n=511)

※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。

鶴見製作所

事前にWEBアンケートを実施し、社員の意向を調査してセグメント化し、効果的な継続投資教育を実施している。



(出所)

「DCエクセレントカンパニーフォーラムin大阪」(2019年11月開催)資料を基に作成
※ DCエクセレントカンパニー表彰(主催:NPO法人 確定拠出年金教育協会)において、継続投資教育等に積極的に取り組んでいる企業に贈られる「エクセレントカンパニー表彰」を受賞(2019年度)。上記事例は、表彰時点の取組であることに留意が必要。

継続投資教育における加入者データの使用範囲

- 特定の加入者にターゲットを絞った投資教育を行うにあたり、加入者データの活用を求める声が存在。
- 現在、事業主やその委託をうける運営管理機関等による加入者データの使用範囲は、極めて限定されている。これは、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること（法100条の禁止行為）を防ぐためとされている。

【参考条文等】

<確定拠出年金法(平成13年法律第88号)(抄)>

(事業主の行為準則)

第四十三条 (中略)

2 事業主は、企業型年金の実施に係る業務に関し、企業型年金加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

<確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)(法令解釈通知)(抄)>

第9 行為準則及び業務管理態勢に関する事項

1. 事業主の行為準則

(2)個人情報保護義務(法第43条第2項)の内容

① 法第43条第2項中の「業務の遂行に必要な範囲内」には、例えば、次のアからウに掲げる場合についても該当するものであること。

ア 事業主が、退職により資格を喪失した者に対して、個人別管理資産額を踏まえた手続きの説明を行うため、脱退一時金の受給要件の判定に必要な範囲内において、個人別管理資産額に関する情報を活用する場合

イ 事業主が、資格を喪失後一定期間を経過した後も個人別管理資産の移換の申出を行っていない者に対して、当該申出が速やかに行われるよう促すため、氏名や住所等の情報を活用する場合

ウ 事業主が、企業型年金運用指図者に影響を及ぼす規約変更を行う場合において、その内容を周知させるため、氏名や住所等の情報を活用する場合

<確定拠出年金Q&A(抄)>

257 運営管理機関の行為準則(個人情報保護義務の内容)

(質問事項)

事業主の行う投資教育のために、本人の同意を得ずに運営管理機関が事業主に対して次の情報を提供することは可能か。

(1)個人が特定されていない統計的データ、(2)個人の資産額や資産配分等の情報

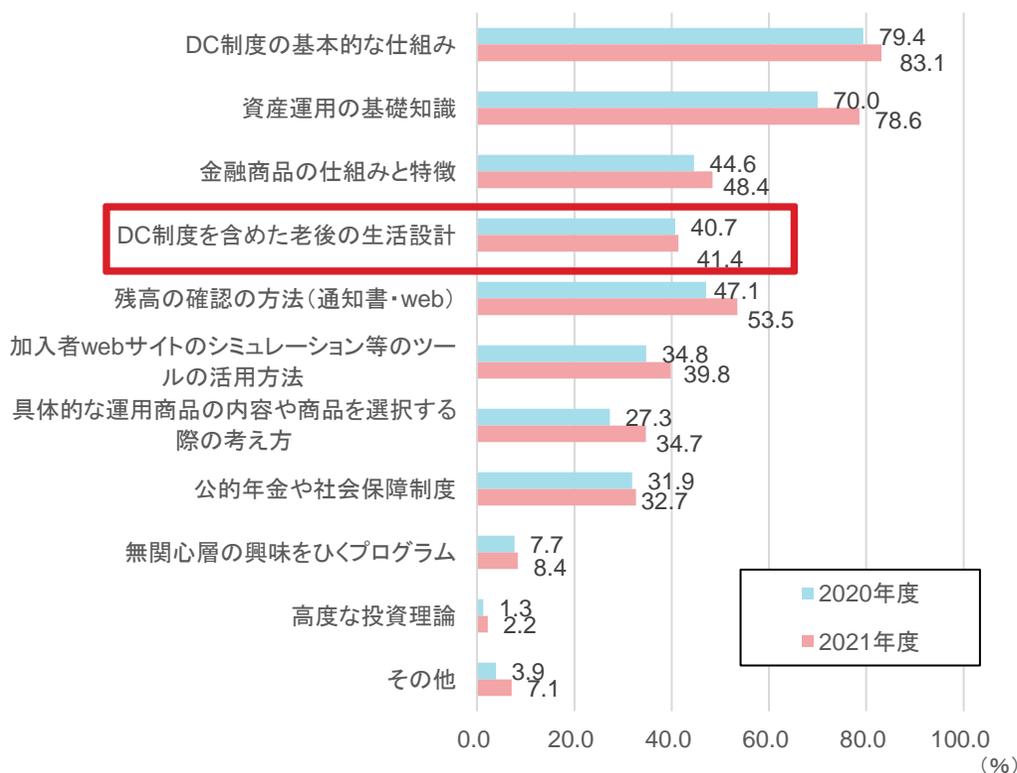
(回答)

(1) 可能、(2) 不可

継続投資教育の内容

- 投資教育の内容は、「DC制度の基本的な仕組み」、「資産運用の基礎知識」、「金融商品の仕組みと特徴」などが多くなっている。
- 投資教育は、加入時と加入後の継続教育時の特徴を踏まえ、計画的に実施されることとされている。
- 退職後の生活の長期化に伴って、受給後の資産運用・取り崩し方など、受給に向けた老後の生活設計に関する教育の重要性が指摘されているが、半数程度の実施に留まっている。

<継続投資教育の内容(複数回答可)>



【参考:確定拠出年金制度について(法令解釈通知)(抄)】

第3 資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項

1. 基本的な考え方
2. 加入時及び加入後の投資教育の計画的な実施について
 - (1)加入時には、(中略)
 - (2)加入後の継続的な投資教育は、(中略)
 - (3)加入時及び加入後の投資教育については、それぞれ、上記のような目的、重要性を有するものであり、その性格の相違に留意し、実施に当たっての目的を明確にし、加入後の教育を含めた計画的な実施に努めること。

3. 法第 22 条の規定に基づき加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容

- (3)具体的な内容
 - ① 確定拠出年金制度等の具体的な内容
 - ② 金融商品の仕組みと特徴
 - ③ 資産の運用の基礎知識
 - ④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

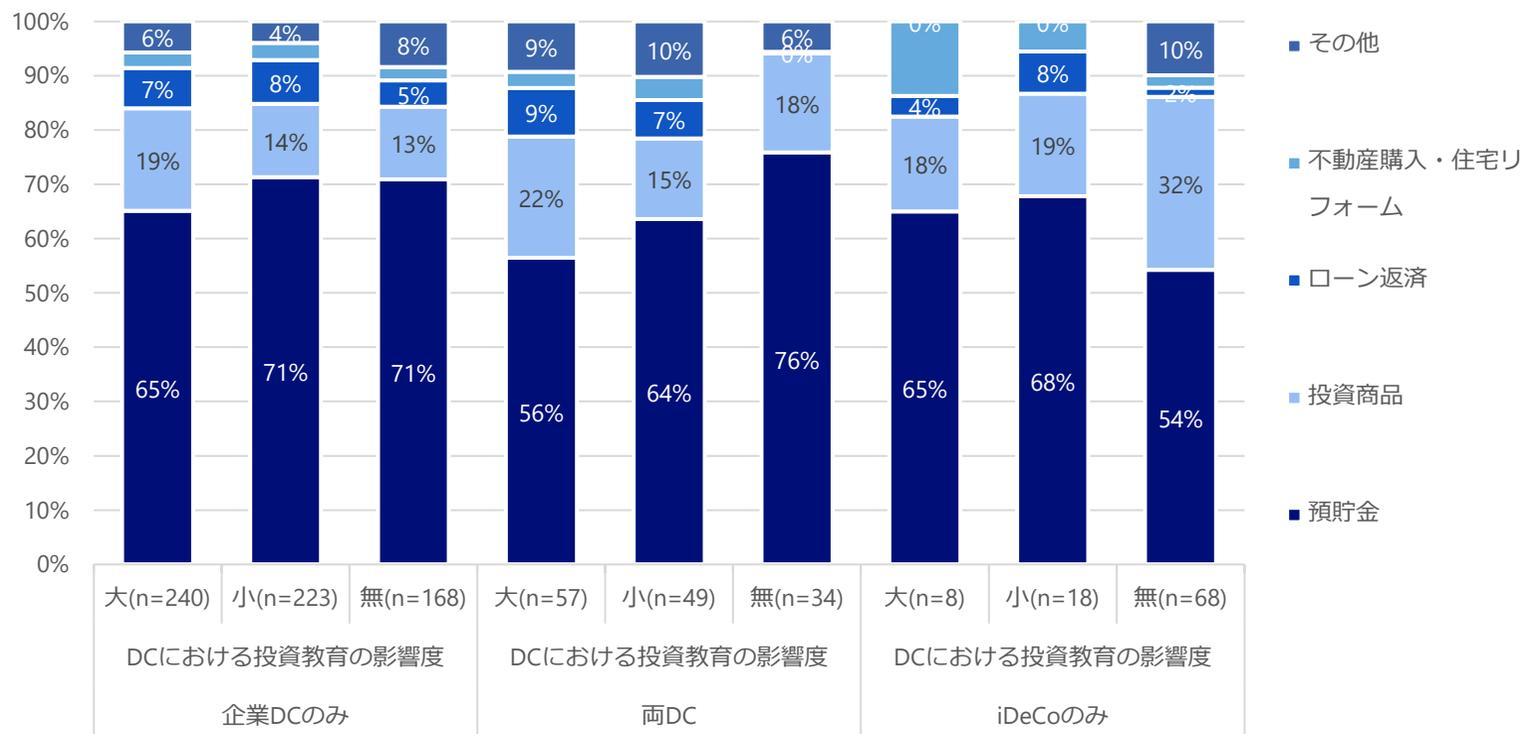
(出所)企業年金連合会資料(2020年度決算:n=543、2021年度決算:n=510)より厚生労働省作成

※ 継続投資教育を実施していると回答した企業の担当者を対象。

(参考) 確定拠出年金 (DC) 資産の使い道

- 民間の調査によると、DC資産の使い道は預貯金が大部分を占めており、受給後の資産運用・取崩しには課題がみられる。

一時金として受け取った確定拠出年金資産の使い道 全額一時金として受給した人の平均

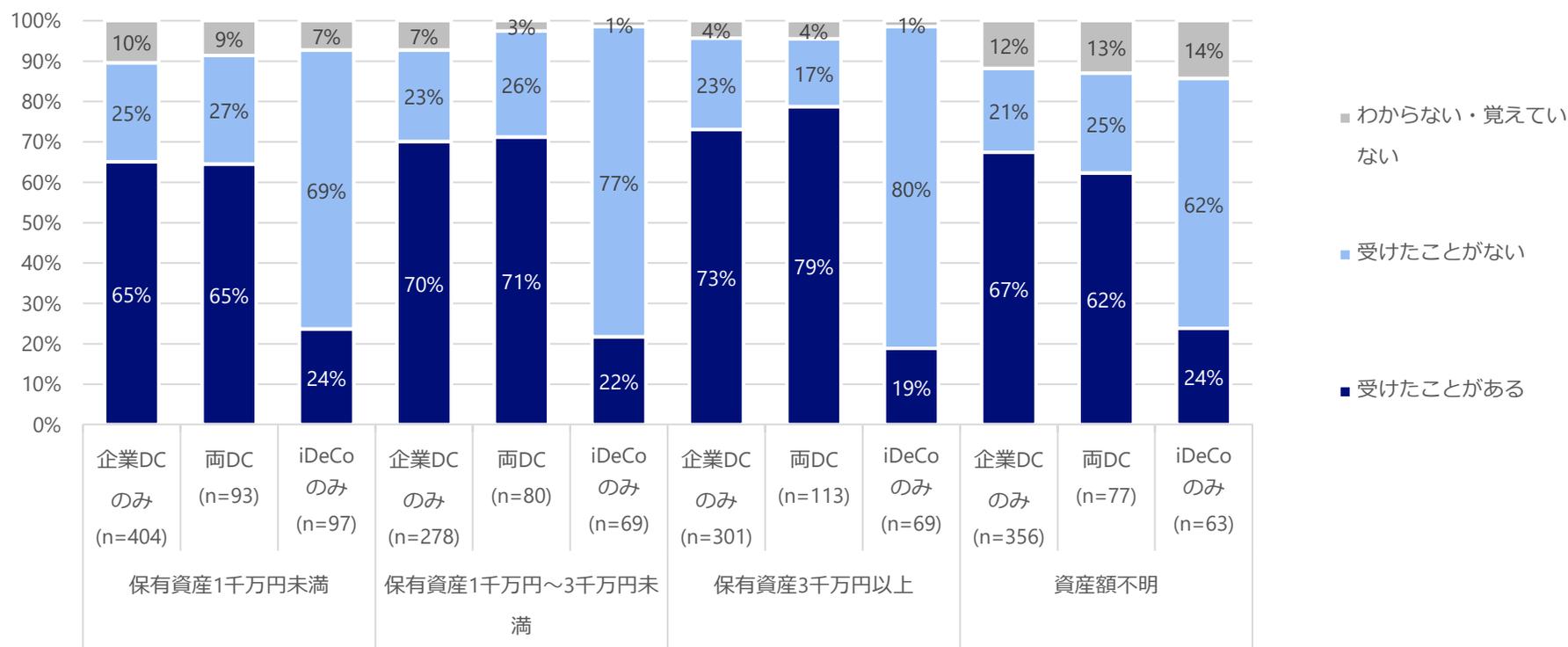


注) 「iDeCoのみ」経験者の投資教育の影響度が「大」きいグループと「小」さいのサンプル数が少ない点に注意が必要。また「iDeCoのみ」経験者の中で投資教育の影響度が「無」いグループは加入時期が2017年以降に偏るなど、加入時期について他のグループとの違いが大きいため、比較の際には特に注意が必要である。

(参考) 確定拠出年金制度に関する投資教育を受けた経験

- 民間の調査によると、「iDeCoのみ」経験した人の投資教育を受けた割合は低く、「企業型DCのみ」「両DC」の経験者においては、保有資産額が大きいほど投資教育を受けた割合が高い。

確定拠出年金制度に関する投資教育を勤め先や金融機関から受けたことがあるか？



iDeCo加入者に対する投資教育について

- 企業型DCを実施する事業主と同様に、iDeCoを実施する国民年金基金連合会にも加入者等に対して継続投資教育を行うことが努力義務として課されている。
- 企業年金連合会が提供するオンライン教材などをiDeCoの加入者等も利用できるようにするなど、効果的な継続投資教育を可能とするため、国民年金基金連合会は企業年金連合会に継続投資教育の実施を委託（2021年4月～）。

【事例①】特設サイトの開設、及び動画コンテンツの作成

動画で学ぶiDeCo特設サイト

お知らせ iDeCoとは? 動画 用語集

動画で学ぶiDeCo特設サイトは、iDeCo（個人型確定拠出年金）の実施機関である国民年金基金連合会からの業務委託を受けて、企業年金連合会が運営しています。

ミライのために、いま知ろう

iDeCo

動画で学ぶiDeCo特設サイト

40歳代までの方 > 50歳代以上の方 > 加入前の方 >

【事例②】オンラインセミナーの開催

後援：厚生労働省

iDeCoライブ配信セミナー

受け取り方、ご存じですか? **参加無料 先着500名**

2022年 法改正対応 iDeCoの加入資格、掛金の上限といった基本的事項に加え、受け取り方に重点をおいて分かりやすく解説します。セミナー後は質疑応答の時間も用意しています。

講師 大江 加代
企業年金連合会 調査役 1級DCプランナー

2022年11月30日(水) 19~20時

開催方法 Webでのオンライン開催 (Webex Events使用)
※PCでの受講の場合、アプリケーションのダウンロードなどで簡単に参加できます。

申込方法 申込締切：11月24日(木) まで

1. Webによる申込み 左のQRコードを読み取るか、下記のアドレスから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。 https://forms.gle/nNYMchKe3BvbQQtp6	2. メールによる申込み 本文に以下の①~④を記入し、送信してください。 【送信先】 kikaku-ka@pfa.or.jp 【タイトル】 11月30日 iDeCoセミナー 【入力項目】 ①メールアドレス、②氏名、③セミナーを知った経緯、④ iDeCo加入年数
--	--

*1 お申込みの際に預かりしたメールアドレスなどの個人情報につきましては、企業年金連合会のセミナー開催目的以外には使用いたしません。
 *2 受講方法等の詳細については、当日ご入力いただいたメールアドレスあてにご案内いたします。
 *3 新型コロナウイルス感染症の影響により、内容を変更または中止させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
 *4 このセミナーは、国民年金基金連合会からの委託を受けて、企業年金連合会が実施するものです。

お問い合わせ
 企業年金連合会 私的年金制度普及事業室 TEL：03-5401-8712 MAIL：kikaku-ka@pfa.or.jp

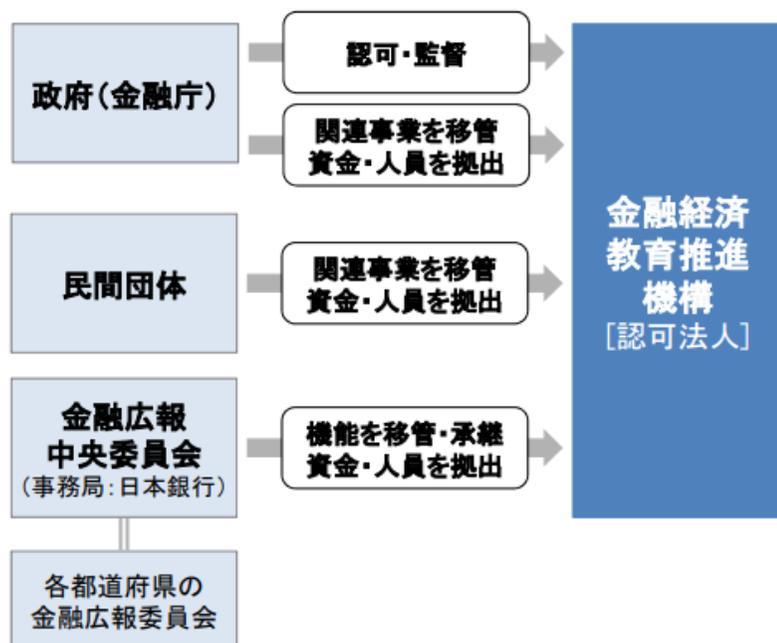
(参考) 金融経済教育推進機構の概要

I

金融経済教育推進機構の概要

- 関連法案が国会で成立・施行された場合には、新たな認可法人となる「金融経済教育推進機構」を2024年春に設立、同年夏に本格稼働させられるよう準備を進めていく予定。

イメージ



(注) 新たな経営陣の下で決定される事項ではあるが、想定される機構のイメージとしては、役職員数が約70名、年間の予算規模は約20億円であり、うち9割以上は民間からの拠出金。

機構における取組み

① 顧客の立場に立ったアドバイザーの普及・支援

中立的立場にある機構において、特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・支援し、顧客が気軽に相談できる環境を整備。

② 金融経済教育活動の重複排除・抜本的拡大

官民一体で設立する新組織によって、官民の様々な主体による活動の重複を解消。それぞれが蓄積してきたノウハウを集結させ、企業の雇用者向けセミナーや学校の授業への講師派遣事業を全国において拡大。

③ 金融経済教育の質の向上

機構において、認定アドバイザー向け養成プログラムを提供。官民の各団体が有するノウハウを集結し、分野横断的な教育を行えるよう、アドバイザーの知識習得の機会を担保。

④ 教材・コンテンツの充実

官民の各団体が有するノウハウを集結し、幅広い分野を横断的に網羅した教材を開発・周知。例えば金融トラブル分野における最新事例を網羅できるよう、タイムリーな更新を行い、教育効果を向上。

⑤ 個人の悩みに寄り添ったアドバイスの提供

機構において、認定アドバイザーによる「家計管理」「ライフプラン」「資産形成」等に関する個別相談を実施し、個々の状況に応じたアドバイスが得られる環境を整備。

⑥ 調査・統計を踏まえた戦略的な教育の展開

教育活動の目標やKPIを設定するほか、金融経済教育を受けた方の意識や行動変容の状況を含む実態調査を実施。PDCAサイクルの中で、戦略的な教育のあり方を継続的に追求。

- 5 -

自動移換

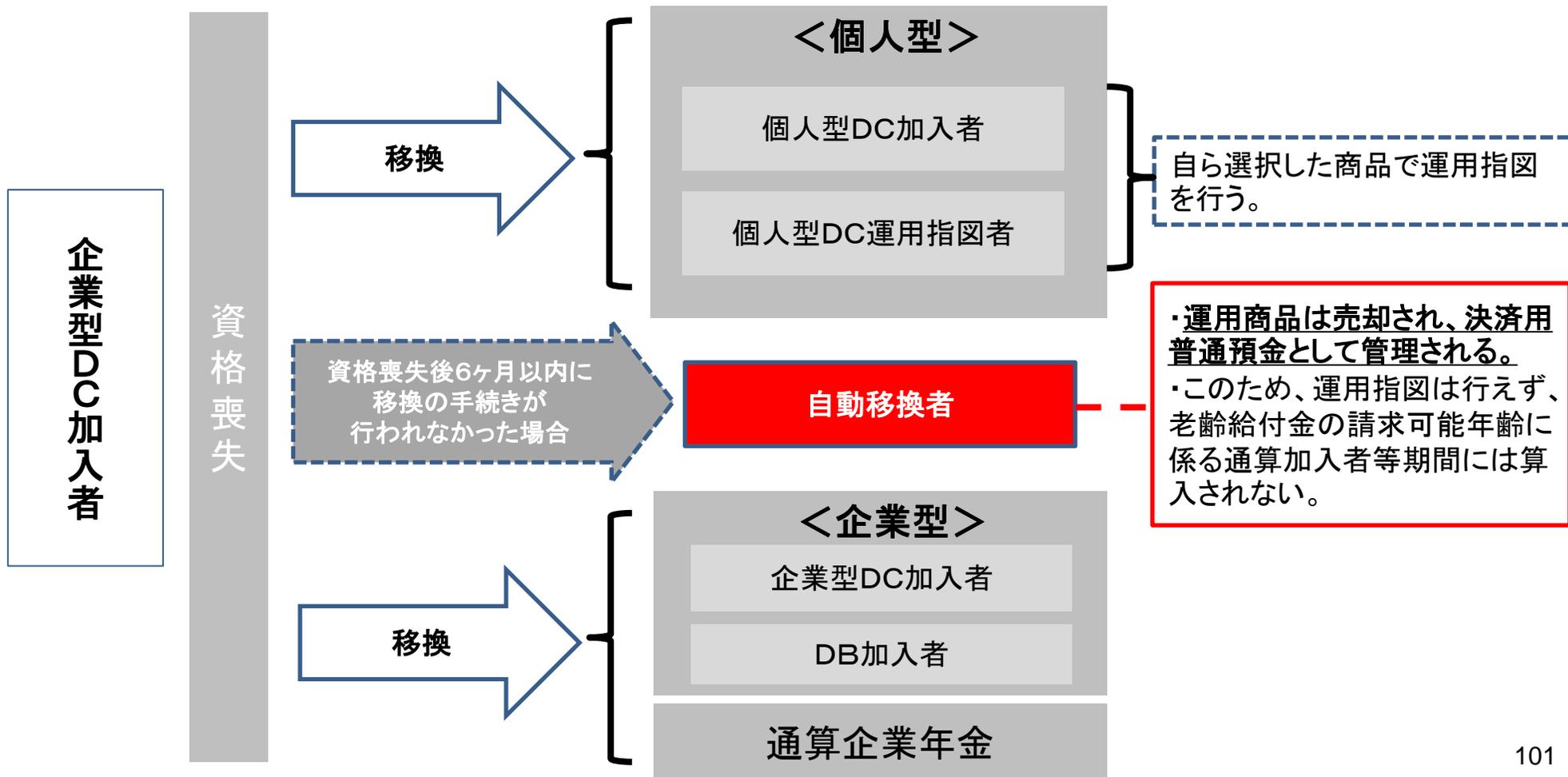
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

確定拠出年金（DC）の自動移換

- 転職等によって企業型DC加入者の資格を喪失した後、6ヶ月以内に個人型DC等の移換可能な私的年金制度への移換がなされなかった場合、強制的に自動移換者となる。
- 自動移換者となった場合、それまでの拠出金に充てていた運用商品は現金化され、決済用普通預金として管理されるが、管理手数料が毎月徴収されることになるため、積立額が目減りすることになる。



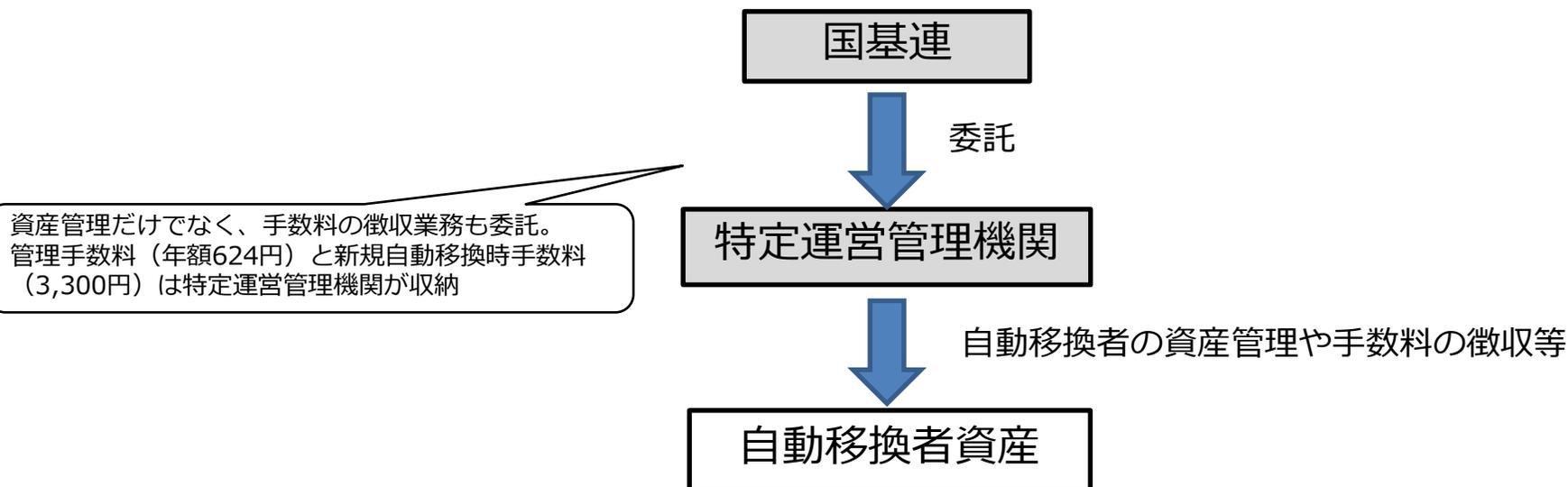
確定拠出年金（DC）の自動移換に関する手数料について

- DCの自動移換者に係る手数料については、新規自動移換時に徴収する手数料及び定期的に徴収する管理手数料があり、国民年金基金連合会が特定運営管理機関を通じて徴収している。

<自動移換者に係る手数料>

手数料名称	金額	収納主体	手数料の用途
管理手数料（月額）	52円（月次） ※年額換算624円	特定運営管理機関	自動移換者原簿管理、手続勸奨文書送付等
新規自動移換時手数料	3,300円（回）	特定運営管理機関	自動移換者データの受入、移換通知書送付、入金管理等
	1,048円（回）	国民年金基金連合会	個人別管理資産の移受換、記録管理、手数料徴収等
企業型又は個人型への移換に係る手数料	1,100円（回）	特定運営管理機関	移換通知書の作成、振込指図、原簿の引継等

<自動移換者の手数料徴収事務のスキーム>

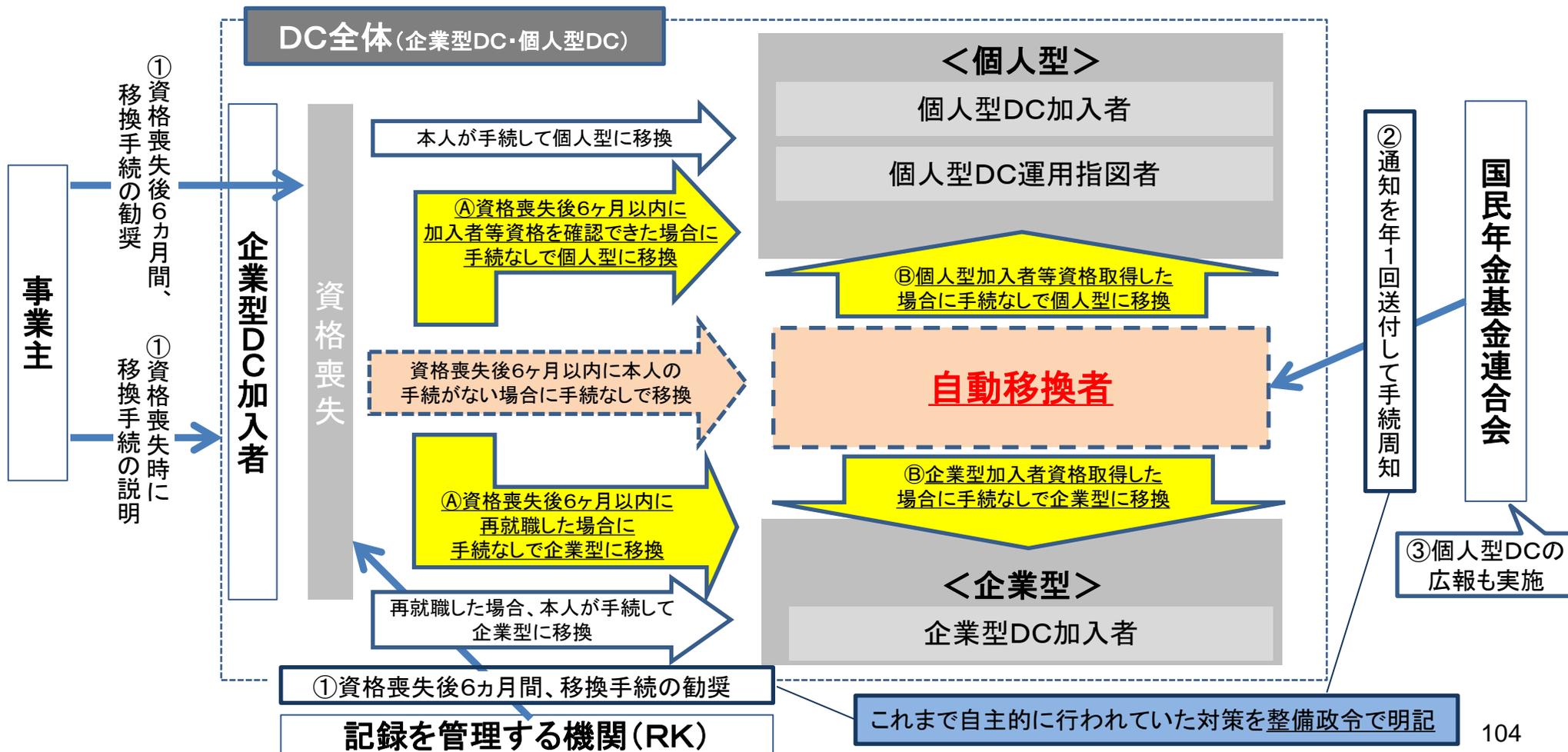


確定拠出年金（DC）における自動移換への取組①

- 企業型DCの加入者は、退職により加入者資格を喪失後6ヵ月以内に、本人の責任で年金資産の移換等の手続をすべきところ、その手続をしなかった場合に、その資産が国民年金基金連合会（連合会）に自動的に移換（自動移換）され、運用されないまま手数料のみ引かれることとなっている。
- DCは、加入者本人の責任で運用を行う制度であり、企業を退職して企業型DCの加入者資格を喪失した際には、加入者本人が、個人型DCに加入する等の資産移換手続をとっていただく必要がある。
 - ※ コストや事務負担を考慮し、実際に移換手続をとるかどうかは本人の判断。また、自動移換された年金資産を管理している連合会では、資産の保全を行うとともに、本人からの移換申出や請求があれば対応している。
- 加入者本人が移換手続を行うよう、厚生労働省・事業主・記録を管理する機関・連合会では、以下の対策を実施。
 - ① 厚生労働省では、事業主及び記録を管理する機関（RK）に対して、退職者に対する移換手続の説明・勧奨を行うよう、指導。
 - ② 連合会では、自動移換者に対して通知を年1回送付して手続周知（住所不明者分は日本年金機構に住所を照会して分かる範囲で把握）。
 - ③ 連合会では、平成29年1月から個人型DC加入範囲が拡大されたことから、より多くの退職者が個人型DCに加入可能になる旨を周知。
- 以上の対策に加え、厚生労働省では、平成28（2016）年のDC改正法により整備されたDC間ポータビリティの規定に則り、以下の対策を実施（平成30（2018）年5月施行）。
 - ① 企業型DCの加入者が転職して他の企業型DCの加入者になった、又は個人型DCの加入者等になったにもかかわらず、転職前の企業型DCの年金資産を転職後の企業型DC又は個人型DCに移換する手続をしないまま6ヵ月経過した場合には、本人の申出がなくとも、転職前の企業型DCの年金資産を転職後の企業型DC又は個人型DCに移換。
 - ② 自動移換者が企業型DC又は個人型DCの加入者等になった場合には、本人の申出がなくとも、自動移換された年金資産を企業型DC又は個人型DCに移換。
- また、DC改正法の公布2年内施行分において、これまで自主的に行われていた対策のうち、①RKによる移換手続勧奨や②連合会による年1回周知の内容を政令に明記。

確定拠出年金（DC）における自動移換への取組②

- (1) これまで自主的に行われていた対策のうち、①RKによる移換手続勧奨や②連合会による年1回周知をDC改正法の平成30年5月施行分の整備政令に明記。
- (2) DC改正法（平成30年5月施行分）により整備されたDC間ポータビリティの規定に則り、④転職前の企業型の年金資産や、⑤自動移換された年金資産を、転職後の企業型DCや個人型DCに移換する対策を新規に実施。



確定拠出年金（DC）の自動移換者の現状

- 自動移換者に対しては、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用している。

自動移換者等の状況

(令和5年3月31日現在)

令和4年度末時点での人数		
自動移換者（管理資産額）	661,528 人	(2,818 億 9,700 万円)
※資産額 0 円を含む自動移換者	1,183,061 人	
令和4年度における年間件数		
① 新規自動移換者（資産額）	150,227 人	(565 億 8,200 万円)
② 企業型・個人型移換戻し件数（資産額）	48,236 人	(314 億 2,600 万円)
③ 死亡一時金件数（金額）	641 件	(7 億 6,700 万円)
④ 脱退一時金件数（金額）	1,331 件	(3 億 2,300 万円)
⑤ 70 歳裁定件数（金額）	74 件	(3,800 万円)
⑥ 自動移換者増加（資産額）	99,945 人	(231 億 4,500 万円)

出所：令和4年度 国民年金基金連合会業務報告書より厚生労働省作成

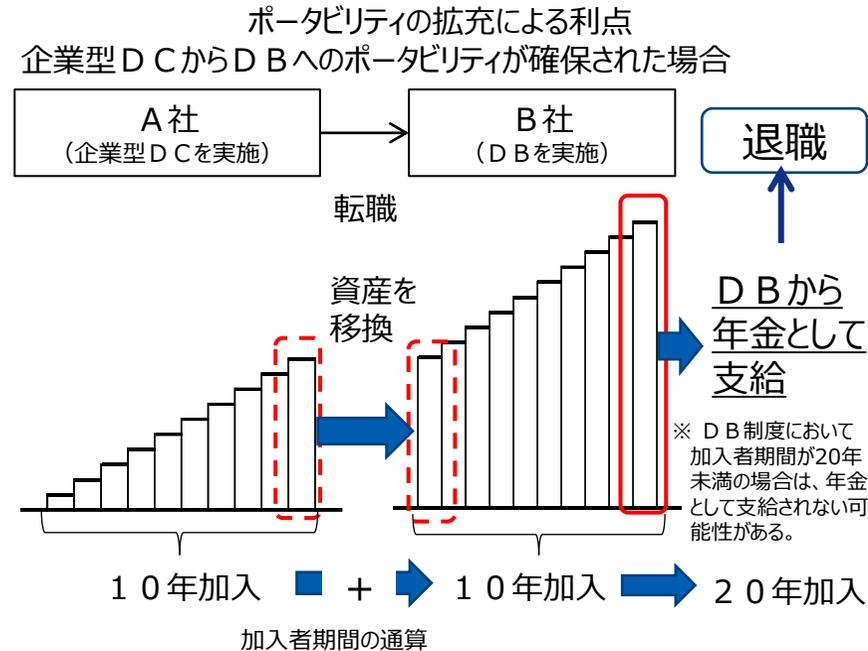
(参考) 年金資産の持ち運び (ポータビリティ)

- 制度間のポータビリティとは転職時等に制度間 (例: DB→DC) の資産移換を可能とするもの。
 - ※ 例えば、企業DBで積み立てた資金は、転職時に転職先の企業年金 (DC等) に資産を移換し、当該移換資金も合わせた形で転職先の企業年金を実施することができる。
- 制度間のポータビリティを拡充し、老後の所得確保に向けた継続的な自助努力を行う環境を整備。

【私的年金制度における年金資産の持ち運び (ポータビリティ)】

		離転職先で導入している制度、資産移換先の制度				
		確定給付企業年金 (DB)	企業型確定拠出年金 (企業型DC)	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	通算企業年金	中小企業退職金共済
離転職前に加入していた制度等	DB	● (DB/個人単位) ※2 ▲ (DB/制度移行) ※1 ※2	● (DB/個人単位) ▲ (DB/制度移行) ※1	●	●	▲ ※1 ※3
	企業型DC	● ※2	●	●	●	▲ ※3
	iDeCo	● ※2	●	-	×	×
	通算企業年金	● ※2	●	●	-	×
	中小企業退職金共済	▲ ※2 ※3	▲ ※3	×	×	●

- : 個人の申出により移換、▲ : 事業主の手続きにより移換、- : 対象外、× : 移換不可
- ※ 1 離転職前等に参加していたDB規約の定めによる
- ※ 2 離転職先等で導入しているDB規約の定めによる
- ※ 3 合併等の場合に限る



- ・ 加入者期間を通算することにより、将来年金として支給を受けることができる。
- ・ 企業年金に係る諸手続を、複数の制度に対して行う負担が軽減される。